

国への政策提案書

佐賀県政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年4月に発生した平成28年熊本地震では、震度7に及ぶ強い揺れとその後の余震の影響により、甚大な被害が発生するとともに、多くの方が避難を余儀なくされております。

このような大規模災害においては、近隣の自治体等が、被災者及び被災地の行政への支援を迅速に展開できるような体制づくりが不可欠です。

また、人口減少がさらに加速することが予測され、経済活動の低下や過疎化の進行など、地域の活力が低下していくことが懸念されている中、将来にわたり活力を維持していくためには、地域が自ら考え、行動し、地域の諸課題に対して取り組んでいくことが強く求められています。

このような中、佐賀県では、人を大切にしてきた歴史や風土といった地域の強みや魅力をさらに磨き上げながら、誇りを持って次の世代に繋げていきたいと考えており、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念として、各種施策に全力で取り組んでいるところです。

この取組を着実に推進し、佐賀県民の思いを実現するため、平成29年度において国の施策として取り組んでいただきたい、佐賀県としての重点項目を取りまとめました。

この中には佐賀県というよりも「地方」という立場から、国での制度創設や制度改善を要請するものも含んでいます。

是非実現に向けて御検討くださるよう、よろしく申し上げます。

平成28年5月

佐賀県知事 山口 祥 義



目 次

熊本地震を踏まえた防災・減災対策編

災害時広域支援関係

防災拠点機能及び広域応援体制の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(総務省・消防庁)	
九州佐賀国際空港の施設機能強化について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(内閣府・国土交通省)	
広域幹線道路ネットワークの整備について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(国土交通省)	

災害対策関係

建築物等の耐震化の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(国土交通省)	

一般提案編

政策部

佐賀大学の教育研究機能の充実・強化について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(文部科学省)	

危機管理・報道局

原子力災害対策の強化について・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(内閣府・厚生労働省・原子力規制委員会)	

総務部

高校生等への修学支援の拡充について・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(文部科学省)	
法人事業税の地方への適正な配分について・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(総務省)	

地域交流部

- 地方創生の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
(内閣府・総務省)
- 訪日中国人観光客誘致促進のための査証制度の運用について・・・・・・・・ 2 4
(法務省・外務省・観光庁)
- 九州佐賀国際空港及び伊万里港の国際化に向けたC I Q (税関・出入国管理
・検疫)体制の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
(法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省)
- フリーゲージトレインの導入による九州新幹線西九州ルート of 整備推進及び
在来鉄道の利便性向上対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
(総務省・国土交通省)
- 地域における交通手段確保のための取組の促進について・・・・・・・・・・ 2 9
(国土交通省・観光庁)
- 重要港湾の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 2
(国土交通省)

文化・スポーツ交流局

- 東京オリンピック・パラリンピック開催効果の地方への波及について・・・・ 3 3
(内閣官房・スポーツ庁)
- 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた財政的支援
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 4
(スポーツ庁・国土交通省)

県民環境部

- 原子力発電所の厳格な審査と国の説明責任について・・・・・・・・・・・・・・ 3 5
(原子力規制委員会)
- 有明海再生の早期実現について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 6
(農林水産省・水産庁・環境省)

健康福祉部

- パーキングパーミットの制度化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 7
(内閣官房・内閣府・スポーツ庁・厚生労働省・国土交通省)
- 介護職員の処遇改善について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9
(厚生労働省)
- 障害者福祉施策の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0
(厚生労働省)
- 障害者に対する医療支援の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
(厚生労働省)

視聴覚障害者向け放送の充実について	4 3
	(総務省)
持続可能な国民健康保険制度の確立について	4 4
	(厚生労働省)
肝炎対策の推進について	4 6
	(厚生労働省)
結核対策の充実・強化について	4 8
	(厚生労働省)
難病対策について	4 9
	(厚生労働省)

男女参画・こども局

女性の活躍推進について	5 0
	(内閣府・厚生労働省)
誰もが安心して子育てができる社会の実現について	5 1
	(内閣府・文部科学省・厚生労働省)

産業労働部

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定について	5 3
	(内閣官房・農林水産省)
水素社会の実現に向けた水素供給インフラの計画的な整備等について	5 5
	(経済産業省)
国の海洋再生可能エネルギー「実証フィールド」のインフラ整備等について	5 7
	(内閣官房)
原子力政策の具体的な取組について	5 8
	(経済産業省)
再生可能エネルギーの更なる活用促進に向けた環境整備について	6 1
	(経済産業省)
おにぎりや巻き寿司等に使用されるのりの原料原産地の表示義務化について	6 3
	(消費者庁・水産庁)
農水産物等の輸出促進について	6 4
	(農林水産省・経済産業省)
廃炉に伴う原子力発電所立地地域の振興について	6 6
	(経済産業省)

農 林 水 産 部

水田農業振興の対策強化について・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
	(農林水産省)
園芸振興対策の強化について・・・・・・・・・・・・・・・・	7 0
	(農林水産省)
畜産振興対策の強化について・・・・・・・・・・・・・・・・	7 2
	(農林水産省)
中山間地域農業対策の強化について・・・・・・・・・・・・・・・・	7 5
	(農林水産省)
農業経営・人づくり対策の強化について・・・・・・・・・・・・・・・・	7 7
	(農林水産省)
魅力ある農業農村の実現に向けた農業農村整備事業の推進について	7 9
	(農林水産省)
国営土地改良事業の促進について・・・・・・・・・・・・・・・・	8 1
	(農林水産省)
森林・林業の再生に向けた対策の拡充について・・・・・・・・	8 2
	(内 閣 府・農林水産省・林 野 庁)
有明海再生の早期実現について〔再掲〕・・・・・・・・	3 6
	(農林水産省・水 産 庁・環 境 省)
環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定について〔再掲〕	5 3
	(内 閣 官 房・農林水産省)

県 土 整 備 部

社会インフラの老朽化対策の推進・充実について	8 4
	(国土交通省)
設計労務単価の適正化について	8 5
	(農林水産省・林 野 庁・国土交通省)
公共用地の先行取得における補助対象の拡大について	8 6
	(国土交通省)
地籍調査負担金の予算確保について	8 7
	(国土交通省)
無電柱化の推進について	8 8
	(国土交通省)
生活排水処理施設の整備推進について	8 9
	(内 閣 府・農林水産省・国土交通省・環 境 省)
城原川の治水対策の推進について	9 0
	(国土交通省)
筑後川水系ダム群連携事業等の推進について	9 1
	(国土交通省)

県民の暮らしを支える社会資本整備の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・	9 2
	(国土交通省)

教 育 庁

新たな教職員定数改善計画の策定と確実な実施について・・・・・・・・・・・・	9 4
	(文部科学省)
障害のある児童生徒支援の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 5
	(文部科学省)
教育の情報化推進のための環境整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 7
	(文部科学省)

警 察 本 部

警察官政令定数の増員について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 9
	(警 察 庁・総 務 省・財 務 省)

熊本地震を踏まえた
防災・減災対策編

防災拠点機能及び広域応援体制の充実について

総務省・消防庁

【提案・意見内容】

本年4月に発生した「平成28年熊本地震」では、多くの尊い人命や財産が奪われ、住民生活や生産活動等への大きな影響が続いており、地方自治体の一部には、激しい揺れによる庁舎の損壊により被災者対応等の業務に支障が出ています。

各地方自治体では、これまでも東日本大震災など過去の震災を教訓に、避難所や防災施設の整備といった対策に取り組んできましたが、これらの対策には重い財政負担や長い期間を要するため、未だ道半ばに留まっているのが現状です。しかしながら、今回の地震による防災拠点の損壊という状況を踏まえれば、これらの対策を早急に進める必要があり、さらに今後の検証作業を通じて得られる知見に基づく新たな対策に着実に取り組んでいくためにも、国による充実した支援の継続が不可欠です。

また、近い将来での発生が懸念されている南海トラフ巨大地震を始め、大規模災害時においては県域を超えた広域応援が欠かせないことから、その体制構築のための取組を強化する必要があります。

【具体的な提案事項】

- (1) 各地域にとどまらず、大規模災害時の都道府県の範囲をも超える広域的な防災活動においても極めて有効な消防防災ヘリコプターについては、当該自治体における1機目の導入についても国による無償貸与の対象とすること。また、導入後の運用に要する経費についても支援を拡充すること。
- (2) 平成28年度までとなっている緊急防災・減災事業債を恒久化又は期間を延長するとともに、現行の充当率(100%)及び交付税算入率(70%)を維持しつつ、防災拠点となる庁舎の機能強化等を対象とするなど、要件を緩和すること。

【当県の現状と課題】

- 当県としては現在、大規模災害にも迅速かつ的確に対応できるよう、老朽化した県防災行政通信ネットワークシステム等の再整備に着手するなど、災害対策の体制強化に取り組んでおり、今後、今回の熊本地震から得られる教訓を踏まえた地震対策の検証及び改善にも取り組むこととしているが、施設整備等の事業の中には長期の事業期間を要するものもある。
- また、県内には防災拠点となる庁舎の耐震化を終えていない市町も少なくなく、万一、それらの庁舎が損壊すれば、当該市町における災害対応に著しい支障が生じることはもちろん、県はその支援に注力せざるをえなくなり、県外への支援に取組めなくなる事態に陥ることも想定される。
- さらに、当県では消防防災ヘリコプターを保有していないが、今回の熊本地震でも救急救助での有効性を改めて認識したところであり、市町や消防本部からの要望もあることから、現在、導入に向けた検討を進めているところである。

- 当県は、国の南海トラフ巨大地震の被害想定のおよそ半分の項目が「－」（わずか）とされ、九州では最も被害は小さい。また、九州の真ん中に位置し、交通面では高速道路や鉄道の縦のライン（福岡～鹿児島）と横のライン（大分～長崎）が交差するクロスポイントを有している。このため、九州における大規模災害発生時には、応援拠点としての役割が期待されている。
- 今回の熊本地震においても、鳥栖市内の物流センターが、国による避難所へのプッシュ型の物資輸送（食料）の集積拠点となった。
- 今後、災害発生時の迅速かつ効率的な広域応援を行っていくためには、さらなる拠点施設の整備及び体制の構築が不可欠である。

九州佐賀国際空港の施設機能強化について

(平成 28 年 1 月 16 日、新愛称「九州佐賀国際空港」がスタート)

内閣府・国土交通省

【提案・意見内容】

我が国では、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックにあわせた訪日観光客数 4000 万人を目標としており、その受入にあたっては地方空港が果たす役割が重要になります。

九州佐賀国際空港は、平成 24 年以降、春秋航空による上海便やティーウェイ航空によるソウル便の就航、東京便の増便（5 便化）や成田便の就航などにより、路線や便数が充実した結果、昨年度の利用者数は過去最高の約 63 万人を記録しました。

このような中、佐賀県では、今後の新規路線や増便といった路線計画、空港施設の機能強化に向けた施設計画等を「佐賀空港がめざす将来像」として取りまとめ、LCC の拠点空港化を進め九州におけるゲートウェイ空港として発展させていくこととしており、その受け皿となる施設の機能強化が必要です。

国におかれましては、本年度、駐機場の実施設計に係る予算を確保していただいたところですが、引き続き、機能強化に向けた予算の確保をお願いします。

また、今年 4 月に発生した熊本地震において、九州佐賀国際空港は、警察、消防、海上保安庁、災害派遣医療チーム（D-MAT）、アジアパシフィックアライアンス・ジャパンなどの災害支援 NPO などによる情報収集、人命救助、物資支援といった防災拠点としての役割を果たしたところであり、駐機場が被災地へ向かう小型機の発着場所として活用されました。

九州各県へのアクセス性に優れる九州佐賀国際空港が、災害等発生時の九州の防災拠点として果たす役割は大きいものと改めて認識したところです。

国におかれましては、九州の防災拠点としての九州佐賀国際空港の活用と機能強化について、ご検討をお願いします。

【具体的な提案事項】

- (1) 九州佐賀国際空港が九州のゲートウェイ空港として発展していくために不可欠な施設の機能強化に必要な予算を確保すること。
- (2) 九州の防災拠点としての九州佐賀国際空港の活用と機能強化について検討すること。

【当県の現状と課題】

<九州佐賀国際空港>

- ・滑走路 2,000m ・エプロン 4 バース ・国際線専用施設 平成 25 年 12 月開設
- ・運航路線 東京便 5 往復/日、成田便 1 (週末 2) 往復/日、上海便 3 往復/週、ソウル便 3 往復/週
- ・利用者数 平成 27 年度は過去最高の年間 63 万人を記録。

○佐賀空港がめざす将来像（平成 27 年 9 月策定）

- ・国際線：九州佐賀国際空港とアジア地域のハブ空港との路線の強化
今後、概ね 10 年の間に上海便、ソウル便、杭州便、台湾便、香港便の増便や新規就航、さらにその後、東南アジア、南アジアの路線開設を想定
- ・国内線：九州佐賀国際空港と国内ハブ空港との路線の強化
今後、概ね 10 年の間に東京便、成田便、関西便、中京便の増便や新規就航
- ・空港施設の機能強化：駐機場や旅客ビルの拡張、滑走路延長の検討
平成 28 年度は駐機場拡張の実施設計

※現在、駐機場は 3 バースが旅客用に使用可能ですが、増便や新規就航により余裕がなくなってきており、今後のダイヤ編成や誘致活動への影響が懸念される状況であるため、早期の拡張が必要です。

※駐機場の拡張により、災害対応ヘリなどの更なる受入れが可能となります。

広域幹線道路ネットワークの整備について

国土交通省

【提案・意見内容】

当県では地域や産業の活性化というストック効果の発現のため、更には救急搬送や災害発生時の避難、救援物資運搬など緊急時の活動を円滑に実施するため、地域間の移動時間や距離を短縮するとともに、予定している時間どおりに移動・輸送ができるようになることを目指しています。

このため、県内の主要都市を結ぶ走行性の高い広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が必要です。

【具体的な提案事項】

- (1) 広域幹線道路を形成する有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号の整備を進めると共に、これらに必要な財源の確保と予算の重点配分を行うこと。
- (2) 特に、次の事項について配慮すること。
 - ・有明海沿岸道路について、大川佐賀道路及び佐賀福富道路の全区間早期供用に向けた予算の重点配分を行うこと。
 - ・佐賀唐津道路について、多久佐賀道路（I期）及び佐賀道路の早期整備に向けた予算の重点配分を行うこと。
- (3) 広域幹線道路を補完する国道3号及び国道34号の道路拡幅、バイパス整備等を進めること。

【当県の現状と課題】

- 小さな都市が各地に分散する分散型県土を形成している当県において、地域資源を活かした産業の立地や活発な経済活動を促進するためには、高速交通ネットワークによる時間・距離の短縮と定時性の確保は重要な意味を持っており、地域にとって、将来の発展のベースとなる広域幹線道路を基軸とした幹線道路ネットワークの整備は不可欠なものとなっている。

【事業の概要】

- 有明海沿岸道路
 - ・大川佐賀道路（直轄事業区間）の全区間早期供用
 - ・佐賀福富道路（県事業区間）の全区間早期供用
 - ・福富鹿島道路（県事業区間）の早期着工に向けた予算の重点配分
 - ・鹿島諫早間の地域高規格道路としての位置付けの明確化
- 佐賀唐津道路
 - ・多久佐賀間の事業推進
 - ・唐津相知間の早期事業化

○西九州自動車道

- ・唐津伊万里道路、伊万里道路、伊万里松浦道路の事業推進

【唐津伊万里道路】南波多谷口 IC～（仮）伊万里東 IC：平成 29 年度供用予定

○国道 498 号

- ・若木バイパスの予算の重点配分

○国道 3 号

- ・鳥栖拡幅、鳥栖久留米道路の事業推進

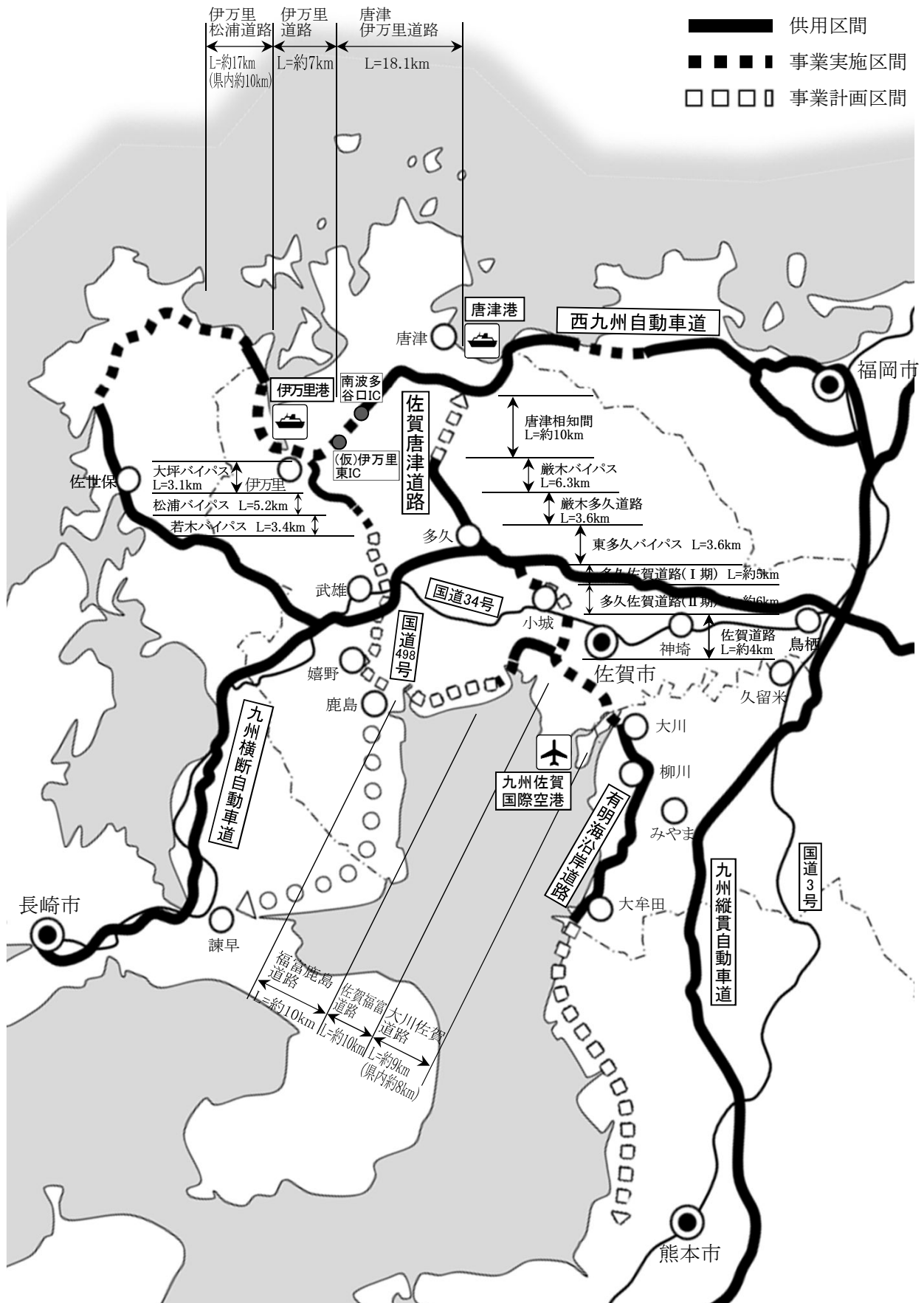
○国道 34 号

- ・神埼佐賀拡幅、武雄バイパスの事業推進

【武雄バイパス】平成 29 年度供用予定

- ・鳥栖神埼間、江北北方道路の早期事業化

「広域幹線道路ネットワークの整備について」 付属図



建築物等の耐震化の推進について

国土交通省

【提案・意見内容】

建築物の耐震化については、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25 年 11 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正が施行され、病院・店舗・旅館等の不特定多数が利用する大規模な建築物等で地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断が義務付けられました。

また、中央防災会議の「防災基本計画」では、不特定多数の者が使用する鉄道駅について、国・地方公共団体及び施設管理者は、「耐震性の確保に特に配慮するものとする」とされています。

東日本大震災を教訓として、災害に強い安全・安心な社会の実現に向け、国、地方公共団体、国民等が一体となって建築物等の耐震化に取り組んでいく必要があります。

【具体的な提案事項】

- (1) 耐震対策緊急促進事業の補助率を嵩上げ、民間事業者等の負担軽減を図ること。
- (2) 鉄道駅及び鉄道高架橋の耐震化が一層推進されるよう、国の補助制度の補助率嵩上げにより地方負担の軽減を図ると共に、制度存続及び対象の拡大を図ること。
- (3) 地方における建築物の耐震診断や耐震改修に係る専門技術者の不足を解消するため、国として専門技術者の育成を積極的に行なうこと。

【当県の現状と課題】

(1) 耐震対策緊急促進事業の補助率嵩上げ

- 県内の民間企業の経営状況はなお、厳しい状況が続いており、民間建築物の耐震改修については、事業者の負担割合が大きいため、耐震化が進んでいない状況にある。
- 耐震診断を義務化する法改正とあわせて創設された耐震対策緊急促進事業（3年間の時限措置）の事業期間が平成 30 年度までに延長されたことから、この期限内に着実に大規模建築物の耐震改修が実施されるよう民間事業者等の負担を低減する必要がある。

(2) 鉄道駅及び鉄道高架橋の耐震化の一層の推進

- 国の補助制度の補助対象駅は、「乗降客数が一日 1 万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅」となっており、当県では唯一 JR 佐賀駅が該当する。JR 佐賀駅の耐震化については、これまでに 435 本の耐震化が完了しており、平成 29 年度までに県が支援対象とした 595 本の耐震化工事を計画している。
- この補助制度においては、鉄道高架橋と緊急輸送道路が立体交差する箇所や一日の乗降客数が 1 万人に満たない駅が補助対象外となっていることから、災害時の避難経路の確保や駅利用者の安全で快適な公共交通を維持するためにも引き続き駅の耐震化に係る制度を存続するとともに、対象の拡大や補助率の嵩上げにより、鉄道駅及び鉄道高架橋の耐震化を推進する必要がある。

(3) 建築物の耐震診断や耐震改修に係る専門技術者の育成

- 地方においては、耐震診断を行う専門技術者や耐震診断の判定を行う第三者機関の学識経験者、専門技術者が不足しており、建築物の耐震化を推進する上で大きな支障となっている。

また、耐震改修促進法の改正により大規模建築物等の耐震診断が義務化されたことから、全国的に専門技術者が不足し、技術者の確保が一層困難になると予想される。

このため、耐震診断の技術者を育成するための研修会の開催など、国からの積極的な技術支援が必要である。

一般提案編

佐賀大学の教育研究機能の充実・強化について

文部科学省

【提案・意見内容】

地方創生のためには、地域の大学が持つ人的・物的・知的財産を最大限に活用することが必要です。

現在、佐賀大学においては、地域の活性化、地域産業の振興に資するとともに、国際的な課題等にも対応した様々な取組が展開されており、今後、これらの取組を更に発展させるためには、同大学における教育研究機能の充実・強化が必要です。

【具体的な提案事項】

- (1) 佐賀大学における入学者選抜方法のひとつとして「地域創生枠（佐賀県枠）」を設けること
- (2) 佐賀大学における新たな教育研究の推進のため、下記事業を選定し、教育研究機能の充実・強化を図ること
(大学教育の質的転換による地域社会を先導する学生の育成・輩出)
 - ① 多面的・総合的な評価の実現に向けた高大接続改革実行プロジェクト
 - ② 地域・国際連携による農業版MOT教育プログラム
(地域に根ざしたイノベーション創出拠点としての強み・特色を活かした研究の推進)
 - ③ 海洋エネルギーにおける実証研究の推進と先導的国際共同研究拠点化
 - ④ ハブ型ネットワークによる有明海地域共同観測プロジェクト
 - ⑤ 九州地域シンクロトン光活用拠点におけるイノベーション技術開発と人材育成
(地域の課題解決や発展に貢献する教育研究機能の強化)
 - ⑥ 地（知）の拠点大学における地方創生推進事業（コミュニティ・キャンパス佐賀 アクティベーション・プロジェクト及びさが地方創生人材育成・活用プロジェクト）の推進
- (3) 国立大学法人運営費交付金については、地方の国立大学が地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方課題の解決に貢献する地方創生の拠点としての役割を担っていることを踏まえ、その教育、研究の基礎を支える基盤的な交付金として、極端な競争原理や成果主義に陥ることなく、十分な予算を確保すること

【当県の現状と課題】

(1) 地域創生枠の創設

- 過去5年（平成23年3月～平成27年3月）の佐賀大学卒業生の就職状況をみると、県内出身者が県内に就職する割合（約35.8%）は、県外出身者が県内に就職する割合の約3倍。
地域創生枠として佐賀県枠が確保できれば、佐賀県出身の佐賀大学進学者数の増加が見込まれ、県内就職者数の増加につながることを期待される。

【参考】佐賀大学卒業生の県内就職状況

	県内出身者			県外出身者		
	卒業者数 A	うち県内 B	割合(%) B/A	卒業者数 C	うち県内 D	割合(%) D/C
平成23年3月 卒業	376	153	40.7%	983	95	9.7%
平成24年3月 卒業	421	158	37.5%	991	113	11.4%
平成25年3月 卒業	409	148	36.2%	948	98	10.3%
平成26年3月 卒業	449	158	35.2%	916	128	14.0%
平成27年3月 卒業	478	146	30.5%	829	101	12.2%
5年間平均	2,133	763	35.8%	4,667	535	11.5%

(2) 教育研究機能の充実・強化

(大学教育の質的転換による地域社会を先導する学生の育成・輩出)

① 多面的・総合的な評価の実現に向けた高大接続改革実行プロジェクト

- 個別大学の入試改革については、大学教育と高校教育の繋がりを意識した、従来の手法にとられない多面的・総合的な評価方法の開発及び高大連携活動の一体的改革を実行することにより、個別大学における入試改革に留まらない高大接続改革モデルを確立する。
- ICT 利活用教育を実施している佐賀県教育委員会と連携することで、公立高校の生徒全員がタブレットを所持している環境を利用し、C B T (Computer Based Testing 情報技術を活用したテスト) のモニターテスト等を実施する。この協力・連携を通して佐賀大学版C B T の作題機能を強化する。

② 地域・国際連携による農業版MOT教育プログラム

- 本プログラムは、農学研究科修士課程の副コースと特別の課程において実施している高度な農業技術経営管理者の育成(農業版MOT教育)を、地域・国際連携による教育ネットワークを構築し、教育プログラム高度化を推進することで、当該分野の拠点形成するものである。
- T P Pなどの農業の自由化への対応、農業経営規模の拡大と法人化、農業・農村の6次産業化、企業等による農業分野への参入等を推進するために、高度な農業技術や経営能力、高い倫理観と使命感・企業家精神及び農業分野の国際化に対応できる農業技術経営管理者を育成する。

(地域に根ざしたイノベーション創出拠点としての強み・特色を活かした研究の推進)

③ 海洋エネルギーにおける実証研究の推進と先導的国際共同研究拠点化

- 海洋エネルギーの利用は、21世紀のエネルギーと環境問題を解決する有力な方法の一つとして、現在、その実用化研究と実証フィールドの建設が世界各所で行われている。特に、実用化に関連して、海洋エネルギー変換システムの国際規格や国際的なプロジェクトとの連携および国際人材育成が重要となり、国際的な先導共同研究拠点が求められている。
- 我が国でも、平成19年に「海洋基本法」が制定され海洋の利用・開発の必要性が示され、海洋エネルギー分野の拠点としての当センターの役割は、益々重要になっている。特に、政府が平成25年に施行した第二期の新しい「海洋基本計画」では、海洋エネルギー等に関する教育、人材育成等の重要性・必要性が強く求められている。

④ ハブ型ネットワークによる有明海地域共同観測プロジェクト

- 佐賀大学をハブとして有明海沿岸4県の大学が連携して有明海の調査を行い、外海水の影響や潮汐長期変化の影響など長期環境変動の機構を解明し、環境再生策の検討を行うとともに、真

の有明海環境再生に向けて地域の研究者・市民・行政・事業者が連携して取り組むことができるような仕組み作りを検討する。

- 有明海的环境異変問題は、佐賀県のみならず、有明海周辺の市民、行政等からの強い要請がある研究課題であり、その解決に大きな期待が寄せられている。
- ⑤ 九州地域シンクロトロン光活用拠点におけるイノベーション技術開発と人材育成
 - 九州地域のシンクロトロン光研究拠点において、大学の教育研究機能を核とした佐賀県との連携や九州地域の大学および国内外の研究機関との連携協力協定を基に、シンクロトロン光を活用した先端的なイノベーション基盤技術の開発研究を展開するとともに、将来の地域発展を支える理工系人材を育成する。
 - エネルギー・環境・資源・地域産業において直面する社会的・科学的課題の解決に向け、次世代のナノスケール光・電子・スピンドバイス材料として期待される混晶半導体、薄膜、ナノ粒子、分子材料について開発研究を展開するとともに、将来の地域ならびに日本・世界を支え先導する国際的視野を持った理工系人材の育成を行うことが必要である。

(地域の課題解決や発展に貢献する教育研究機能の強化)

- ⑥ 地（知）の拠点大学における地方創生推進事業（コミュニティ・キャンパス佐賀アクション・プロジェクト及びさが地方創生人材育成・活用プロジェクト）の推進
 - 佐賀大学と西九州大学は、佐賀県全域をキャンパスと位置付け、学生・教職員による実践的な教育研究を通して、地（佐賀県域）と知（教育研究）のアクションを進めることで、佐賀の地における知の拠点としての機能を強化する。
 - この目的を実現するため、両大学の教育・研究シーズを集約し、佐賀県域が抱える地域課題としての中心市街地・離島・山間地域の活性化、地域産業の振興とコミュニティの再生、地域医療・保健・福祉の向上、子どもの教育支援、高齢者の健康改善および地域環境の保全等の解決に向けた12の教育研究プロジェクトを推進する。
 - さらに、地域を志向する科目の全学必修化と就業力の向上を目指す特別の教育プログラム（副専攻制）、及びインターンシップを含む専門キャリア教育の強化による教育改革を実行するとともに、参加大学（西九州大学、九州龍谷短期大学、佐賀女子短期大学）の強みを活かした地域ニーズ対応型の戦略的研究や共同事業による雇用の拡大・創出を実現して、学生の地元就職率を向上させるものである。

(3) 国立大学法人運営費交付金の配分

- 佐賀大学は卒業生の多くが佐賀県内で教員・医師等として働き、地域の教育を担う総合大学として、大きな役割を果たしている。
- また、地域に根ざした研究拠点として、シンクロトロン光の研究、有明海環境問題に関する研究、地域学（佐賀学）の創出や情報発信など地域の経済、文化に関わる活動によって地域に貢献するとともに、先端医療や救急医療を担う地域医療の中核を担っている。
- それぞれの大学が自ら不断の努力を続けることは当然のことではあるが、地域の人材養成に多大な貢献をしてきており、直ちには効果がみえにくい文化系・教員養成の大学、また、大学が取り組む地道な研究活動に対して配慮されるべきである。
- 国立大学法人運営費交付金の配分に当たっては、国立大学法人が安定的な運営の下で地域において果たしている機能や役割を発揮できるように十分考慮するべきである。

原子力災害対策の強化について

内閣府・厚生労働省・原子力規制委員会

【提案・意見内容】

原子力災害対策については、原子力災害対策特別措置法の改正や原子力災害対策指針の策定及び改定等により一定の考え方が示され、更なる検討を進められているところですが、十分な災害対策が可能となるよう国が責任を持って対応するとともに、県を超えた調整が必要となる事項等については、国が主体的に関与することが必要です。

【具体的な提案事項】

- (1) 原子力災害対策指針においては、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定していくとともに、地方公共団体の意見を適切に反映していくこと。
- (2) 緊急時モニタリングについては、原子力災害対策指針において検討を行うべき課題としている事項について、早急に検討を開始し、平常時を含めた「環境放射線モニタリング指針」の改訂を早急に行うとともに、専門家を含めた必要な人員の確保、資機材の整備、緊急時モニタリングセンターに特化した訓練の充実を図るなど体制の整備を行うこと。
- (3) 原子力災害医療の体制については、安定ヨウ素剤の事前配布について再配布手続きの簡略化や、転出や死亡等により不要となった薬剤の回収手続きについて本人または家族によって廃棄処分ができるよう簡略化を図るなど、住民や自治体の負担を軽減できる方法を早急にマニュアルに明記すること。また、国が薬剤に関する正しい知識の啓発を行うこと。
併せて、安定ヨウ素剤の使用期限の延長について、早急に製薬業者を指導・支援するなど、実現に向け関係省庁が責任を持って対応すること。
また、住民等の長期的な健康管理対策については、国が主体的に取り組むこと。
- (4) 避難が広域に及んだ場合に備え、他県との連携を含めた原子力災害対策や避難計画の更なる充実や、医療機関の入院患者、福祉施設の入所者、在宅の避難行動要支援者等の避難対策の充実のための、避難先及び搬送手段の確保並びに搬送体制の構築など、地方公共団体の取組に対し、国においても「地域原子力防災協議会」の場を活用するなど、積極的に支援や調整に取り組むこと。
- (5) 住民に対する原子力災害対策に関する基本的な知識の普及啓発や避難計画の内容等の周知等について、地方公共団体の広報や訓練を通じた取組と連携し、国においても積極的に取り組むこと。
- (6) 原子力災害対策重点区域（PAZ 及び UPZ）内でのとるべき防護措置に必要な経費及び UPZ 圏外において必要となる経費については、全て交付金の対象とし、国で確実に予算化を行うこと。
- (7) オフサイトセンターの整備について、代替オフサイトセンターの整備等に必要な経費について、国で確実に予算化を行うこと。

【当県の現状と課題】

- 原子力災害対策指針は平成 24 年 10 月に策定され、随時改定が行われているところであるが、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的な改定が必要である。また、今後検討を行うべき課題とされている事項について、現在も更なる改定の検討が進められており、中期モニタリング及び復旧期モニタリングの在り方等の事項について今後指針に記載していくこととされている。

改定に当たっては、地方公共団体の意見を適切に反映していくことが必要である。

- 緊急時モニタリングについては、具体的な初期モニタリングの在り方、プルーム通過の判断および被ばく評価に資する資機材の整備等の考え方について、早期の提示が必要である。

また、緊急時モニタリングセンターは、複数の機関で構成される組織であり、要員は入れ替わることから、業務を円滑に行うために、訓練・研修等を通して実効性のある組織とすることが必要である。

- 安定ヨウ素剤の配布・服用については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」が策定され、随時改定されているところであるが、事前配布については、配布後も薬剤の更新業務が継続的に発生し、住民や自治体の負担が大きいとため、負担を軽減できる方法を早急にマニュアルに明記する必要がある。具体的には、

- ・再配布手続きの簡略化を図ること

- ・転出や死亡等により不要となった薬剤については、配布自治体の回収努力にも限界があるため、本人または家族によって廃棄処分ができるよう、回収手続きの簡略化を図ること

などである。

また、このような手続きが適切に進められるよう、住民に対し、国が薬剤に関する正しい知識の啓発を行う必要がある。

併せて、現在、安定ヨウ素剤の使用期限は製造後 3 年間となっているが、再配布の負担軽減のため、使用期限の延長について、製薬業者を指導・支援するなど、実現に向け関係省庁が責任を持って対応する必要がある。

- 玄海地域においては、関係する佐賀県、福岡県、長崎県の 3 県間において、原子力災害対策や避難計画の更なる充実のため、連携して取り組んでいるところである。また、住民の避難範囲が広域に及んだ場合、当県においては、避難行動要支援者の避難先が県内では不足するとともに、関係機関のみでは搬送手段が不足する可能性があり、これらの確保が大きな課題となっている。

国においては「地域原子力防災協議会」において、地方公共団体だけでは解決が困難な課題の解決を、関係省庁とともに支援することとされており、こうした仕組みも活用して、積極的な調整への支援が必要である。

- 原子力災害対策に関する基本的な知識（放射線の基礎知識や PAZ 及び UPZ における避難行動の基本的考え方等）や避難計画の内容について、地方公共団体においては様々な広報手段や訓練への住民参加を通じて周知に努めているところであるが、万が一の緊急時にスムーズな防護措置をとるためには、これらの知識について住民の十分な理解が得ることが重要であると考えられることから、国においても地方公共団体の取組と連携し、分かりやすい動画を作成する等により基本的な知識に関する全国的な周知活動を行う等、積極的に取り組むこと。

- 防護措置に必要な経費については、PAZ 及び UPZ の圏内について、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の対象とされており、さらに UPZ 圏外の地域においても、UPZ 圏内の避難住民の受入を行う地域に対する原子力防災に係る知識の普及啓発等が交付金の対象とされているが、十分な対策ができるよう、今後も必要な経費については全て交付金の対象とし、国で確実に予算化を行う必要

がある。

- オフサイトセンターについては、平成 24 年 9 月に、関係省令及びガイドラインにおいて立地要件や施設機能、代替オフサイトセンターの整備等に関する考え方が示され、平成 28 年 3 月にはガイドラインの改正がなされたところであるが、代替オフサイトセンターに関する具体的な施設・設備整備については、国において、関係地方公共団体との間で調整を図るとともに、必要な経費について確実に予算化を行う必要がある。

高校生等への修学支援の拡充について

文部科学省

【提案・意見内容】

平成 26 年度から就学支援金制度の見直しが行われ、所得制限が導入される一方で、私立高等学校等の低中所得世帯に対しては加算が拡充され、また、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯に対する奨学のための給付金事業に対する補助事業が創設されました。

しかしながら、授業料をはじめとした校納金における公立と私立の負担格差は依然として残ったままとなっており、この公私間格差の解消を図る必要があります。

また、教育の機会均等を確保する観点から、将来的には所得制限を撤廃し、さらに教育に係る経済的負担軽減を図る必要があります。

【具体的な提案事項】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 就学支援金を増額し、標準的な授業料における公私間格差の解消を図ること。(2) 将来的には、就学支援金の所得制限を撤廃すること。(3) 給付金事業に対する補助事業を拡充し、授業料以外の標準的な校納金における公私間格差の解消を図ること。 |
|--|

【当県の現状と課題】

- 就学支援金が支給される公立高校の生徒には授業料負担がない一方、私立高校においては、就学支援金の加算があるものの、一部世帯を除いて授業料負担が残っている。私立高校の保護者や関係者からは、校納金負担の格差について改善を求める声があがっている中、ほぼ全員に近い子どもが進学している高等学校については、公私を問わず、保護者の負担が同じになるような政策を講じる必要がある。
- また、就学支援金制度の見直しに係る法律改正にあたっての国会の附帯決議にもあるように、教育は未来への投資であることに鑑み、就学支援金については、将来的に所得制限を行うことなく、全ての生徒に支給することができるよう努める必要がある。
- 加えて、給付金事業に対する補助事業についても対象を拡大し、授業料以外の標準的な校納金の公私間格差についても解消を図る必要がある。

法人事業税の地方への適正な配分について

総務省

【提案・意見内容】

法人事業税の分割基準は、これまで7回の改正が行われてきましたが、平成17年度の最後の改正から、10年以上が経過し、現行の分割基準は、近年の企業の組織構造や経営形態の変化に対応できておらず、応益性に応じた負担の公平確保や住民サービスに不可欠な財源確保にはなお十分ではないと思われまます。

企業活動の実態を踏まえた税源帰属の適正化を図るためにも、分割基準の適用範囲の見直しによる法人事業税の地方への適正な配分について提案します。

【具体的な提案事項】

- (1) 親会社による出資比率が一定水準以上の子会社については、課税標準額の算定に当たり、親・子会社を一体の企業とみなし、合算した額を適用すること。
- (2) 企業の経営形態が多様化する中で税収の分割基準の区分の一つである事務所・事業所の定義について見直しを行い、フランチャイズ店舗等を「みなす店舗」として適用対象に加えること。
- (3) メガソーラーや風力発電等の再生可能エネルギーの発電施設について、「みなす事業所」として適用対象に加えること。

【当県の現状と課題】

【(1)親・子会社を一企業体とみなす分割基準の適用】

- 昨今、地方に進出してくる企業は、進出の際、設立する事業所を子会社として別法人化することが多く、この場合、地方では、本社の利益ではなく、進出子会社の利益が課税対象となる。

子会社は、親会社が経営を支配するが、賃金体系は子会社独自に設定できるため、人件費を抑えることができ、また、親会社が子会社に発注する製品のコストを通常取引よりも低く設定して、子会社の利益を親会社に移すことも可能である。

当県でも、進出子会社から親会社への「指導管理料」等によって、子会社の法人所得が過少となっている事例も見受けられ、子会社の本来の事業規模、利益に応じた、本来得られるべき法人事業税収が得られていない。

また、これまで地方に支店をおいていた大企業が、本社への機能集約や経費節減等のために子会社を設立して支店業務を移管し、地方から撤退する例もある。

当県でも、大企業の支店業務が新たに設立した子会社に移管され、住民が当該企業から受けるサービスやそれに対する対価の支払い等、当県における経済活動等はこれまでと全く変わらない状況であるにも関わらず、支店の撤退により、当該大企業からの法人事業税収はゼロとなった。

- これらの子会社は、事業活動を行う上で立地公共団体から公的サービスを受けており、本来の事業規模や利益に応じた負担を求めるためには、親・子会社を一企業体とみなし、課税標準額を

合算した上で分割基準を適用することが必要であると考える。

親会社と子会社の法人格は異なるものの、法人税の連結納税制度において親会社と100%出資子会社が適用対象となっていることに準じ、本提案で一企業体とみなす対象も同様とする。

なお、あくまでも課税標準の合算であり、赤字でも損益通算は行わないことから、連結納税とは異なるもので、法人の本来の事業規模等をよりの確に反映した課税標準とするものである。

◇親・子会社を一企業体とみなす分割基準適用の制度設計例（製造業）

例	現行	見直し後
親会社（A県） 従業員数：200人 課税標準額：500百万円 子会社1（B県） 従業員数：300人 課税標準額：100百万円 親会社出資比率：100% 子会社2（C県） 従業員数：500人 課税標準額：0円 （赤字の場合） 親会社出資比率：100%	A県：500百万円 × 税率 B県：100百万円 × 税率 C県：0百万円 × 税率	一旦、課税標準を合算 600百万円 200/1000人で配分 A県：120百万円 （▲380）×税率 300/1000人で配分 B県：180百万円 （+80）×税率 500/1000人で配分 C県：300百万円 （+300）×税率

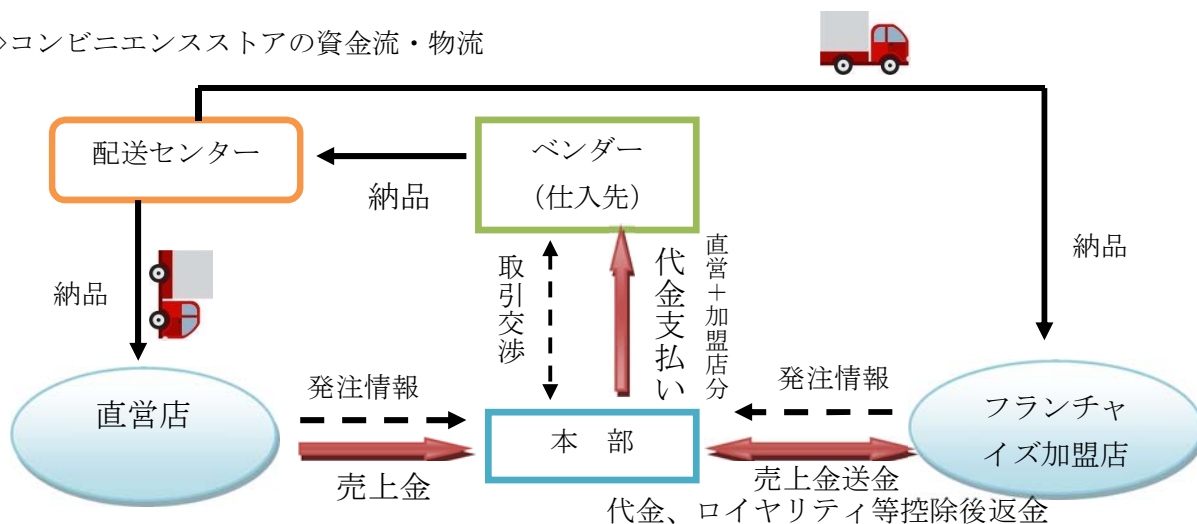
※製造業の分割基準は従業員数

※課税標準の合算であり、赤字でも損益通算は行わない（連結納税とは異なる。）

(2) フランチャイズ店舗等を委託企業の「みなす店舗」とする分割基準の適用

- 企業が販売店等を全国展開する形態として、フランチャイズ契約による出店形態が、経営的なリスクが低く、短期間で事業拡大ができることから、コンビニエンスストア等の小売業の他、ファストフード等の外食産業、CDレンタル等のサービス業など、非製造業において広がっている。
- フランチャイズ店舗は、委託側の企業（以下「委託企業」という。）の商号、ブランドで事業を行うため、商品・営業方法・営業時間・従業員のユニフォーム等の細部に至るまで制約を受け、客側から見れば、外形は委託企業の直営店としか映らない。また、資金流、物流も直営店に類した流れとなっている。中でも、コンビニエンスストアについては、次の図のとおり、資金流、物流ともに、直営店と同様である。

◇コンビニエンスストアの資金流・物流



○ また、フランチャイズ店舗は、売上利益のうち相当高い割合を、ロイヤリティ（商標、営業ノウハウ、システムパッケージ使用等の対価として支払う費用）の形で委託企業に吸い上げられ、委託企業はこのロイヤリティ収入により多額の利益を上げている。

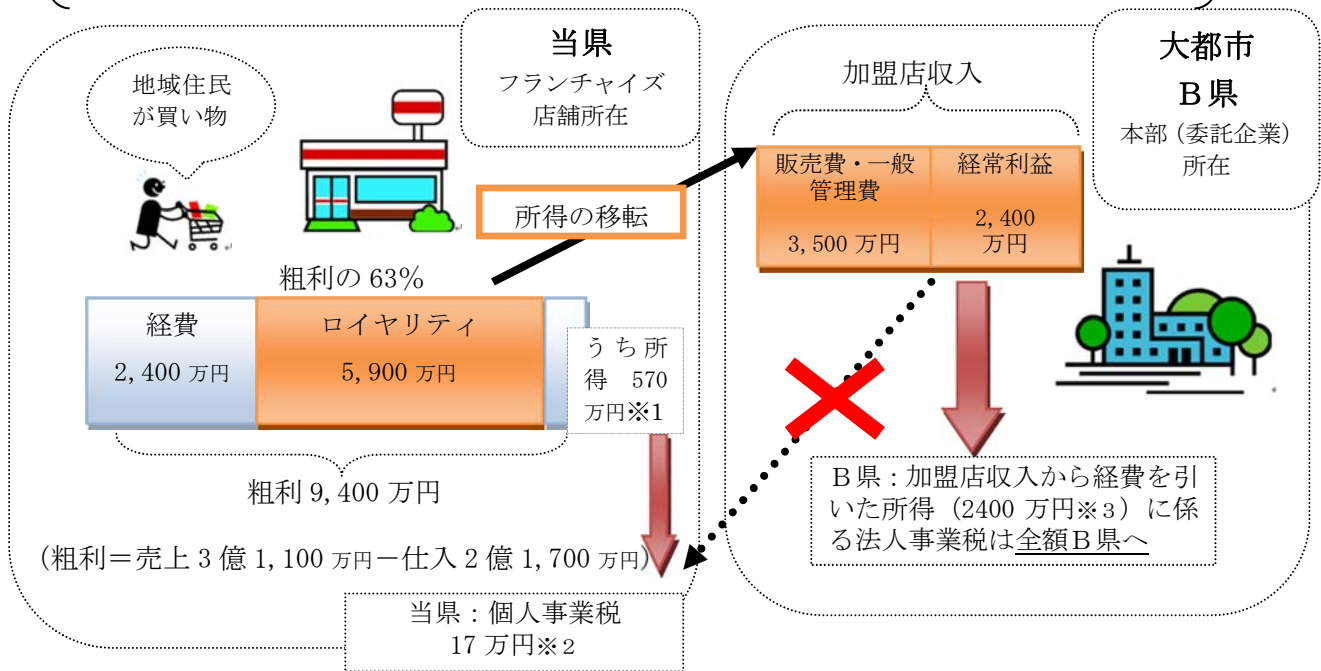
法人格は別だが、フランチャイズ店舗の事業は直営店と同様、委託企業の事業の一部とみることができ、ロイヤリティとして所得がつけ変わり、これが委託企業の利益となっている。

しかし、委託企業の法人事業税は、本社や直営店が所在する大都市に集中し、フランチャイズ店舗のみの所在県には全く配分されない。

○ よって、フランチャイズ形態による企業活動の実態を踏まえ、収益を生み出す源泉の所在県へ税収が適正に帰属するよう、フランチャイズ店舗等を、「みなす店舗」として分割基準（事務所数）に取り込む見直しを行い、法人事業税を地方へ適正に配分することが必要である。

◇当県のフランチャイズ店舗（コンビニ：個人経営）の例

- ・年間約3億1千万円を売り上げる繁盛店であっても、当県への個人事業税は17万円のみ。
- ・個人経営のコンビニは個人事業税0円の店舗が多い。

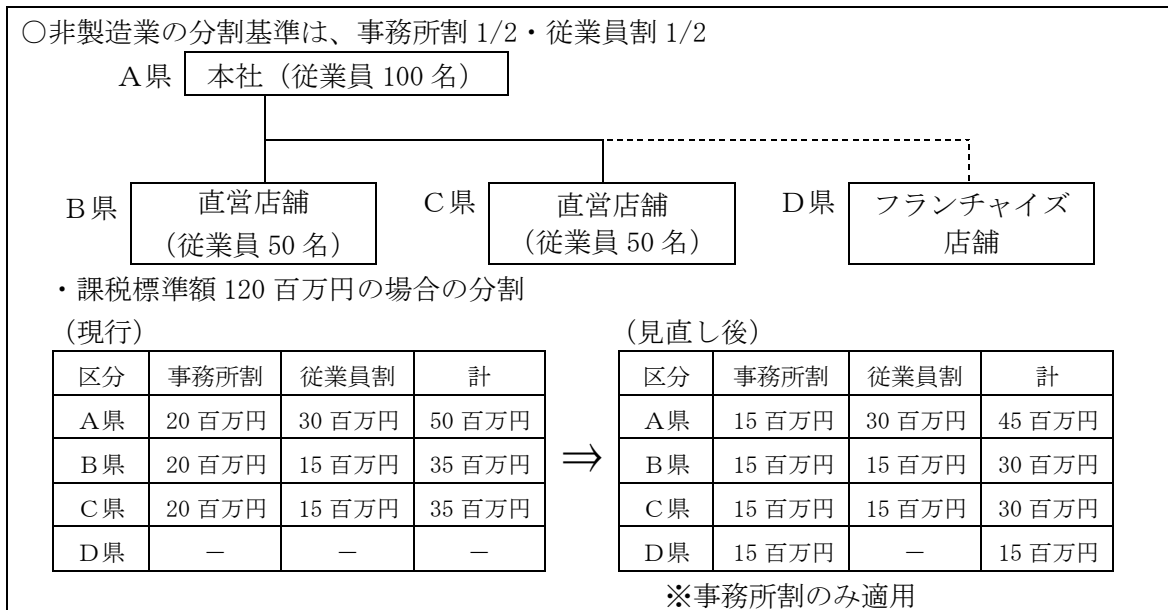


※1 粗利－（経費＋ロイヤリティ）－（専従者給与・青色控除）＝ 所得 570万円

※2 課税標準額 345万円（所得 570万円＋青色控除－事業控除）× 5%（税率）＝17万円

※3 販売費や一般管理費等の経費は営業利益の約6割として計算

◇今回の提案に基づく制度設計の例



◇参考事例

- 経済協力開発機構 (OECD) が、多国籍企業に公平かつ適正に課税するために発表した新たな課税ルールでは、ネット通販事業を日本国内で行っている米アマゾン・ドット・コムが現地法人を設立せず、国内に恒久施設 (PE) がないことから課税できず、日本国内の所得が全て米国の本社に流れていた問題に対し、倉庫を事業の重要な拠点として PE とみなし、倉庫の所在国が課税できるようにされた。
- これは、フランチャイズ店舗を事務所とみなし、収益を生み出す源泉の所在地へ適正に税収を帰属させるという本提案の考え方と共通する点も多いと考える。

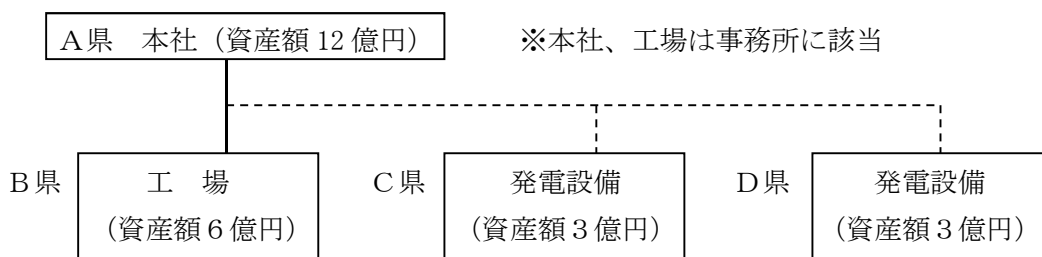
(3) 再生可能エネルギー発電施設を「みなす事業所」とする分割基準の適用

- 企業が設置するメガソーラーや風力発電等の再生可能エネルギーの発電設備は、平成 24 年 7 月に固定価格買取制度が創設されたことにより、多額の設備投資を行い、大規模な施設も建設されている。特に、九州においては、日照条件がよく広大な土地を安価に取得しやすいことから、多くのメガソーラー施設が建設されている。
- 近年の再生可能エネルギー導入の流れの中で、メガソーラーや風力発電施設が増加しているが、これらの施設は無人であるため、現行制度では、当該施設の設置企業の事務所等が所在する道府県にしか法人事業税の課税権がなく、事務所等に該当しない発電施設 (人的設備が不備) しか存在しない道府県においては、法人事業税の分割の対象とならず納税が行われていない。
- 再生可能エネルギー施設は、人的設備こそ存在しないが、事業の必要上設けられ、発電による事業所得の源泉であり、また、建設時や継続した発電時において、立地する道府県から公共インフラの活用や行政サービスを享受しているものであり、相応の税負担を求めるべきものとする。

- 従って、売電収入が全体売上高の1割を超え収入金課税となり、所得課税と切り離しての課税となる場合については、当該発電施設を「みなす事業所」として分割基準に取り込む必要がある。

◇再生可能エネルギー発電施設を「みなす事業所」とする分割基準適用の制度設計例

○売電収入が売上全体の1割を超える場合の課税標準は、売電収入は収入金、それ以外は利益所得に対する課税となる。



・売電収入金額 480 百万円の場合の分割

(現行)		⇒	(見直し後)	
A県	320 百万円		A県	60 百万円
B県	160 百万円		B県	30 百万円
C県	—		C県	195 百万円
D県	—		D県	195 百万円

※電気供給業の分割基準

売電収入金額（課税標準）の3/4：発電所の固定資産の価額、1/4：総固定資産の価額

地方創生の取組について

内閣府・総務省

【提案・意見内容】

佐賀県では平成27年9月に「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、基本目標に「ひとづくり・ものづくり佐賀」「本物を磨き、ひとが集う佐賀」「子育てし大県佐賀」「自発の地域づくり佐賀」の4つを掲げて取り組むこととしています。

地方創生は、一億総活躍社会の実現のためにも、最も緊急度が高い取組であり、国と地方の総力を挙げた取り組みが必要です。

【具体的な提案事項】

(1) 地方からの「地方創生特区」提案の思い切った採用について

「地方創生特区」は、他地域と異なる地域限定的な取組を実現できる制度であり、やる気のある地方公共団体にとっては地域の思いを形にできる制度であることから、地方からの「地方創生特区」提案については思い切った採用を行うこと。

(2) 地方の継続的かつ主体的な取組を支援するための財源確保について

平成27年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」については、平成28年度においても前年度同額の1兆円が確保されたところであるが、地方創生の取組については、息の長い取り組みを継続的かつ主体的に進めていく必要がある。

今後も地方創生の実現に向け、まち・ひと・しごと創生事業費の拡充・継続を図るとともに、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

(3) 地方創生推進交付金の柔軟な運用について

地域再生法の一部改正により、地方創生推進交付金が制度化されたところであるが、支援対象として先駆タイプ、横展開タイプ、隘路打開タイプに加えて、申請要件を緩和した地域住民の自発的な取組を支援するタイプを設けるなど、地方の自主的・主体的な発想を活かせるような柔軟な運用を行うこと。

【当県の現状と課題】

- 「地方創生特区」は地域の特徴を生かした地域限定的な取組を実現できる制度であり、やる気のある地方公共団体にとっては地域の思いを形にできる制度であるが、採択された件数はまだ少ない状況である。(地方創生特区としては、4地区が指定されたのみ。当県からは鳥栖市・基山町が指定に向けた再々申請の検討を進めている状況である。)
- 地方創生の取組を進めるためには、多くの財源を必要とするが、現在の県財政は厳しく、一気に人口減少時代に対応した地方創生の取組を進めることが出来ない状況である。
- 当県は、地域づくりに住民の創意工夫を活かせるよう地域住民の自主的・主体的な取組を支援している。こうした取組においては、地方創生推進交付金の申請要件である官民協働、地域間連携、政策間連携の複数を満たすものは限られている状況である。

訪日中国人観光客誘致促進のための査証制度の運用について

法務省・外務省・観光庁

【提案・意見内容】

国内市場において飛躍的な内需拡大が見込めない状況にあって、地域経済の活性化を図っていくためには、海外の活力を取り込んでいくことが必要です。

また、政府において、「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」が今年3月に開催され、訪日外国人観光客の目標人数を倍増させ、平成32年（2020年）に4,000万人、平成42年（2030年）に6,000万人とする新たな観光ビジョンが策定されました。

新たな観光ビジョンでは、中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシアの5カ国の査証の発給条件緩和が計画されているところですが、多くの訪日観光客が見込める中国について、より一層の観光客誘致促進に向けた査証制度の運用を提案します。

【具体的な提案事項】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 訪日中国人観光客の大幅増加を実現していくため、将来的には訪日中国人観光客に対する観光査証の免除に向けて検討すること。(2) 訪日団体観光査証及び訪日個人観光査証の取扱指定旅行会社の数については、引き続き、一層拡大すること。 |
|--|

【当県の現状と課題】

- 当県への外国人観光客数は年々増加しており、平成27年の外国人宿泊観光客数は、前年の約2.2倍となる199,950人（速報値）となっており、このうち中国（香港、台湾を除く）からの観光客数は30,730人（速報値）と全体の約15%を占めている。
- 政府において、訪日外国人観光客の目標人数を倍増させる計画が発表されたことにより、当県としても外国人宿泊観光客数の増加のための取組をより一層促進していく必要がある。
- 訪日中国人観光客に対する観光査証免除等が実現することで、当県に来訪する中国人観光客が更に増加し、それにより一層の地域経済の活性化が図られるものとする。
- なお、観光査証制度の緩和が進められている東南アジア諸国についても当県の宿泊観光客数は増加しており、この増加要因の一つに観光査証制度の緩和が影響しているものとする。

九州佐賀国際空港及び伊万里港の国際化に向けた C I Q (税関、出入国管理、検疫)体制の充実について

法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省

【提案・意見内容】

観光立国実現に向けた取組として訪日観光客の受入に地方空港が果たす役割が重要になる中で、当県では、中国、韓国をはじめとする東アジア地域との交流拡大を目指して、これらの地域のLCCの誘致活動に積極的に取り組んでいます。九州佐賀国際空港は、九州内の観光地へのアクセスに優れていることなどが高い評価を受け、現在、上海線、ソウル線が就航しています。今後、九州佐賀国際空港をLCCの拠点空港として発展させていくには、路線・便数の拡大とあわせてC I Q体制の充実を図ることが必要です。

また、国際定期コンテナ航路を有する伊万里港では、2016年1月より週1回から週2回の動物検疫出張対応をしていただいたところですが、今後更なる貨物取扱量の増加や航路の拡大を図るためにはC I Q体制の充実を図ることが必要です。

【具体的な提案事項】

- (1) C I Q (税関、出入国管理、検疫) について、増員も含め体制を充実すること。
- (2) 地方空港のモデルケースとして、九州佐賀国際空港へ自動化ゲートを設置すること。
- (3) 伊万里港の動物検疫体制を一層充実すること。

【当県の現状と課題】

<九州佐賀国際空港>

(概要)

- ・滑走路 2,000m
- ・エプロン 4バース
- ・運航路線 東京便5往復/日、成田便1往復/日、上海便3往復/週、ソウル便3往復/週
- ・利用者数 平成27年度は過去最高の63万人を記録。

(上海便、春秋航空)

- ・運航日：毎週月、水、土曜日(週3往復)
- ・利用実績：48,557人、85.9%(平成27年度)
- ※佐賀県と春秋航空はできるだけ早い時期に杭州便の就航を目指すことで合意している。

(ソウル便、ティーウェイ航空)

- ・運航日：毎週火、金、日曜日(週3往復)
- ・利用実績：41,411人、70.7%(平成27年度)

(今後の目標)

- ・上海便及びソウル便の増便並びに台湾、香港など東アジア地域の路線開設

<伊万里港>

(概要)

- ・4航路 各週1便および国際フェリー1航路。平成27年コンテナ取扱量は30,516TEU(実入)。
- ・管轄所(動物検疫所門司支所長崎空港出張所)から週2回(火・木)出張により対応。

フリーゲージトレインによる九州新幹線西九州ルート の整備推進及び在来鉄道の利便性向上について

総務省・国土交通省

【提案・意見内容】

九州新幹線西九州ルートについては、フリーゲージトレインの技術開発の遅れなどから、本年1月に与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム九州新幹線（西九州ルート）検討委員会が設けられ、平成34年度における開業のあり方について議論が行われた結果、「九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る合意」が、3月29日に関係6者によって以下の合意がされたところです。

- ・ 武雄温泉駅での対面乗換方式により、平成34年に暫定開業を行うこと
- ・ 対面乗換方式のために新たに必要となる施設の整備に関する佐賀・長崎両県の追加負担に対する措置
- ・ 長崎本線肥前山口～諫早間の列車運行のサービスレベルを平成34年開業から3年間一定水準で維持し、JR九州による運行が23年間維持されること
- ・ フリーゲージトレインの走行に必要な新鳥栖アプローチ及び武雄温泉アプローチは、今年の秋頃を目途に開催される軌間可変技術評価委員会の結果を待って着手すること
- ・ 肥前山口～武雄温泉間の複線化については、全線を新幹線スキームで整備することとし、段階的に工事を実施すること

また、西九州ルートは、フリーゲージトレインの導入が前提となっていることから、フリーゲージトレインによる全線開業に向け、今後の着実な技術開発の推進とともに、建設財源の安定的確保や地元負担の軽減等に留意いただく必要があります。

さらに、平成34年度の乗換方式による暫定開業時はもとより、フリーゲージトレインによる全線開業時において、より開業効果を高め、地域活力の向上につながるよう、県内の在来鉄道の利便性向上対策を加速させる必要があります。

【具体的な提案事項】

- (1) 平成28年3月29日に関係6者により合意した「九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る合意」に基づく事項を確実に実現すること。
- (2) フリーゲージトレインの技術開発状況については、節目、節目において、関係自治体等への積極的な情報提供を行うこと。
- (3) 山陽新幹線への乗り入れが可能となるフリーゲージトレインについては、山陽新幹線で最速となっている時速300kmを目指して技術開発を継続し、そのための財源措置を講じること。
- (4) 公共事業費の重点配分等により建設財源を安定的に確保するとともに、地元負担についての起債充当率や交付税措置等を充実すること。
- (5) 新幹線の定時制・速達性を確保する中で、在来線走行区間について、沿線住民の不安解消のため踏切部での安全対策や騒音等の環境対策を進めること。
- (6) 新幹線の建設工事において、佐賀県内の産品、納入業者及び建設業者の積極的な活用が行われるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し必要な

指導を行うこと。

- (7) 長崎本線肥前山口～諫早間（並行在来線）の維持に係る地元負担軽減のための制度を充実又は創設すること。
- (8) 在来線の IC カード乗車券の利用区間の拡大に必要な予算を確保するとともに、地方負担の低減のため、国の補助制度の補助率嵩上げや、地方財政措置の充実を図ること。

【当県の現状と課題】

- 九州新幹線西九州ルート of 整備は、フリーゲージトレインによる開業により、山陽新幹線と直通（博多駅新幹線ホームでの対面乗換を含む。）することにより、近畿・中国地方との交流が盛んになり、佐賀県ひいては西九州地域が活性化することを目指しているものである。
- 平成 16 年 12 月 16 日の政府・与党申合せ「整備新幹線の取扱いについて」において「軌間可変電車方式（フリーゲージトレイン）による整備を目指す。」とされ、これを前提に平成 19 年 12 月 16 日に佐賀県、長崎県、J R 九州において三者基本合意を締結した。
- 整備に係る多額の地元負担さらには、肥前山口～諫早間についての取扱いに関する三者基本合意については、山陽新幹線と直通できるフリーゲージトレインによる全線開業を前提に、県民にもご理解をいただいたものである。
- こうしたことから、西九州ルートについては、フリーゲージトレインによる早期の全線開業を実現することが必要である。
- しかしながら、フリーゲージトレインの開発遅れから、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム九州新幹線（西九州ルート）検討委員会において議論が行われ、関係 6 者により開業のあり方に係る合意により、平成 34 年度に武雄温泉駅での対面乗換方式による開業がなされることとなったが、軌間可変技術評価委員会の結果を待って、整備に着手するとされているアプローチや、段階的に整備し、その後順次実施するとされている肥前山口～武温泉間の全面複線化は地元および事業関係者の調整等が重要となることから、速やかに事業の進捗を図る必要がある。
- 耐久走行試験が休止されているフリーゲージトレインについては、安全性を十分確保し、早期実用化に向けての技術開発を進め、併せて山陽新幹線で最速となっている時速 300km を目指した開発を継続していく必要がある。なお、技術開発状況については、地元自治体等への積極的な情報提供を行うことが重要である。
- 地元負担については、厳しい地方財政の中、地方の自主財源を確保するためにも、軽減が必要である。
- 在来線走行区間については、踏切部での交通渋滞や騒音等に対する懸念も示されていることから、踏切対策や騒音等の環境対策を進め、沿線住民の不安解消を図り、新幹線建設に対する理解促進が進める必要がある。
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する工事や委託業務についても、地元業者に配慮した発注が行われることにより、地方に建設投資効果が波及し、県内の地域経済が活性化されるとともに、新幹線建設に対する県民の理解促進が図られる。
- 西九州ルートの開業に伴う長崎本線肥前山口～諫早間の J R 九州から県への施設譲渡後は、上下分離方式により鉄道を維持することとしているが、線路や駅舎等の維持管理に地元負担が増大することが予想される。

- 新幹線開業効果をより高め、地域の活性化を促進するため、在来鉄道の利便性向上を図ることが重要であることから、現在、ＪＲ佐賀駅まで利用可能となっているＩＣカード乗車券の利用区間の拡大が必要である。

地域における交通手段確保のための 取組の促進について

国土交通省、観光庁

【提案・意見内容】

当県では、行きたいところに行きやすくする持続可能な交通手段を県内全域に整備することで、通院や買い物だけでなく、趣味や交友等の外出を増やし、誰でも希望と生きがいを持って健康に暮らしていくことにより、地域が元気になることを目指しています。

そのためには、自ら移動手段を持たない高齢者、障害者、学生等の移動困難者が主体的に移動できる交通手段が確保されていることが必要です。

また、国においても、平成25年に交通政策基本法が施行されたことや、自家用有償旅客運送に関して、希望する地方自治体に事務・権限の移譲を行うことを可能とする道路運送法の改正が行われるなど、これまで以上に住民の身近な移動手段の確保に関する法や制度が整備されています。

しかしながら、近年、利用者の減少や地方自治体の財政状況の悪化等により、公共交通機関等の現状での維持・確保が極めて困難となっており、今後も住民の身近な移動手段を確保していくためには、住民の移動の実態やニーズを踏まえ、持続可能な移動手段を確保していくことが必要であり、その取組に当たっては国の支援が不可欠です。

また、国においては、訪日外国人旅行者数を2020年までに4,000万人とする目標を掲げられ、その受入態勢の整備が進められているところです。当県においても、ストレスフリーな交通利用環境整備の一環として、外国人旅行者にも利用しやすいよう、県内全域の路線バスへの全国共通の交通系ICカード導入を目指しており、九州全域への外国人旅行者の受入促進の一翼を担う考えです。

【具体的な提案事項】

- (1) バス路線に対する国庫補助所要額の確保及び平均乗車密度による補助金のカットなどの補助制度を見直すこと。
- (2) 離島航路に対する国庫補助制度を見直すこと。
- (3) 第三セクター鉄道に対する地方負担への財政支援制度を拡充すること及び所要額を確保すること。
- (4) 鉄道駅バリアフリー化等事業について、所要額を確保すること。
- (5) デマンド交通などフィーダー系交通について、既に継続運行している路線についてもフィーダー系補助の対象とする補助制度に見直すこと。
- (6) 運転代行業に関する利用者保護対策について、都道府県と十分協議の上、都道府県の自主性及び自立性に配慮すること。
- (7) 路線バスに対する全国共通交通系ICカード導入支援について、所要額を確保すること。

【当県の現状と課題】

(1) バス路線

- 県内の都市間を結ぶ主要なバス路線は、国の「地域公共交通確保維持改善事業補助制度」の地域間幹線系統確保維持費補助を受けて運行されているが、平成28年度の地域間幹線系統確保維持費補助に関する内定通知では、申請額に対して予算の範囲内で今後調整を行うとされるなど、バス事業者にとって先を見通すことが極めて難しい状況にある。
- また、地域間幹線系統確保維持費補助では、平均乗車密度による補助対象経費の割り落としが行われるが、当県では当該割り落としによる補助額の減少により、バス事業者の赤字負担額が年々増加しており、その割合が欠損額の2分の1を上回る路線もあり、路線維持が困難となっている。
- 当県のバス事業者は、国や県からの補助がないとほとんどの路線が運行できず、昨今の経営状況は一層厳しさを増している。
- バス事業者が、地域公共交通の重要な担い手として、今後も住民の移動に役立つためには、地域間幹線系統確保維持費補助の所要額を十分に確保し、補助制度を地域の実情に応じて見直す必要がある。

(2) 離島航路

- 島民人口の減少による旅客の減少等により、航路事業者の経営状況はますます厳しくなっている中、「地域公共交通確保維持改善事業補助制度」では、事前算定方式になっているが、標準費用のうちの店費（事務所経費）が固定的な経費であるにもかかわらず、標準収益に係数を乗じ算定されていること、小型船舶の減価償却費の補助対象経費が取得価格の5割と大型船舶より低く抑えられていること、また、補助金内定後に予期できない船舶の故障等により多額の船舶修繕費が生じた場合は補助対象外となっていることなど、補助対象経費が航路維持に係る必要経費の実態と大きくかい離している状況である。
- 離島航路の確保維持を図るためには、島民人口が減少傾向にある離島の実情を踏まえた制度の見直しが必要である。

(3) 第三セクター鉄道

- 第三セクター鉄道である松浦鉄道は、年間約290万人が利用する重要な公共交通機関であるが、利用者が年々減少傾向にある中で、平成13年度以降、経常赤字に陥っている。
- もともと経営基盤が脆弱なことに加え、老朽化した施設の整備に多額の費用が生じており、その財源確保が大きな課題となっている。
- 国の「地域公共交通確保維持改善事業補助制度」の「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」における補助率の嵩上げや線路、電路、車両等の日常的な修繕についても補助対象となるよう修繕事業の範囲の拡大が必要である。
- また、平成28年度の「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」において、当県内も運行する松浦鉄道の申請額に対して、25%減額された補助額が内示されているが、過去にも、平成26年度に同様に減額されており、同鉄道の安全確保や経営上の重大な問題と認識している。

(4) 鉄道駅のバリアフリー化

- 国の「地域公共交通確保維持改善事業補助制度」において、「鉄道駅バリアフリー化等事業」の運用方針では、交付対象となる駅は、乗降客数3,000人未満の駅については、基本構想策定駅、高齢者又は障害者の利用が多い駅、地域の拠点駅とされ、整備が進められているが、

地域における高齢者や障害者が主体的に移動できる環境整備のために、更なる整備推進が必要である。

(5) デマンド交通などのフィーダー系交通

- 「地域公共交通確保維持改善事業補助制度」において、フィーダー系補助については、「新たな運行を開始する系統（経路見直し等も含む）」に限定されているが、当県の山間部地域では同じ1本の道路に沿って集落があるため経路の見直しが困難な路線もあり、従前から継続して運行している路線バス等についても補助対象とすることが必要である。

(6) 運転代行業に関する国の関わりについて

- 地方分権の一環として、平成27年4月に運転代行の登録等に関する事務が国土交通省から都道府県に移譲されたところであるが、平成28年3月22日に国土交通省から発表された「運転代行業における新たな利用者保護対策の実施」において、運転代行業者からの各種報告や立入検査の強化などが掲げられ、平成29年4月実施を予定していると聞いている。
- その具体的な実施方法等の検討に当たっては、本事務の移譲が地方分権の一環であることを踏まえ、都道府県の自主性及び自立性に十分配慮すべきである。

(7) 路線バスに対する全国共通交通系ICカード導入支援について

- 国においては、訪日外国人旅行者を2020年に4,000万人とする目標を掲げられ、佐賀県においても、タイからの観光客が急増するなど、外国人旅行者は大幅に増加している。
- 特に最近は個人（少人数）での旅行が増加しており、県内での移動手段の確保（2次交通の充実）は大きな課題である。
- 外国人旅行者が県内を移動するための手段として、多くの観光地に運行している路線バスは有効な手段であるが、県内の多くの路線では現金での利用しかできないことから、ストレスなく快適に観光を満喫できる交通利用環境を整備するために、一度購入すれば全国でどこでも利用可能な交通系ICカードの導入について早急に対応すべきものとする。
- また、九州各県の路線バスでの全国共通交通系ICカードの導入も進んでおり（九州では7県中4県で導入済み。）、当県が導入することで、九州全域における外国人旅行者の受入促進に貢献できるものとする。

重要港湾の整備促進について

国土交通省

【提案・意見内容】

重要港湾である伊万里港・唐津港は、アジア地域に近いという地理的優位性を活かし、国際物流拠点としての役割を担うとともに、九州北西部地域の産業や県民生活を支える重要な役割を果たしています。今後、さらなる港の利活用を図り、国際競争力の強化、地域の活性化、安全・安心の向上を目指しています。

そのためには、安定した物流機能の確保や海上交通機能の向上等、港湾の整備促進が必要です。

【具体的な提案事項】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 伊万里港の国際物流ターミナル施設の増強に伴い、貨物の円滑な流通を確保するため、臨港道路の整備を促進すること。(2) 唐津港東港地区は国内貨物を扱う物流基地、震災時における緊急物資輸送基地及び旅客船が発着できる岸壁として、岸壁規模に応じた船舶が寄港できるように航路・泊地の整備を促進すること。 |
|--|

【当県の現状と課題】

- 伊万里港では、中国や韓国との間に4航路の国際コンテナ航路に加え、神戸港との間に国際フィーダー航路が1航路就航している。水深13m岸壁及びガントリークレーンの平成25年度供用に加えて平成28年度にトランスファークレーンが供用したことを受け、円滑な流通を確保するためにターミナルと幹線道路を繋ぐアクセス機能の強化を図る必要がある。
- 唐津港の東港地区は、国内貨物を扱う物流基地、震災時における緊急物資輸送基地及び旅客船等が発着できる岸壁を配置した海の玄関口として位置付けている。平成28年4月に耐震強化岸壁が暫定供用するため、RORO船・貨物船は5千DWTクラスまで、旅客船は2万6千GTクラスまで入港が可能となった。今後は、1万DWTクラスの大型船による効率的な荷役作業のため及び5万GTクラスの旅客船が寄港できるように引き続き航路・泊地の整備が必要である。

東京オリンピック・パラリンピック開催効果の 地方への波及について

内閣官房・スポーツ庁

【提案・意見内容】

1964年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、戦後復興を遂げた日本の国際社会復帰を象徴し、日本の社会を大きく変革するものでした。スポーツには大きな力があり、今回の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、国民に夢と希望を与え、世界の人々との交流を通じて地方の素晴らしさを再発見できる、地方創生に大きな役割を果たすことができるものと期待しています。

東京オリンピック・パラリンピックの成功のためには、開催都市のみならず、その効果を日本全国に波及させ、地方にもオリンピックの感動とレガシーを残すことが大切です。このため、開催都市だけでなく、各地方でも東京オリンピック・パラリンピックを身近に感じることができる取組が必要です。

【具体的な提案事項】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成のための取組に当たっては、その取組効果を一部の都市に留めることなく日本全国に波及させ、両大会後もスポーツ文化がレガシーとして地域に残るよう取組を実施すること。(2) 両大会の開催に当たっては、各地域の人が直接大会に参加できるような取組を実施すること。<ol style="list-style-type: none">①ゲームズメーカー（スポーツボランティア）に都道府県枠を採用②両大会の開閉会式に地域の子どもたちや障害のある方を招待 など |
|---|

【当県の現状と課題】

- スポーツを通じた人と人、地域と地域の交流は、地域づくり、人づくり、地域の活性化などに大いに寄与することから、当県では、スポーツを「する」ことはもちろん、スポーツ観戦や選手・チームを応援したり、「ゲームズメーカー」（スポーツボランティア）として参加するなど、たくさんの県民が、いろいろな形でスポーツに関わり、スポーツを楽しむ文化をつくっていきたいと考えている。
- 例えば、当県では、「さが桜マラソン」を開催しており、全国から訪れたランナーやゲームズメーカー、地元の応援の皆さんが一体となって盛り上がる素晴らしい大会となっている。

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 開催に向けた財政的支援について

スポーツ庁・国土交通省

【提案・意見内容】

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会は、それぞれ「国民の健康増進や体力向上、地方スポーツの振興等」、「国民の障害者理解や障害者の社会参加の推進」を目的に開催されています。

このため、平成35年に当県で開催する両大会の成功に向けて、両大会の基本構想を一体的に策定するなど諸準備を進めているところであり、両大会の開催目的を十分に達成させることで、当県が取り組んでいる「年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむ環境づくり」を推進したいと考えています。

これらの実現のためには、施設基準を満たす競技施設を整備し、安全・安心で、すべての選手が最高のパフォーマンスを発揮できるよう運営体制を整える必要があります。

【具体的な提案事項】

- (1) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を開催する都道府県や市町村のスポーツ施設整備に対して、社会資本整備総合交付金やスポーツ振興くじ助成の限度額や支援対象要件を拡充すること。
- (2) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を開催する都道府県や市町村の運営費に対して、地方スポーツ振興費補助金（国民体育大会開催事業、全国障害者スポーツ大会開催事業）を拡充すること。

【当県の現状と課題】

- 当県では、障害のある人もない人も、あらゆる世代の誰もが、それぞれのスタイルでスポーツに出会い、楽しむことができる社会の実現を目指し、平成24年4月にスポーツに関する施策を文化・スポーツ部スポーツ課に一元化するとともに、「誰もがスポーツを楽しむ環境づくり」の取組を進めているところである。
- また、「年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむことができる環境づくり」や「スポーツによる地域の活性化」に一層寄与する大会として、2023年（平成35年）の第78回国民体育大会及び第23回全国障害者スポーツ大会の当県での開催が内々定しているところであり、昨年度、両大会が目指す大会像や大会のあり方、大会後に残すレガシー（遺産）を示した基本構想を策定して、本格的な準備に取り掛かったところである。
- 当県及び当県各市町のスポーツ施設は、昭和51年に開催した前回国体前後に整備したものが多く、一様に老朽化や現在の競技規格に合わない施設が多くみられるため、大規模改修・新設を計画的かつ効率的に行う必要がある。

原子力発電所の厳格な審査と国の説明責任について

原子力規制委員会

【提案・意見内容】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、福島第一原子力発電所では燃料の損傷、放射性物質の放出という深刻な事態を招き、国民は今もなお原子力発電に対し大きな不安を抱いています。

原子力発電所については、この事故を踏まえて策定された新たな規制基準が求める安全性が確認されることが大前提であり、一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、規制基準に基づく厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要です。また、その審査結果については、国が自ら説明責任を果たしていくことが必要と考えています。

また、運転を終了した玄海原子力発電所 1 号機について、廃止措置計画の認可申請が行われており、原子力規制委員会においては、これについても厳格な審査を行っていただき、安全確保に万全を期していただきたいと考えています。

【具体的な提案事項】

- (1) 規制基準に基づく厳格な審査を行うとともに、規制基準の内容や適合性審査の結果について、その説明責任を果たし、自ら主体的に関係自治体の理解促進に努めること。
- (2) 原子力発電所の廃止措置計画についても厳格な審査を行うとともに、事業者に対し厳正な指導監督を行い、長期に渡る廃止措置の安全確保に万全を期すこと。
- (3) 原子力発電の安全性、廃止措置や廃棄物の取扱い等に関する国内外の最新の知見を絶えず収集、分析し、適切に基準に反映させるなど、原子力規制の一層の充実、強化に取り組むこと。

【当県の現状と課題】

- 平成 25 年 7 月以降、原子力規制委員会においては、九州電力玄海原子力発電所 3・4 号機をはじめ、多数のプラントについて規制基準への適合性審査が行われている。
- 平成 27 年 12 月に、九州電力玄海原子力発電所 1 号機の廃止措置計画認可申請が行われ、現在、原子力規制委員会において審査が行われている。
- 今後、これらの審査の結果については、原子力規制委員会自らが説明責任を果たしていく必要がある。

有明海再生の早期実現について

農林水産省・水産庁・環境省

【提案・意見内容】

近年、夏季の貧酸素水塊による二枚貝類の大量斃死や、冬季の珪藻赤潮による養殖ノリの色落ち被害が発生し、漁獲量の減少に加え、地区によっては、ノリの生産が不安定になるなど、漁家経営は厳しい状況にあります。

漁業者にとって、水産資源の回復は待ったなしの問題であることから、回復に向けた取組を一層推進していく必要があります。

また、諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門調査については、福岡高裁確定判決で示された期限までに開門されず、有明海の環境変化の根本的な仕組みの定量的解明による有明海再生の道筋は、先が見通せない状況です。

【具体的な提案事項】

- (1) 漁家経営の安定に向けて、漁業者が水産資源の回復を実感できるような取組を一層推進すること。
 - ① 昨年度から始まった二枚貝類等の再生に向けた福岡県、長崎県、熊本県及び当県と国が協調した取組において、効果が認められたものについては、水産資源の回復を加速化させるため、できる限り早期に規模を拡大して実施すること。
 - ② 有明海全域の海底地形や流向・流速、底質等の把握を行うとともに、貧酸素水塊及び赤潮による被害の軽減に向けた改善策に取り組むこと。
 - ③ タイラギの立ち枯れ斃死の原因究明に取り組むこと。
- (2) 有明海の再生に向けた知事レベルの話し合いを早期に実現すること。
- (3) 福岡高裁の確定判決に基づき、万全の対策を行った上で開門調査を早期に実施すること。
- (4) 有明海・八代海等総合調査評価委員会において、有明海の環境特性及び環境悪化の要因を明らかにするとともに、再生を加速化する有効な具体策を提示すること。
- (5) 有明海に関する国立の研究拠点を佐賀県に整備すること。

【当県の現状と課題】

【現状】 有明海では、海域環境の悪化に伴い、魚介類の漁獲量の減少やノリの色落ち被害が発生するなどして漁家経営が不安定化している。

- 【課題】**
- ① 漁家経営の安定に向けた、水産資源の回復のための取組を一層推進
 - ② 環境変化の根本的な仕組みの定量的解明

① 漁家経営の安定に向けた、水産資源の回復のための取組を一層推進

有明海の再生に向けた国と関係4県の協議の場
《有明海漁場環境改善連絡協議会》
→ 知事レベル会合の早期実現

4県協調の取組（国、県等）
・ 漁場改善（海底地形の把握、作滞等）
・ 水産資源の増大（タイラギ斃死原因究明、広域的な種苗放流体制の整備等）

関連事業の積極的な推進による有明海の再生の加速化

② 環境変化の根本的な仕組みの定量的解明

調査・研究
（国、県、大学等）

開門調査（農林水産省）

有明海・八代海等総合調査評価委員会（既設）【環境省】

パーキングパーミットの制度化について

内閣官房・内閣府・スポーツ庁・厚生労働省・国土交通省

【提案・意見内容】

年齢、性別、障害のあるなし、国籍の違いなどにかかわらず、全ての人がある能力を最大限に発揮できるような社会の実現に向け、当県では、誰もが使いやすく、心地よい、そして快適な環境づくりのための各種施策を推進しています。

この中で、平成 18 年 7 月から、公共的施設の身障者用駐車場について、県内共通の利用証を発行することで利用できる方を明らかにし、本当に必要な方（歩行が困難な方）のために駐車スペースを確保する「パーキングパーミット」制度を全国で初めてスタートしました。

その後、多くの自治体で導入され、連携・協力の下、利用証の相互利用も実現したところです。今後とも各自治体の実情に応じた創意工夫や連携・協力は継続していきませんが、この制度が、全ての都道府県で導入され、さらには海外との相互利用も可能な制度に発展することが必要と考えています。

世界各国では既に法制化が進んでおり、また、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックでは世界中から多くの障害者が来訪されます。これを機にパーキングパーミット制度を国の制度とすることを提案します。

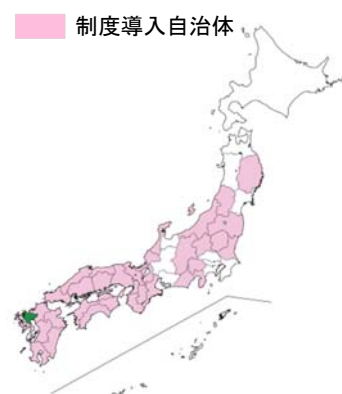
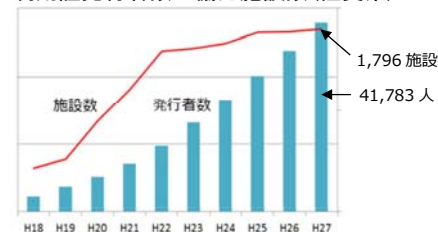
【具体的な提案事項】

- (1) 全国 35 府県で導入されている「パーキングパーミット」制度について、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、各自治体の実施状況も十分考慮し、国における制度化をすること。
- (2) 制度の概念など根幹については法で直接規定し、利用証交付基準等の運用の細目については、都道府県が地域の実情に応じ定めることができるようにすること。

【当県の現状と課題】

- 平成 28 年 3 月末現在での利用証発行者数は 41,783 人、協力施設数は 1,796 施設となっている。
- 平成 28 年 4 月 20 日現在で、35 府県が同様の制度を実施し、利用証発行者数は約 72 万人、協力施設数は約 3 万 5 千施設となっており、また制度導入自治体間の相互利用を実施している。
- 今後、全ての都道府県への導入、さらには海外との相互利用も視野に、平成 27 年 5 月に全国パーキングパーミット制度推進協議会を設置し、自治体においても引き続き連携しながら取組を進めることとしているが、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、全国への導入を早急に進める必要がある。

利用証発行者数・協力施設数(佐賀県)



- 一方で全国共通の課題としていまだ身障者用駐車場の不適正な利用があり、当制度の推進とともに全国規模での広報啓発も必要である。
- 世界各国では既に法制化が進んでおり、国においても、バリアフリー法などによるハード整備の促進と併せて、当制度の制度化に向け、各自治体の実施状況も十分考慮の上、具体的な検討を行っていただきたい。

介護職員の処遇改善について

厚生労働省

【提案・意見内容】

高齢化の進行により介護サービスの需要が今後更に増大することが予想される中、介護人材確保は当県としても重要な課題であると考えています。

しかし、介護職員は低賃金・重労働という処遇の問題から離職率が高いことから、人材確保のためには介護職員の処遇改善を行うことが急務となっています。

介護サービス事業所における介護職員への処遇改善が進むよう、次のことを提案します。

【具体的な提案事項】

- (1) 処遇改善加算取得事業所が増えるように、対象職員の拡大、申請書類の簡略化、加算Ⅰのキャリアパス要件の緩和を行うこと。
- (2) 他の職種と比較し、依然として低位置にある介護職員の給与の引上げを図るため、更なる処遇改善等を講じるとともに、恒久的な制度として継続を図ること。

【当県の現状と課題】

- 当県では、平成 27 年度の処遇改善加算の届出率は、対象事業所の約 80%となっているが、処遇改善加算Ⅰを取得している事業所は、そのうちの約 60%にとどまっている。
- 処遇改善加算の未算定事業所や、処遇改善加算Ⅰを取得していない事業所からは、「事業所内で職種間の均衡が取れず、また介護職員以外の者の理解を得られない」、「申請書類が煩雑であり、手間がかかる」、「小規模の事業所のため、処遇改善加算Ⅰのキャリアパス要件である職員の職位職責に応じた任用要件や賃金体系を整備することが難しい」、「この制度がなくなったとき、事業所でその分を負担できない」といった声が多数寄せられている。
- 介護職員の給与は、他の産業と比べると相対的に低位のままとなっている（平成 27 年賃金構造基本統計調査の「10 人以上の規模の企業における「決まって支給する現金給与額」全 129 職種中、ホームヘルパーは 116 番目、福祉施設職員は 117 番目）。
そうした中であって、佐賀県内の介護職員の賃金（191,304 円／月）は全国平均（215,077 円／月）より 2 万 3 千円以上低く、全国的に見ても低位置にある（平成 26 年度 介護労働実態調査結果の「所定内賃金（都道府県別）」）。
- 平成 21 年度に「介護職員処遇改善交付金」が設けられ、平成 24 年度から「介護職員処遇改善加算」となり、平成 27 年度からは現行制度となっている。これまで時限的な措置との位置付けがなされてきており、上記のとおり事業所には、加算制度がなくなることへの懸念から、導入に踏み切れないという声もある。

障害者福祉施策の充実について

厚生労働省

【提案・意見内容】

「障害者総合支援法」の施行後3年をめぐりとした施策全般の見直しについては、昨年末に社会保障審議会障害者部会の報告書が取りまとめられ、それに基づいた関係法律の改正案について現在開催中の国会で審議され、今後は、平成30年度の施行及び障害福祉サービスの次期報酬改定に向けて、事務事業の具体的な内容や財源の確保についての検討を踏まえた政令・省令の改正等が行われると考えます。

その検討に当たっては、障害のある方が社会の対等な一員として安心して暮らせることを前提に、現場の実態を十分に踏まえた施策となるよう、次のことも含めて議論を進められるよう提案します。

【具体的な提案事項】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 県や市町が実施する地域生活支援事業を計画的に実施できるよう必要な財源を確保すること。(2) 車両による移送経費支援を含めた移動支援の充実を図ること。(3) 療養介護の利用対象者の要件を緩和し、「動く重症心身障害者」について療養介護が受けられるようにすること。(4) 発達障害の原因の究明に関する調査研究、実態把握の実施とそれを踏まえた支援策の充実を図ること。 |
|--|

【当県の現状と課題】

- 統合補助金として配分されている地域生活支援事業は、個別事業の所要額に基づく配分が行われておらず、申請額を下回る交付額となっている。地域の特性や利用者の状況に応じた事業を確実に実施できるよう、必要な財源が確保される必要がある。特に、必須事業となっている基幹的なサービス（意思疎通支援事業や日常生活用具給付等事業など）は統合補助金とは別建ての個別給付とするなど国費の義務化を図り、地域間の格差が生じないようにする必要がある。
- 障害福祉サービスの移動支援として、同行援護、行動援護、重度訪問介護等個別給付に係るものと地域生活支援事業に係るものがあるが、通学については個別給付の対象にはなっていないことに併せ、市町の裁量で行われる地域生活支援事業による支援も限定的で、地域間に差が生じており、十分とは言えない状態にある。また、現行の障害福祉サービスでの移動支援の対象は車両による移送経費支援を含んでおらず、さらに、道路運送法に基づく福祉有償運送は、利用料がタクシー運賃の概ね1/2以内とはされているものの、全額本人負担であり、移動対象者、利用区間及び料金設定などは運営協議会での承認が必要なことから、県内の運行区域も特定地域に偏っている。
- 平成24年4月の改正児童福祉法の施行により、原則18歳以上の者については障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）の障害福祉サービスで対応することとされた中、「動く重症心

身障害者」(重度の肢体不自由はないが、重度の知的障害で行動障害を有する方)が適切な福祉サービスを受けることができるように、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)」に定める療養介護の利用対象者の要件緩和が必要である。

なお、厚生労働省においても、地方分権に係る平成26年の地方からの提案における九州地方知事会からの同様の提案に対して「療養介護の対象となる医療的管理下における介護及び日常的な世話が必要な者の状態像について、実態把握等のエビデンスの収集を行った上で、告示の改正が必要か否かも含めた検討を行う。」とされており、迅速に実態把握等が進められることが求められる。

- 発達障害者は、増加傾向にあると言われており、家庭、学校、職場等様々な場面でその対応に苦慮している。発達障害者の支援に当たっては、早期発見、早期の発達支援が効果的であると言われており、そのためには原因の究明や実態の把握が重要であり、それを踏まえた支援策を講じる必要がある。

障害者に対する医療支援の充実について

厚生労働省

【提案・意見内容】

障害のある方の健康の保持及び福祉の増進を図るためには、保険診療による医療費の経済的負担を軽減し、安心して必要な医療を受けられる機会等を確保すべきです。

このため、障害のある方が社会の対等な一員として安心して暮らせることを前提に、現場の実態を十分に踏まえた施策を実現していただくよう提案します。

【具体的な提案事項】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 地方公共団体が単独事業として実施している「重度心身障害者医療費助成事業」において、窓口定額一部払(現物給付)方式を導入する場合に、大きな障害となっている国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置を廃止すること。(2) 人工内耳の植込施術費用(周辺機器を含む)は医療保険の適用となっているが、その後の周辺機器の更新費用なども医療保険の適用とすること。 |
|---|

【当県の現状と課題】

- 当県では、市町を実施主体として「重度心身障害者医療費助成事業」を実施し、窓口全額支払後還付(償還払)方式を採用している。しかしながら、受給者の利便性を更に高める窓口定額一部払(現物給付)方式の導入に当たっては、国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置により多額の経費負担が想定され、制度導入に向けた大きな障害となっている。
- 人工内耳の植込施術費用や故障による部品交換等については、医師が必要と認めた場合に医療保険の適用となっているが、新たな周辺機器に買い換えるなど更新に要する費用は高額であるにもかかわらず医療保険は適用されず本人負担となっている。

視聴覚障害者向け放送の充実について

総務省

【提案・意見内容】

現代において、テレビ放送により提供される情報は生活の大きな部分を占めており、各種災害発生等の緊急情報も提供されますが、視聴覚障害者はその障害の特性により、放送内容を理解するために、字幕や情景の解説を必要とします。

現在、放送法第4条第2項の規定を受けて定められた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」（平成19年10月30日策定、平成24年10月2日改定）（以下、「行政指針」という。）により、字幕放送や解説放送の普及が進められていますが、いまだ十分ではありません。そこで、これらの普及が一層進むよう、次のことを提案します。

【具体的な提案事項】

テレビ放送について、ローカル局における字幕放送やキー局・ローカル局双方における解説放送が普及するよう、行政指針を見直すとともに、必要な財源を確保すること。

【当県の現状と課題】

- 行政指針では、平成29年度までに字幕付与可能な全ての放送番組に字幕付与することを目標としているが、ローカル局については、その経営規模等を踏まえ、「出来る限り目標に近づこう字幕付与する」とされており、取組が遅れている。

また、解説放送については、そもそもキー局においてすら、同じ平成29年度までに対象番組の10%に付与するという低い目標しか設定されていない。

さらに、字幕・解説付与に必要となる追加経費に対する補助制度が設けられているが、予算の不足により、実際の補助率は制度上の上限1/2よりかなり低いものとなっている。

- 当県内唯一のローカル局における平成26年度の実績は、字幕放送については行政指針の普及目標の対象となる番組の80.0%、総放送時間の52.7%、同じく解説放送については行政指針の普及目標の対象となる番組の8.4%、総放送時間の3.2%の実施となっており、総じてローカル局の平均（それぞれ74.0%、42.9%、4.3%、2.0%）は上回っているものの、いまだ低い状況にある。

このような状況から、当県内の聴覚障害者団体からはローカル番組全てに字幕を付与するよう要望が出されており、更なる取組が求められている。

- 今年度から障害者差別解消法が施行されたことに併せ近年の技術開発を踏まえて、環境の整備としてローカル局の字幕付与率、キー局及びローカル局の解説付与率を引き上げるため、行政指針を見直すとともに、字幕等を付与するための追加的経費への補助制度の財源を確保する必要がある。

持続可能な国民健康保険制度の確立について

厚生労働省

【提案・意見内容】

国民健康保険（以下、「国保」という。）の在り方については、当県においても早い時期から保険者を市町村から都道府県にすることなどの提案を行ってきたところです。

今回の国保制度の改革に当たっては、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となることで制度の安定化を図ることとなり、併せて平成 29 年度以降、毎年度約 3,400 億円の公費を国保に投入することで、一定の財政基盤の強化が図られることとなりました。

しかし、現在多くの市町保険者が赤字を抱えていることや将来更なる医療費増嵩が予測される中、国保の持続可能性を担保していくためには、財政基盤の確立について、更なる制度的措置が必要です。

【具体的な提案事項】

- (1) 今後の医療費増嵩に耐え得る財政基盤の確立と他の医療保険制度との保険料負担の平準化を図るため、更なる財政支援の方策を講じること。
- (2) 新制度における都道府県ごとの財政運営の見通しを示し、全都道府県における安定的な運営の可否についての検証を行い、財政支援の方策を講じること。
- (3) 新制度移行までに検討すべき課題は山積しており、課題解決の方策等については、国と地方の協議の場などにおいて、地方との協議を確実に行うこと。
- (4) C型肝炎に関する新治療薬として、平成 27 年度にソバルディとハーボニーが薬価基準に収載されたことに伴い、医療給付費が急増しており、C型肝炎ウイルスキャリア率等の地域性に着目した財政支援を講じること。

【当県の現状と課題】

- 国保は、我が国の国民皆保険の基盤制度として、住民の健康の保持増進並びに福祉の向上に寄与してきた。しかしながら、市町村国保は高齢者・低所得者層の増加により、増大し続ける医療費に対して十分な保険料収入の確保が難しく、財政運営は非常に厳しい状況が続いている。
- 市町村国保の職業別構成を見ると、世帯主が無職の割合(全国)が、昭和 62 年度の 27.3%から平成 26 年度は 40.5%と 4 割を超えており、また、当県においても、平成 26 年度は無職の割合が 44.1%と 4 割を超えている。
さらに、当県の国保加入者一人当たりの年間所得水準は、全国平均の 69.5 万円に対し、52.5 万円と低い状況にある。
- 平成 26 年度の県内の市町国保の決算状況をみると、20 市町のうち、累積赤字保険者が 13 保険者となっており、うち 2 保険者は累積赤字額が 10 億円を超えている。こうした国保の現状において、今回の国保制度改革により都道府県が財政運営の責任主体となることでは解決できない構造的問題が存在している。
- 国保事業費納付金の算定方式の決定、国民健康保険税の激変緩和措置の内容等、保険料負担

に関するものをはじめとして、新制度の開始までに検討すべき多くの課題がある。

- 当県はC型肝炎ウイルスキャリア率が全国平均の3倍超であるという地域的特性もあり、新治療薬の保険適用以降の平成27年9月診療分から平成28年3月診療分において、調剤医療費が前年同期比約125%と全国的に見ても高い伸びを示している。そのため、地域の一人当たり医療費を表す指数である市町村国民健康保険の地域差指数（1.189：平成25年度全国1位）が更に上昇することが見込まれる。

肝炎対策の推進について

厚生労働省

【提案・意見内容】

当県では、肝がんの死亡率が長年高い数値で推移してきており、肝がんの主要な原因であるウイルス性肝炎への対応が重要な課題となっています。

効果的な肝炎対策を進めていくためには、肝炎ウイルス検査を行い、陽性者を受診につなげ、肝炎の抗ウイルス治療を切れ目なく行うことが重要です。

このため、国において整備されている各種の助成制度等を引き続き実施するとともに、効果を高めるための制度の改善等を提案します。

【具体的な提案事項】

- (1) 肝炎治療費助成制度を継続し、肝炎患者の療養に係る経済的負担を軽減すること。
- (2) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の定期検査費用の助成については、請求書に添付する書類の省略、所得制限の撤廃など、制度の見直しを図ること。

【当県の現状と課題】

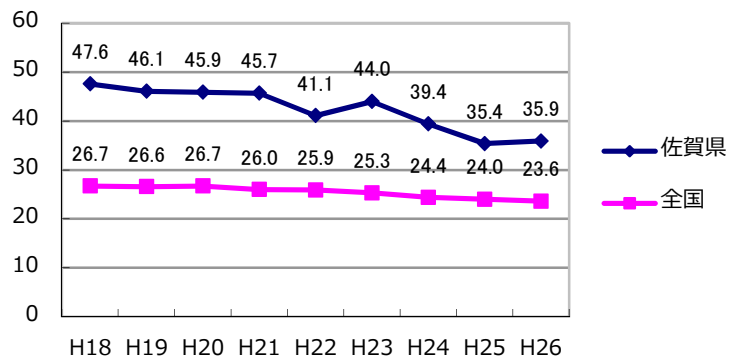
- 当県のがんによる死亡者数は2,798人（平成26年）で、特に肝がんの死亡率が高い（16年連続全国ワースト1位）ため、職域や身近な医療機関で無料の肝炎ウイルス検査を受けることができる体制、県民公開講座による肝炎治療等の知識の普及啓発などの対策を講じてきた。

- 平成24年から現在に至るまで、肝疾患診療連携拠点病院に肝疾患センターを設置し、総合的な肝疾患対策を展開してきた。また、平成27年度には患者アンケートから抗ウイルス治療未受療者の要因を分析し、受診勧奨に効果的な説明資材を作成、県内の全医療機関に配布することで、未受診者の「治療しよう」という気持ちを後押しする取組を県全域で実施していることから、未受療者が治療しやすい環境を整備する必要がある。

- C型肝炎にはインターフェロンフリー治療、B型肝炎にはインターフェロンや核酸アナログ製剤による治療が効果的であるが、本人負担額（高額療養費の自己負担限度額）が数万円と高額になるため、継続的な治療費助成が必要である。

- ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業による定期検査費用助成については、平成27年

肝がん死亡率の推移（10万人対）



度に年間助成回数の増（平成 26 年度：1 回→平成 27 年度：2 回）、平成 28 年度に課税世帯への対象拡大など改善が図られているところであるが、申請書に医師の診断書や非課税証明書の添付が求められており、その申請手続が煩雑であること、また、診断書料及び非課税証明書の取得に係る費用負担もあることから申請件数が少ない状況にある。このため、当県では単独財源で上乗せ（課税世帯への助成）実施している部分について、昨年 10 月から、医師の診断書に代えてウイルス性肝炎患者であることが証明できる書類（健康増進ノートの写し）でも申請を可能とするなど、手続の簡略化により制度の利用促進を図っている。

【申請手続簡略化前後の定期検査費助成申請の状況】

区 分	H26. 4. 1～H27. 9. 30 (1 年 6 か月)	H27. 10. 1～H28. 3. 31 (6 か月)
非課税世帯（国庫補助対象）	2 件	3 件
所得制限なし（県単独事業）	10 件	76 件

- ウイルス性肝疾患患者の重症化予防のためには、定期通院の更なる促進が必要であり、国庫補助事業においても、必ずしも医師の診断書の添付を要件としない等の添付書類の見直し、所得制限の撤廃など、利用促進に向けた制度の見直しを行う必要がある。

結核対策の充実・強化について

厚生労働省

【提案・意見内容】

近年、エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）、蚊媒介性感染症等、世界的に感染症対策の充実・強化の必要性が叫ばれています。

このような中、世界三大感染症の一つである結核については、全国的に罹患率は低下しているものの、いまだに我が国最大の感染症であり、患者の高齢化、外国人の発症、若年層の既感染率の低下による集団発生などに加え、特に近年、治療が困難な多剤耐性結核（MDR-TB）や超多剤耐性結核（XDR-TB）の国を越えた広がりが新たな課題となっていることから、その対策が必要です。

このように、結核の早期発見、感染及びまん延防止のための医療体制の確保など、健康危機管理の観点から、結核対策のより一層の充実・強化を図る必要があります。

【具体的な提案事項】

- (1) 超多剤耐性結核の接触者健康診断及び精密検査のための CT 検査を感染症予防事業費等国庫負担（補助）金の補助対象とすること。
- (2) 超多剤耐性結核に対する新薬の開発など対策の充実を図るとともに、超多剤耐性結核治療に必要な医療費補助等の財源措置を講じること。
- (3) 多剤耐性結核や超多剤耐性結核について、国立病院機構を中心とした九州地区単位の専門的中核病院の指定及び専門診療ができる医師の確保を積極的に進めること。

【当県の現状と課題】

- 平成 23 年 4 月に、当県内の医療機関で超多剤耐性結核の集団感染が発生し、その際の接触者健康診断において、CT 検査が超多剤耐性結核患者の早期発見に有用であったが、CT 検査については、感染症予防事業費等国庫負担（補助）金の補助の対象となっていない。
- また、この超多剤耐性結核の集団感染事例の患者及びその起点となった患者については、一般的な抗結核薬では治療ができなため、保険適用がない未承認薬（リネゾリド）で治療しており、患者・医療機関等に多大な負担が生じている。なお、平成 26 年 9 月に結核医療の基準に追加された新薬（デラマニド）の使用については、更なる薬剤耐性結核の出現を考慮した慎重な取扱が規定され、使用決定までに複数の要件があるため、使用に至っていない。
- 超多剤耐性結核の診療については、国立病院機構を中心に県外の医療機関と診療連携が図られているものの、中核拠点病院等が明確に示されておらず、その対応は医療機関の裁量に任されている。

難病対策について

厚生労働省

【提案・意見内容】

小児慢性特定疾病の中には、指定難病に包含された疾病もあるものの、難病の定義に該当しない疾病もあり、20歳以上では医療費助成の対象とならない疾病も多く残っています。

さらに、疾病によっては特殊栄養の購入が必要であるにもかかわらず、医療費ではないため助成の対象とならないことなど経済面の負担が大きく、治療費や特殊栄養等に関する新たな助成制度による負担軽減が必要です。

また、現在、国において準備されている難病指定医が難病の研究や治療に役立てるための医学的なデータを直接入力する患者データ登録システムは、地方自治体での事務効率化に資するシステム活用にも配慮していただいた上での早急な開発、運用開始をお願いします。

【具体的な提案事項】

- (1) 指定難病への包含が難しく医療費助成の対象とならない小児慢性特定疾病の患者が、20歳となって以降も治療等が継続する場合には、治療費や特殊栄養等の新たな助成制度を確立すること。
- (2) 患者データ登録システムの構築については、難病指定医が直接入力する仕組みと併せて、地方自治体が行っている認定審査に関わる医学的基準の事前チェックができる機能を付加したシステムとして早急に開発を行い、地方自治体の事務負担の軽減を考慮した運用を行うこと。

【当県の現状と課題】

- 当県における小児慢性特定疾病の成人移行では、平成27年度に指定難病に認定された患者は35名（30疾病）中11名（10疾病）と少数であった。小児慢性特定疾病の患者のうち、難病の定義に該当しないため成人移行で医療費助成から外れる者が、毎年約20名（約20疾病）おり、成人後も治療等が必要な患者は治療費や疾病によっては特殊栄養の購入費などの負担が増加している。
- 当県で行っている難病患者の臨床データ入力及び指定難病審査会における認定審査件数は増加している。また、平成27年7月までに拡大された疾患には希少難病も多く、一つ一つの審査も専門化し、全体として事務負担が増加している。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医療費助成の対象患者数	6,166人	6,351人	6,905人
指定難病審査会審査件数 (延べ数)	6,890件	7,644件	7,784件

女性の活躍推進について

内閣府・厚生労働省

【提案・意見内容】

少子高齢化が進む中、活力ある持続可能な社会「一億総活躍社会」の実現のためには、「女性が活躍する社会」をつくることが不可欠です。

こうした中、女性の活躍を推進する「女性の職業生活における活躍に関する法律」が平成 27 年 9 月 4 日に施行されましたが、「女性の活躍に関する行動計画の策定や情報公開の義務付け」の対象が常時雇用する労働者数 301 人以上の民間事業主に限定され、300 人以下については努力義務とされているところです。

しかしながら、当県など、多くの地方においては、300 人以下の民間事業主が大半を占めていることから、女性が職業生活において活躍できるよう各種施策の充実が必要です。

【具体的な提案事項】

- (1) 女性活躍推進のための一般事業主行動計画策定が進むよう、次世代育成支援対策における「くるみん税制」のような税制の優遇措置など、実効性の高い制度設計を行うこと。
- (2) 地方公共団体が進める女性活躍推進の施策の支援に当たっては、地方の自発的な取組に沿った財政支援及び必要な財源確保を行うこと。

【当県の現状と課題】

- 当県内経済界においては、平成 26 年 1 月に「女性の活躍推進佐賀県会議」を立ち上げ、女性が活躍しやすい環境整備、女性の能力・意欲の向上、女性管理職比率・数等の目標設定を目指すなど、県と一体となった取組を進められている。
- 当県における 301 人以上の事業所数は全体の 0.15%となっており、300 人以下の事業所がほとんどである。
(県内事業所数：37,998、うち従業員 301 人以上の事業所数：56 出典：H24 経済センサス)
(一般事業主行動計画策定対象事業所数：69 出典：佐賀労働局聞き取り H28.4.1 現在)
- 厚生労働省が平成 28 年 4 月 8 日に公表した「女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」によると、当県の従業員 300 人以下事業所では、一般事業主行動計画策定届出が 1 件もなされていない状況である。当県など地方においては、300 人以下の事業所が大半であるという実態を踏まえ、特に中小企業における女性の活躍推進の取組に対する支援が必要である。
- 当県では、女性の活躍推進を加速度的に進めるため、事業主・人事担当者等の理解促進や行動を促すための効果的な施策を積極的に実施しているが、このような地方の自発的な取組が着実に進められるよう、必要な財政支援及びそのための財源確保が必要である。

誰もが安心して子育てができる社会の実現について

内閣府・文部科学省・厚生労働省

【提案・意見内容】

当県は、自然環境に恵まれ地域とのつながりも深く、合計特殊出生率や第三子以降の出生割合が高いことが示しているように、子育てしやすい県です。

一方で、近年、待機児童が発生しており、その要因の一つが保育士不足となっています。

また、「保育所等の保育料が高い」など経済的負担の重さを訴える声も多く、子育て世代の更なる負担の軽減が必要です。

子どもの医療費については、各自治体で助成に取り組んでいますが、自治体間で格差が生じており、国の責任において全国一律の制度の構築が必要です。

【具体的な提案事項】

- (1) 結婚、出産、子育ての希望が叶う社会の実現のため、出会いから子育てまでの切れ目ない支援に必要な安定的・恒久的な財源を措置するとともに、特に、深刻化する待機児童問題の解消のため、早急に抜本的な保育士の処遇改善に取り組むこと。
- (2) 多子世帯の子育て支援の観点から、多子世帯の保育料軽減措置に係る所得制限を撤廃すること。
- (3) 現在、地方自治体が独自に実施している子どもの医療費の助成について、国の責任において全国一律の制度を構築すること。また、構築されるまでは、医療費の現物給付化に係る国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置を早急に廃止すること。

【当県の現状と課題】

- 当県では、「子育てし大県“さが”プロジェクト」を立ち上げ、出会いから子育てまでのライフステージを通した切れ目のない支援の強化やワーク・ライフ・バランスの実現を推進し、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の整備を図っている。

国においては、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度を開始し、社会全体による費用負担や子ども・子育て支援の計画的な供給体制の整備を図るべく、平成28年度予算において、市町計画の実現に必要な量の拡充に加え、7千億円ベースの質の改善に必要な額が予算措置されたところである。

しかしながら、子ども・子育て支援新制度の実施には、1兆円超の追加財源が必要とされており、保育士処遇や保育士配置基準の更なる改善など、新制度において目指している質の改善が実現できるまでに至っていない状況である。

このような中、待機児童問題は更に深刻化しており当県においても、平成23年度以降は毎年発生している。

その主な要因として、低年齢児の増加による保育所の面積不足のほか、保育士不足が挙げられるところである。安心して子育てができる社会の実現のためには、保育士の処遇改善を抜本

的に行うことにより、人材の確保や保育の質の向上を図る必要がある。

- 多子世帯の保育料軽減措置の適用については、保護者の所得により制限が設けられているところであるが、所得制限を超えたとしても、多子世帯の経済的な負担は大きいものである。理想の子ども数と実際に持つ子ども数との乖離の理由として、経済的理由を挙げる割合は、子どもの数が多くなるほど高い傾向にある。

実際に第3子以降の出生児の割合が高い当県においても、保育料の軽減を求める声が多く、県民が希望する子ども数を持てる環境整備のためにも、保育料軽減措置に係る所得制限の撤廃が必要である。

- 当県における子どもの医療費の助成については、小学校就学前は県内統一の現物給付方式により実施しているが、小学校就学後は市町の方針や財政状況により対象年齢及び保護者負担額が様々である。

地方単独事業による子どもの医療費の助成は、恒久的な財源の確保が必要なことから、都道府県間はもとより県内市町間においても支援内容に格差を生じている。このため、子どもの医療費に関わる全国一律の制度の構築が必要である。

子どもの医療費助成に係る県及び市町の平成26年度決算額は約18億5千万円で、このうち国民健康保険制度の国庫負担減額調整額は、約6千万円であった。

当県では、保護者からの現物給付化を求める声もあり、小学校就学以降についても現物給付方式にするよう検討中であるが、現物給付化すると国民健康保険制度の国庫負担減額調整額が増加し新たな市町の財政負担が必要となる。

このため、国による制度が構築されるまでは、医療費の現物給付化に係る国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置を早急に廃止し、現物給付化による保護者の負担軽減を図るとともに、廃止に伴う財源を活用し少子化対策を一層推進することが必要である。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定について

内閣官房・農林水産省

【提案・意見内容】

平成27年10月5日に大筋合意したTPP協定については、平成28年2月4日、ニュージーランドにおいて協定交渉参加12か国による署名が行われ、現在、各国において国内承認手続きが進められています。

我が国においては、平成28年3月8日に、TPP協定本体の承認案と関連法案が閣議決定され、同日国会に提出されました。これを受けて、国会では4月5日、衆議院で審議が始まったところです。

大筋合意以降、国は、合意内容や「総合的なTPP関連政策大綱」、関連対策予算、経済効果分析などを公表し、それらに関する説明会などを各都道府県単位でも実施してきましたが、地方においては、依然として不安や懸念が解消されていない状況にあり、しっかりとした対応が必要です。

【具体的な提案事項】

- (1) TPPについては、国民に対し地域経済や国民生活に与える影響について、現場にできるだけ近いところで丁寧に情報提供と説明を行うこと。
- (2) 農林水産業は、国の礎であり、また、地方にとっても重要な産業であることから、TPPが発効された場合も、また、発効されなかった場合のいずれの場合でも、将来にわたって農林漁業者が夢と希望を持って経営に取り組み、また、次の世代へ引き継いでいけるよう、体質強化対策等について、以下の措置を講じること。
 - ① 地域の農業が持続的に発展し、国際競争にも打ち勝つ力をつけるためには、産地が取り組む高品質・低コスト生産や効率的な販売体制の整備が極めて重要であることから、「強い農業づくり交付金」、「産地パワーアップ事業」、「畜産クラスター関連事業」等による集出荷施設や省力化機械などの整備について予算を十分に確保すること。
 - ② 高い水準にある農地利用率の維持や、担い手への更なる農地集積に必要となる農業生産基盤の整備や農業水利施設の適正な維持管理を実現するための農業農村整備関係予算を十分に確保すること。
 - ③ 中山間地域の農地の保全や農業生産の継続のため、中山間地域等直接支払制度や有害鳥獣対策、及び農産物直売所等を活用して消費者を呼び込むなどの農村地域の活性化対策等を早急に強化すること。
 - ④ 農水産物や加工食品の輸出促進に向け、迅速に輸出検疫が実施できるよう人員等の体制の充実を図るとともに、産地等のブランド確立の取組や輸出対応型施設の整備等の各事業予算の確保を十分に行うこと。

【当県の現状と課題】

- 県内では、TPPについては、「関税撤廃が見込まれる米国市場は魅力的」、「関税手続きの簡素化が図られると良い」といったプラスの声がある一方、現在でも、農業者を中心に「国内の需要が減少する中で、輸入牛肉によって和牛の価格が引き下げ圧力を受けるようになると、益々、先行きが読めず不安だ。」、「米の生産やその他の品目については、間接的なことも含めて影響があると思う。」、「中山間地域など条件の厳しい地域が疲弊により荒れていくことが心配される。」などの声が上がっており、依然として不安や懸念が解消されていない。
- 地域農業が持続的に発展していくためには、産地が取り組む効率的な生産・販売体制の整備や新規就農者の確保は極めて重要であることから、「強い農業づくり交付金」、「産地パワーアップ事業」、「畜産クラスター関連事業」等の施設等整備事業について、地域の要望にしっかりと応えることが出来るよう予算を十分確保する必要がある。
- 当県においては、生産基盤の整備が進み、高い耕地利用率を維持し、担い手への農地集積が図られているなか、農業競争力強化基盤整備事業や農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金等を活用しながら、暗渠排水やクリーク護岸の計画的な整備、老朽化した農業水利施設の適正な維持管理や更新などへ予算の重点化を図り、効率的な事業展開に努めているところである。

しかしながら、今年度の農業農村整備関係予算については、要望額に対し5割程度の割当となっているため、地元の要望に十分応えることができない状況にある。
- 中山間地域の農業については、農産物価格が低迷し、資材価格等が高騰している中で、平坦地域に比べて、農業者の高齢化や担い手の減少が進んでいること、飛び地や狭小農地が多く耕作条件が悪いこと、イノシシなどの有害鳥獣の被害も継続的に発生していることなどから、当県においても営農を止める農家が増えて、耕作放棄地の発生も増加しています。

一方で、中山間地域に多い農産物直売所、体験農園、農家民宿等は、農家所得の確保や、交流人口の拡大による地域の活性化の手段として期待されています。

こうした事から、中山間地域の農地の保全や農業生産の継続のため、有害鳥獣対策や、農産物直売所等を活用した農村地域の活性化対策等を早急に強化する必要があります。
- アジア諸国において経済発展に伴う富裕層が増加してきていることや、「和食」がユネスコの無形文化遺産へ登録され日本食への関心が高まってきていることなど、まさに現在、我が国の農水産物や加工食品の輸出拡大のチャンスを迎えている。

しかしながら、農畜産物の輸出検査等の輸出検疫については、各防疫所やその支所・出張所における人員等の体制が十分とは言えず、迅速な検査が実施できる状況ではない。

また、農産物等の輸出拡大を図るためには、海外展開、ブランド確立、国内外の市場における販売力強化といった取組や、GLOBAL G. A. P. 及び HACCP 基準等を満たす輸出対応型施設の整備等といったソフト・ハード両面に向けた予算の確保が必要である。
- 特に、輸出対応型食肉処理施設の整備は、複数年にわたり計画的に進める必要があることに加え、多額な費用が必要となるが、平成27年度補正予算で創設された「農畜産物輸出拡大施設整備事業」については、平成29年度以降の事業継続が不透明であることや予算規模が小さいことから、地域の要望にしっかりと応えることのできる事業実施期間と予算規模を確保していく必要がある。

水素社会の実現に向けた水素供給インフラの計画的な整備等について

経済産業省

【提案・意見内容】

国においては、平成 28 年 3 月 22 日に取りまとめた「水素・燃料電池戦略ロードマップ改定版」（以下、「ロードマップ改定版」という。）において、燃料電池自動車（FCV）の普及や、水素ステーションの整備について目標が示されています。

しかしながら、平成 26 年 12 月から FCV の販売を開始している自動車メーカーにあっては、既に年間生産台数を大きく上回る受注残が発生し、今後の注文に対する納期について平成 31 年（2019 年）以降となる見通しが示されています。FCV の供給量が十分に増加しないまま水素ステーションの整備地域の拡大が行われた場合、結果的に既設の水素ステーションの経営を圧迫することが懸念されます。

加えて、現状では、水素ステーションは民間企業の判断によって整備が行われていますが、四大都市圏の自治体等が中心となって策定した整備構想と齟齬が生じ、最適な配置とならないことが懸念されます。

更に、水素ステーションの収益性向上には、FCV 以外の水素用途の開発が必要かつ有効と考えられますが、水素ステーションにおける充填は、「水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器」に限定されており、水素用途開発の障害となることが懸念されます。

また、ロードマップ改定版では、「2016 年度中に再生可能エネルギー由来水素の導入に関する技術面や経済面の具体的な課題及び必要な取組の方向性について議論し、結論を得る。」とされていますが、こうした議論を進める上では、水素源となり得る再生可能エネルギー資源が豊富に賦存するとともに、再生可能エネルギー資源等からの水素製造について具体的な検討を進めている地方自治体の意見の反映が必要です。

【具体的な提案事項】

- (1) 新たな水素ステーションの整備にあっては、メーカーの生産計画や納期の実態を十二分に考慮し、FCV の納期を更に悪化させることがないように留意するとともに、人口が少なく整備が進み難い地方都市であっても、地理的に整備の必要性が高い交通の要衝等においては、強く整備を促すものとする。
- (2) 既設水素ステーションの収益性向上に向けて、次の取組を行うこと。
 - ・ メーカーに FCV 生産の早期拡大を働きかけるなどにより、商用水素ステーションが整備された地域に一定数量の FCV を早期かつ継続的に行き渡らせること。
 - ・ 商用水素ステーションの運営が軌道に乗るまでの間は、国として水素ステーションの運営に対する支援を継続すること。
 - ・ 例えば 20MPa カードルなど、圧縮水素スタンドで充填できる対象を拡大すること。
- (3) 再生可能エネルギー由来水素の導入に関する技術面や経済面の具体的な課題及び必要な取組の方向性について議論する際は、具体的で先進的な調査等を行っている地方自治体の意見を反映させるとともに、こうした自治体の取組を幅広く支援すること。

【当県の現状と課題】

- 当県では、平成 17 年度から水素社会の構築に向けた取組を継続して行っており、具体的な成果を残している。
 - ・ 平成 19 年度から平成 24 年度には経済産業省（資源エネルギー庁）に職員を派遣し、規制見直しや、世界最高水準の試験研究設備の整備に大きく貢献している。
 - ・ 平成 21 年度からは、国が実施する実証研究事業に参加し、水素ステーションの整備運営コストの低減や安全性の向上に大きく貢献している。
 - ・ 平成 26 年度から平成 27 年度には、国が実施する水素ステーション整備費補助金に最大で 2.5 億円を上乗せして補助することで佐賀市内への水素ステーションの整備を実現させるとともに、平成 27 年度には公用車として燃料電池自動車を 2 台導入し、平成 28 年度には更に 3 台を導入する計画である。
- こうした実績を踏まえ、燃料電池自動車の普及に際し、次のような問題意識等を有している。
 - ・ 当県は 10 年以上前から一貫して燃料電池自動車の普及に向けた取組を行い、具体的に貢献してきたところであるが、注文から納期までに数年を要する現状では、全国に先駆けて取り組んできたメリットを県民に提供することができない。
 - ・ なお、佐賀水素ステーションの整備に当たっては、全国に先駆けて水素ステーションの整備構想を策定し、全国のモデルとなった県であるとともに、整備費の上乗せ補助を示したものの、水素ステーション整備事業者の多くは、地理的な必要性などの認識が低く、実際に整備を行おうとする事業者の確保が困難であったことから、今後は、地理的な必要性が高い地域に確実に整備が行われるような仕組みが必要ではないか。
 - ・ 当県では、水素需要の増加に寄与するとともに中小企業であっても事業化が可能な分野として FCV 用燃料電池の二次利用（車両以外での利用）等についても検討しており、水素ステーションを流通拠点として活用することができれば、水素ステーションの収益機会となる新たな製品・サービスの成立可能性を高めることができる。
- また、当県では、平成 27 年度から九州全域のエネルギーバランスを考慮した「電力貯蔵手段としての水素」について検討を進めており、次の成果を得ている。
 - ・ 九州域内における電力会社の実運用データの分析から、九州本島では太陽光発電の導入が進んでおり、既にダックカーブ（アヒル型曲線）が発生しつつある。
 - ・ ダックカーブの形成が更に進んだ場合、短時間での電力量の調整を迫られ、系統の安定性が損なわれる危険性が高くなる可能性がある。
 - ・ 今後、九州において再生可能エネルギーの導入を更に拡大するためには、系統増強と併せ、需給調整等によるダックカーブ抑制について検討が必要（現状は火力発電所の出力調整や揚水発電所の活用等により回避可能。それでも回避できない場合には、出力制御が必要）。
 - ・ 米国及び欧州の状況（アンシラリーサービスや Power to Gas など）や、電力自由化も踏まえ、九州においては、水素による電力調整が有効な手段となる可能性が高い。
- 平成 27 年度には、こうした考えに基づき、水素によって電力を調整する際の課題について検討を行っており、平成 28 年度には、将来的な事業化に向けた実証研究の実施を目指し、課題の解消手段等について検討を進めることとしている。

国の海洋再生可能エネルギー「実証フィールド」のインフラ整備等について

内閣官房

【提案・意見内容】

平成26年7月に国が策定した長期エネルギー需給見通しの中で、「2030年までに再生可能エネルギーの比率を22～24%とする」という数値指標が示されていますが、現在、再生可能エネルギーは10%程度であり、更なる普及が求められています。

四方を海に囲まれた我が国においては海洋再生可能エネルギーの賦存量が非常に大きく、発電に利用する場合には陸上以上のポテンシャルがあると言われています。

当県では、国の「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」（以下「取組方針」という。）に基づき、一早く、関係者との調整を進め、平成26年7月、唐津市加部島沖が国の「実証フィールド」として、選定を受けました。

選定後は、地元漁業関係者や有識者等で構成する協議会を設置し、「実証フィールド」の運営管理体制を整備するとともに、産学官金で構成する研究会を立ち上げ、海洋再生可能エネルギー関連産業のクラスターの形成を目指しているところです。

今後は、「実証フィールド」の所要設備などインフラ整備や、発電装置の性能や安全・耐久性評価のため、「実証フィールド」の利活用を進め、海洋再生可能エネルギーの実用化、海洋産業の創出を進めていくことが必要です。

また、海洋再生可能エネルギーを推進する上で、一般海域の利用に関するルールが存在せず、明確な権限と責任をもった管理者による調整が期待できないということが課題として考えられます。

については、以下の点を十分考慮していただくことを求めます。

【具体的な提案事項】

「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」に基づき、国が主体的に海底送電ケーブルなど「実証フィールド」のインフラ整備を進め、事業者の実証事業参入に向けた機運醸成を図るとともに一般海域利用に係る法整備を早急に行うこと。

【当県の現状と課題】

- 風況賦存量の豊富な自然条件や国の実証フィールド、研究拠点の立地などの社会条件が整った当県の地域特性を活かし、実証フィールドや研究拠点を含む関連地域を海洋再生可能エネルギーの中核拠点とし、海洋再生可能エネルギー関連産業の創出、地域活性化を目指している。
- 国の取組方針では、「実証フィールドの所要設備の整備については、国が主体となって検討を進める」と明記されているが、海底送電ケーブル敷設などの予算措置はない。海外では、国が海底送電ケーブル、陸上実験施設を整備し、事業者の機運も醸成され、海洋エネルギーの普及が進んでいる。
- また、取組方針の中では、「海域利用に係るルールの明確化の視点から、必要となる法制度の整備について検討し、早急に結論を得る。」とされているが、海域利用に係る法整備がされていない。事業者の取組を進めるためには、法整備が必要である。

原子力政策の具体的な取組について

経済産業省

【提案・意見内容】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において、福島第一原子力発電所では燃料の損傷、放射性物質の放出という深刻な事態を招き、国民は震災から 5 年が経過した今もなお原子力発電に対し大きな不安を抱えています。

このような中、国においては、平成 26 年 4 月に新たなエネルギー基本計画が閣議決定され、原子力発電については、「安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付けられました。

また、原子力発電所の再稼働については、「原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。」と、再稼働を進めるという国の考え方が明示されたところです。

しかし、再稼働を進めるに当たっては、「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。」とされているものの、理解を得ていく範囲やその方法については、個別プラントの設置変更許可が出て基本的な安全性が確認された段階から、各地域と相談しながら具体的な対応を考えていくとされていることから、国は、原子力規制委員会において規制基準に適合すると判断された原子力発電所の再稼働について、理解を得ていくための具体的な手続を立地自治体等関係者に対して明確に示すべきです。

また、今後の我が国のエネルギー政策については、国家の根幹にかかわる問題であり、原子力政策に係る諸課題についても、国として、エネルギー基本計画で決定した方針に基づき、その責任において実現に向けた具体的な道筋を示した上で、前面に立った取組を行っていくべきです。

【具体的な提案事項】

- (1) 原子力発電所の再稼働については、具体的な手続を明確に示した上で、国が責任を持って判断するとともに、その判断に至った考え方については、国民や関係自治体に十分な説明を行い、その理解を得るよう国の責任において主体的に取り組むこと。
- (2) 使用済燃料の短期的及び長期的な貯蔵や処分の在り方、また、原子力発電所の廃炉に伴い発生する放射性廃棄物の処分の在り方について、エネルギー基本計画において示した原子力政策の方針に基づき、国の責任において具体的に検討・取組を行うこと。

【当県の現状と課題】

- 当県では、玄海町に九州電力玄海原子力発電所が立地しており、これまで、4基の原子炉において合計出力約350万kWで電力の安定供給に大きな役割を果たしてきたところである。
(なお、玄海原子力発電所1号機は、平成27年4月27日をもって運転を終了。)
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、福島第一原子力発電所は全交流電源を喪失し、緊急時の電源が確保できなかったことや使用済燃料プールへの冷却水を機動的に供給できなかったことから、放射性物質の放出という深刻な事態を招き、県民の不安は大きいものがある。
- 国においては、新たな原子力安全規制体制として平成24年9月に原子力規制委員会と原子力規制庁が設置され、平成25年7月に新たな規制基準が策定された。
- 同基準への適合性審査の結果、九州電力川内原子力発電所1・2号機が平成26年9月10日、関西電力高浜発電所3・4号機が平成27年2月12日、及び四国電力伊方発電所3号機が平成27年7月15日に、それぞれ原子炉等設置変更許可がなされたところである。
- 玄海原子力発電所3・4号機については、現在、同基準への適合性審査が行われているところである。
- 一方、原子力発電所の再稼働については、平成26年4月11日に閣議決定されたエネルギー基本計画において、原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた場合には原子力発電所の再稼働を進める方針が示されたところである。
- 国は、川内原子力発電所について、平成26年9月12日に、経済産業大臣名で「川内原発の再稼働へ向けた政府の方針」の文書を鹿児島県知事、薩摩川内市長に提出し、鹿児島県では、国の関係省庁による住民説明会を開催した上で、10月28日には薩摩川内市長が、11月7日には鹿児島県知事が「原発再稼働を進める政府方針を理解する」旨を表明したところである。
- また、伊方発電所については、平成27年7月12日に国から提出された、「伊方発電所の再稼働へ向けた政府の方針」文書に対し、10月22日に伊方町長が容認を、10月26日には愛媛県知事が了解する旨を表明し、高浜発電所については、平成27年2月16日の国からの要請に対し、12月3日に高浜町長が、12月22日には福井県知事が再稼働について同意（理解）する旨を表明したところである。
- 国は、原子力発電所の再稼働について、個別プラントの設置変更許可が出て基本的な安全性が確認された段階から、理解を得ていく範囲や活動の方法も含め、各地域と相談しながら具体的な対応を考えていくとされているところであり、玄海原子力発電所3・4号機についても、国として責任を持って対応していただくことが必要である。
- 核燃料サイクル政策については、エネルギー基本計画において、引き続き取り組んでいく方針が示されている。また、使用済燃料や高レベル放射性廃棄物の貯蔵や処分の在り方については、国が前面に立って取組を進めるとされている。
- 使用済燃料や高レベル放射性廃棄物の貯蔵や処分の在り方については、国の審議会における検討の結果、平成27年5月22日に、将来世代に負担を先送りしないよう、現世代の責任で取り組むことや、国が科学的有望地を提示し、調査への協力を自治体に申し入れることなどが盛り込まれた、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が閣議決定され、国が前面に立って取り組んでいくという方針が改めて決定されたところである。
- また、平成27年12月18日の第5回最終処分関係閣僚会議において、科学的有望地について、

地層処分の実現に至る長い道のりの最初の一步として国民や地域に冷静に受け止められる環境を整えた上で、平成 28 年中の提示を目指すこととしたいとされたところである。

- 一方、使用済燃料対策については、平成 27 年 10 月 6 日に、使用済燃料対策に関するアクションプランが決定され、政府と事業者による協議会として平成 27 年 11 月 20 日に「使用済燃料対策推進協会」が設置されたところである。
- しかしながら、核燃料サイクルや使用済燃料等の処理に対する具体的な取組については、まだ示されていない状況であり、国として責任をもって対応していただくことが必要である。

再生可能エネルギーの更なる活用促進に向けた 環境整備について

経済産業省

【提案・意見内容】

平成 26 年（2014 年）4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において、再生可能エネルギーについては、安定供給やコスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガスを排出しない有望な国産エネルギー源として、2013 年から 3 年程度、導入を最大限加速し、その後も積極的に推進していくと明記されており、また、平成 27 年（2015 年）7 月には、2030 年度の最適な電源構成も示され、本年 4 月には、エネルギーミックスの実現を図るための「エネルギー革新戦略」が決定されています。

当県では、再生可能エネルギーの導入による関連産業の振興に取り組んでいるところですが、国においては、再生可能エネルギーの導入目標の達成に向け、省庁間一体となった施策を今後も講じていくことが重要です。

また、太陽光や風力などの再生可能エネルギーが気象条件に左右される不安定電源であることに起因する、系統接続に当たっての出力制御の問題や、地域内系統の増強が必要となるなどの問題が生じており、このような事態が長引けば、高まりを見せていた我が国の再生可能エネルギー普及推進政策の失速を招くだけでなく、積極的に再生可能エネルギー導入に取り組んできた地域の取組を抑制することが懸念されるところです。

「エネルギー基本計画」や 2030 年度の最適な電源構成（ベストミックス）の実現のためにも、特に以下の点について、考慮していただくことを求めます。

【具体的な提案事項】

- (1) 再生可能エネルギー分野への事業者の参入促進を容易かつ積極的なものとするため、様々な技術開発の支援など省庁間一体となった施策を継続すること。
- (2) 地域の事業者が安心して再生可能エネルギーの導入に取り組むことができるよう、系統連系に関する地域内系統・地域間連系線の増強や大型蓄電池の導入等による電力需給の安定化に係る技術開発などに責任をもって取り組むこと。

【当県の現状と課題】

- 当県は、原子力、火力、風力、水力などエネルギーとともに歩んできた歴史がある。現在は、次世代のエネルギーとして、小水力、海洋エネルギーなどの再生可能エネルギー等の技術開発・産業化に取り組んでいるが、まだまだ課題がある。
- 再生可能エネルギー発電設備に対する接続回答保留問題を受け、国の総合資源エネルギー調査会新エネルギー小委員会の下に設置された系統ワーキンググループの検討結果を踏まえ、資源エネルギー庁から新たな出力制御システムの下での再生可能エネルギーの最大限導入策が示された。

- しかし、出力制御に関するルールやその遵守状況をチェックする仕組み等の整備についてはいまだ明確にされておらず、指定電気事業者制度における出力制御期間の見込みの公表等を行われたものの、出力制御システムの費用負担も含めて、地元企業が安心して再生可能エネルギー関連産業分野に参入するにあたり大きな支障となりつつある。

おにぎりや巻き寿司等に使用されるのりの原料 原産地の表示義務化について

消費者庁・水産庁

【提案・意見内容】

おにぎりや巻き寿司等に使用されているのりは、「のり巻き」という呼称が示すとおり、おにぎり等の特徴付けている原材料であり、全国漁連のり事業推進協議会が実施したのりの原料原産地表示に関するアンケートにおいても、96%の人が食品の一部に使用しているのりにも原産地の表示があるべき又はあった方がよいと回答しています。

このように、国産のりに信頼を寄せる消費者に資するよう、のりを使った加工食品の原料原産地表示を義務化することが必要です。

【具体的な提案事項】

食品表示法における原料原産地表示を充実させ、加工食品について使用されたのりの重量比にかかわらず、国産であるのか、外国産であるのかがわかる表示を義務化すること。

【当県の現状と課題】

- 平成 27 年度全国生産量（約 74.4 億枚）の約 25%を生産している当県は全国有数の、のり生産地であり、のり養殖は当県水産業の基幹産業となっている。
- 用途別のり消費量では、業務用が約 7 割を占め、その中でも、コンビニエンスストア等のおにぎりのりの使用量が増加している。
- コンビニエンスストア等でのおにぎりなどの業務用には、外国産のりが多く使用されていることが予想されるが、現在の表示等では消費者は加工に使われているのりが国産なのか、外国産なのか知ることができない。
- 消費者の食の安全、安心に対する関心が高まっている中で、食品表示法における原料原産地表示を充実させ、消費者の製品選択を容易にするために、加工食品について使用されたのりの重量比にかかわらず、原産地表示を義務化することが必要である。
- このことについては、佐賀県有明海漁業協同組合、佐賀県生活協同組合連合会、コープさが生活協同組合及びグリーンコープ生活協同組合さが 4 者から連名で県に対して要望書が提出されている。
- なお当県では、産地を消費者に知ってもらうことが重要であることから、うま味・口どけの良さなどを含めた消費者視点の新しい評価基準の設定と、「佐賀海苔®有明海一番」というブランド名を冠した最高級品を平成 19 年に発表したところであり、市場からも高い評価を受けている。

農水産物等の輸出促進について

農林水産省・経済産業省

【提案・意見内容】

少子・高齢化や人口の減少により国内需要は縮小していく一方で、海外に目を向けると、アジア諸国において経済発展に伴う富裕層が増加してきていることや、「和食」がユネスコの無形文化遺産へ登録され日本食への関心が高まってきていることなど、まさに現在、我が国の農水産物や加工食品の輸出拡大のチャンスを迎えています。

しかしながら、相手先国によっては、輸入許可品目の厳しい制限や過度な輸入規制が設けられており、また、農薬残留基準値の設定が我が国と異なる場合もあり、輸出拡大の障壁となっています。さらには、中国等においては、我が国の都道府県の地名等が商標として既に登録されていたり、登録出願する事例が見られます。

こうした中で、日本産農水産物等の輸出促進を図っていくためには、輸出先国に対して、国としての積極的な働きかけなどの対応が必要です。

また、農水産物等の輸出を促進していくためには、各産地が主体的に行う活動に対しても、産地等が引き続き意欲をもって取り組むことができるよう支援を行うことが必要です。

【具体的な提案事項】

- (1) 巨大市場である中国を中心とした東アジア各国に対し、輸入許可品目の拡大並びに輸入規制の緩和等を働きかけること。
- (2) 台湾は、日本産の温州みかん・なし・いちご等の果実の需要が高く、輸出先として有望な市場であることから、台湾への円滑な輸出に向け、台湾における残留農薬基準値の変更について必要な対応を優先的に行うこと。
- (3) 輸出先国での日本の地名や地名を伴う商品名の第三者による冒認出願については、相手国に対し登録申請の却下等の対応をとるよう引き続き働きかけること。
- (4) 農水産物等の輸出促進については、各産地において取組が進められており、その成果も出てきていることから、産地の主体的な活動に対して、各産地が引き続き意欲をもって取り組むことができるよう、支援を行うこと。

【当県の現状と課題】

〈輸入許可品目の拡大等〉

- 県産品の輸出先として、もっとも大きな市場として期待される中国について、これまで加工食品を中心とした輸出促進のための現地プロモーションを行ってきたところであるが、中国向けの農産物に関しては、植物検疫上の理由で、りんごとなし以外の果実が輸出できない状況となっている。
- また、隣国の韓国についても、温州みかんは九州及び南西諸島からは輸出が出来ない状況となっている。

- さらに、当県の主要輸出品目である牛肉についても、中国、台湾、韓国等では輸入禁止となっている。
- 加えて、福島第一原子力発電所の事故発生以降は、各国において、徐々に輸入規制の撤廃や緩和が進んでいるものの、中国では、依然として、一部の製品について、産地証明書に加えて、放射性物質の検査証明書が必要とされており、また、台湾においても、昨年、日本産食品の輸入に対して規制が強化されるなど、過度な規制が行われている。
- 当県の主要農産物の販路を拡大していくためには、現在規制が行われている各国に対して輸入許可品目の拡大や検疫条件の緩和等について、働きかけを行う必要がある。

〈残留農薬基準の設定〉

- 当県産温州みかんについては国内流通業者が台湾に向けて輸出していたが、平成 20 年 6 月に残留農薬の基準に違反しているということで不合格になった。産地では改善計画書を提出したところではあるが、平成 21 年以降は当県 J A から台湾への農産物の輸出は行っていない状況にある。
- 国においては、各県での農薬使用の実態を踏まえて、平成 22 年 3 月に台湾に対して約 90 の基準値設定を要請され、その結果、これまでに約 70 の基準値が新たに設定されたものの、日本と同等以上の残留基準が設定されたものは約 40 成分にとどまっている状況にあり、輸出处向け専用で青果を生産することは困難であることから、引き続き残留農薬基準値の変更を求めていく必要がある。

〈知的財産権の保護〉

- 当県が輸出促進の取組を進めている中国においては、「佐賀」や「有田」などの地名を含む商標が第三者によって登録されたことにより、当県産品の P R イベントなどにおいて、当該文字の使用が制限されるなどして、輸出促進の取組に影響が出た経緯がある。
- 一度登録された商標を取り消すための手続には、多大な時間とコストを要し、しかもその達成は難しいと言われていることから、相手国に対し、冒認出願については登録申請の却下等の対応をとるよう、国においてしっかり働きかけていくことが必要である。

〈産地の取組への支援〉

- 国においては、農水産物・食品の輸出額を 2020 年に 1 兆円にする目標の達成のため、品目別輸出団体の設立を進めるなどしてオールジャパンでの輸出促進に取り組まれている。
- 一方で、農水産物等の輸出については、これまで各産地が中心となって取り組んできた経緯があり、品目によっては、既に商流が構築され、輸出が促進されるとともに現地においてブランドが浸透しているものもある。
- 今後、輸出の目標達成のためには、オールジャパンでの取組とあわせて、各産地のこれまでの実績（資産とも言えるもの）を発展させる取組など、様々なチャネル（アプローチ）を活用していくことが必要であり、そのことが結果として国全体として輸出のパイを拡大していくことにつながるものと考えられる。
- このようなことから、各産地が主体的に行う海外販路開拓等の活動に対しても、産地等が引き続き意欲をもって取り組むことができるよう、補助メニューの整備等を行うことが必要である。

廃炉に伴う原子力発電所立地地域の振興について

経済産業省

【提案・意見内容】

原子力発電への依存度低減という国の政策転換により、立地地域への経済、雇用、財政等への影響を及ぼすことが懸念され、また、事業者による原子炉の運転終了の決定や、廃止措置に向けた動きが出てきております。

廃炉については、一義的には事業者の判断ではあるものの、廃止措置を円滑に進めていくに当たっては、国策に協力してきた立地地域が継続的に維持・発展できるよう、国が責任を持ち地域振興策を講ずることが必要です。

【具体的な提案事項】

(1) 国策に協力してきた立地地域が持続的に維持・発展できるよう、原子力発電施設の撤去完了までを見据えた対策を図ること。

(2) 立地自治体等が新産業の創出・企業誘致等に、持続的に取り組めるよう、必要な政策措置を講ずること。

【当県の現状と課題】

- 立地地域の最近の状況としては、地元の宿泊施設や飲食店、小売店においては、「一定の利用客の確保ができています。」との声がある一方で、「安全対策工事終了後の動向が見えない中での経営を余儀なくされている事業者が多く見受けられることから、事業者の経営継続への不安は払しょくできていない」などの声もある。

水田農業振興対策の強化について

農林水産省

【提案・意見内容】

国では、需要に応じた米生産を推進するための環境整備を進め、その定着状況をみながら、平成30年産をめどに国による生産数量目標の配分を廃止するという方向性が示されましたが、生産現場では、生産数量目標の配分の廃止による米価下落や、TPP協定が発効した場合の麦のマークアップ削減による価格低下と経営所得安定対策の財源不足が懸念されています。

このため、国の責任において、米の需給調整にしっかりと取り組むとともに、農業者が将来にわたって意欲を持って経営に取り組むことができるよう、米麦生産に対する適切な支援を行うことが必要です。

さらに、担い手が減少する中、水田農業を維持・発展させていくためには、地域内での人と農地の課題解決や、集落営農法人などの担い手の育成が必要です。

【具体的な提案事項】

(1) 米麦農家の所得確保について

- ・ 経営所得安定対策については、生産者が将来にわたって意欲を持って経営に取り組むことができるよう必要な予算を確保するとともに、十分な支援を行うこと。
- ・ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）については、農産物の販売価格が継続的に下落する場合であっても、経営継続に必要な補填が受けられるよう見直しを行うこと。
- ・ 国が平成30年産をめどに行政による生産数量目標の配分を廃止する際には、需給調整機能が適切に働く環境が整ったことをしっかりと確認して判断を行うこと。
- ・ 国が米の生産数量目標の配分を行わない場合であっても、国が強く働きかけることなどにより、全国の米産地において需要に応じた生産がなされるようにすること。

(2) 水田フル活用の促進について

- ・ 「強い農業づくり交付金」や「産地パワーアップ事業」、「経営体育成支援事業」等については、地域農業の競争力強化に必要な施設・機械が整備できるよう、予算を十分に確保すること。
- ・ 産地パワーアップ事業については、成果目標を事業実施主体が自由に設定できるようにするなど、体質強化を図ろうとする水田農業の産地や経営体にとって、使いやすいものとする。

(3) 担い手対策等の充実について

- ・ 「人・農地課題解決加速化支援事業」や「農業経営力向上支援事業」については、地域での人と農地の課題解決に向けた話し合い、集落営農の組織化・法人化に加えて、地域の担い手として育成していくために必要な予算を十分に確保すること。

(4) 農地中間管理事業の推進について

- ・ 「農地中間管理事業」については、農地中間管理機構の運営費や農業委員会の事務費など事業の推進に必要な予算を十分に確保すること。

【当県の現状と課題】

〈米麦農家の所得確保について〉

- 当県は全国有数の麦の産地であり、また、米に麦・大豆などを組み合わせた生産性の高い水田農業は、当県農業の基盤をなしている。しかしながら、TPP協定が発効した場合の麦のマークアップ削減により、麦の価格低下と経営所得安定対策の財源不足が懸念されていることから、米麦農家が将来にわたり安心して営農に取り組んでいけるよう、必要な予算の確保と十分な支援を行う必要がある。とりわけ産地交付金については、地域における水田フル活用を推進する上で不可欠な交付金であることから、十分な予算を確保する必要がある。
- 米・畑作物の収入減少影響緩和対策については、米価の下落が続く場合でも十分な補填がなされるよう、生産コストを補填の基準とするなど制度を見直す必要がある。
- 平成30年産をめどに、行政による生産数量目標の配分を廃止するという方向性が示されたところであるが、生産現場からは、「今後の稲作農家の経営はようになっていくのか。」などの不安の声も聞かれることから、生産者が安心して水田農業に取り組めるよう、国が責任を持って、米の需給と価格の安定に取り組むことが必要である。

〈水田フル活用の促進について〉

- 当県では「強い農業づくり交付金」や「経営体育成支援事業」等を活用しながら、カンントリーエレベータ等の共同利用施設や担い手農家の営農用機械等の整備を進めてきた。
- 地域農業が持続的に発展していくためには、産地が取り組む効率的な生産・販売体制の整備や新規就農者の確保が極めて重要であることから、「強い農業づくり交付金」をはじめ、「経営体育成支援事業」等の施設等整備事業について、地域の要望にしっかりと応えることができるよう予算を十分確保する必要がある。
- また、平成27年度補正の「産地パワーアップ事業」については、成果目標を4種類の中から1つ選択することとされているが、品目の転換や契約栽培の増加など水田農業になじまない成果目標が多いことから、水田農業でも活用しやすいよう要件緩和を行う必要がある。

〈担い手対策等の充実について〉

- 担い手が減少する中、人と農地の問題を一体的に解決していく必要があり、地域の実情に応じて個別大規模農家や集落営農法人などの担い手を育成するとともに、農地の効率的利用を進めていくことが重要である。
- 当県では、平成25年度までに県内全域で人・農地プランを作成し、その後もプランの見直しを推進しているところであり、話し合いを促進するための経費について、予算を確保する必要がある。
- また、「農業経営力向上支援事業」については、集落営農の法人化等を進めている地域からの要望に見合った予算を確保する必要がある。
- さらに、集落営農法人の運営安定や経営発展の取組に対して支援する事業を創設し、集落営農法人を育成する必要がある。

〈農地中間管理事業の推進について〉

- 農地中間管理事業の円滑な推進を図るためには、農地中間管理機構職員の確保や市町への業務委託、専任推進員の設置などに要する経費が必要である。

併せて、農業委員会による農地の利用調整や遊休農地の発生防止などの関連業務との連携が重要である。

このため、農地中間管理機構の運営並びに農業委員会の事務処理に支障をきたすことがないように、十分な予算を恒常的に確保する必要がある。

園芸振興対策の強化について

農林水産省

【提案・意見内容】

T P P 協定が発効した場合の農産物の関税撤廃・削減に、農家の多くが不安を抱えている中、地域農業の競争力を高め、農家の経営安定を図っていくためには、収益性が高い園芸作物の導入や生産拡大が極めて重要です。

そのためには、新たな集出荷施設の整備や省力機械の導入、さらには、販売価格の変動に対応したセーフティネットの構築などにより、農家が安心して園芸農業に取り組めるよう、園芸振興対策を強化していく必要があります。

【具体的な提案事項】

- (1) 地域農業の競争力強化に必要な園芸用施設・機械の整備に活用できる「強い農業づくり交付金」や「産地パワーアップ事業」の十分な予算を確保すること。
- (2) 地域農業の競争力強化を図るため、収益性の高い野菜の導入や生産拡大に対するセーフティネットとして「野菜価格安定対策」の十分な予算を確保すること。また、加工・業務用野菜の生産拡大を図るため、「加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業」の要望に見合う予算を確保すること。
- (3) 競争力のある果樹産地づくりに向けた構造改革を促進するため、「果樹経営支援対策事業」及び「果樹未収益期間支援事業」の充実・強化を図ること。
- (4) 茶の高品質化や生産性向上を図るため、「茶改植等支援事業」を継続するとともに、小規模園地整備も支援に加えるなど、支援対策の充実・強化を図ること。

【当県の現状と課題】

< 共通 >

- 園芸作物の導入や生産拡大を図るためには、新たな集出荷施設の整備や省力機械の導入、さらには、飛躍的な収量の向上が可能となる統合環境制御技術の早急な普及などが極めて重要であることから、産地のこうした取組を支援する「強い農業づくり交付金」や「産地パワーアップ事業」の十分な予算の確保が必要である。

< 野菜 >

- 地域農業の競争力強化を図るためには、収益性が高い野菜の新規導入や既存産地の拡大を図ることが極めて重要であることから、生産農家の経営安定に寄与する「野菜価格安定対策」の十分な予算確保を図る必要がある。
- また、近年、たまねぎやキャベツなどの加工・業務用野菜の国内需要が増加しており、今後、地域農業の競争力強化を図るには、加工・業務用野菜の導入・拡大を促進していく必要があるため、こうした野菜の生産安定技術の導入に取り組む農業者や作業受託を行う団体等を支援する「加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業」の要望に見合う予算の確保が必要である。

<果樹>

- 競争力ある果樹産地へ構造改革を促進するため、「果樹経営支援対策事業」において、極早生みかんから優良品種への改植について、加算措置等を講じる等の支援や、「果樹未収益期間支援事業」において、未収益期間の助成金を拡充するなどの支援の強化が必要である。また、産地の若返りを図るための同一品種への改植については「産地パワーアップ事業」で実施できるようになったものの、事務負担の軽減を図るため、「果樹経営支援対策事業」で実施できるよう事業の組替えを行うことが必要である。

<茶>

- リーフ茶の需要停滞に伴う荒茶価格の低下などにより、茶生産農家の経営は大変厳しい状況にある中、高品質化や茶園の若返りを推進する必要がある。このため、改植や改植に伴う未収益期間に対して支援を行う「茶改植等支援事業」を継続するとともに、小規模園地整備も支援に加えるなど、本事業の充実・強化が必要である。

畜産振興対策の強化について

農林水産省

【提案・意見内容】

肉用牛生産における肥育素牛価格の高騰や配合飼料価格の高止まりなど、畜産業を取り巻く情勢が非常に厳しくなる中、その振興を図り、国民に対して安全・安心な畜産物を安定供給していくためには、畜産業を支える担い手の経営の安定化は喫緊の課題となっています。

また、今後、TPPなどの国際的な経済連携が急速に進展することが想定される中で、国内畜産業を持続可能な産業としていくためには、悪性家畜伝染病などへの防疫対策の徹底を基本とし、施設や省力化機械の整備などにより生産性の高い畜産経営体を緊急に育成するとともに、高度な衛生管理が可能な食肉処理施設の整備などを進めることにより国際的な競争力を強化し、牛肉等の輸出拡大を図る必要があります。

【具体的な提案事項】

- (1) 「畜産クラスター関連事業」については、各地域クラスター協議会のクラスター計画に盛り込まれた施設整備等の事業が確実に実施できるよう十分な予算を確保すること。
- (2) 輸出対応型食肉処理施設整備にかかる補助事業の採択に当たっては、地域の実情に応じた運用を行うこと。また、平成27年度補正予算で創設された「農畜産物輸出拡大施設整備事業」については、事業の継続と予算の拡充を図ること。
- (3) 補てん率の引き上げなど、TPP協定の発効に合わせて支援内容を充実することとされている「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」等の経営安定対策については、必要な法整備等の準備が整い次第、協定発効に先立って実施すること。
- (4) 「配合飼料価格安定対策制度」については、配合飼料価格が高止まり状態でも補填金が発動されるよう制度を見直すとともに十分な予算を確保すること。
- (5) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の悪性家畜伝染病について、引き続き水際防疫等、疾病の侵入防止対策の強化を図るとともに、家畜を埋却できない場合も想定されることから、盛土方式による埋却方法を確立すること。

【当県の現状と課題】

〔畜産クラスター関連事業の予算確保について〕

- 当県では、畜産農家の経営安定を図るため、悪性家畜伝染病などの防疫対策の徹底を基本に、農家等の高品質化や低コスト化の取組に必要な施設・機械の整備を促進するため、畜産クラスター関連事業の活用を強力に推進している。
- この結果、県内各地域で12のクラスター協議会が設立され、地域ぐるみでの収益力向上を図るため、施設整備事業や機械リース事業に取り組むクラスター計画を策定されており、クラスター計画に盛り込まれた施設整備等の事業が計画どおり確実に実施できるよう十分な予算の確保が必要である。

〔食肉処理施設の整備について〕

- 佐賀県食肉センターは、県内各地にあったと畜場を再編統合した県内唯一の牛の食肉処理施設である。当施設は、設置からすでに35年が経過して老朽化が進み、作業効率や衛生管理に問題が生じるとともに、牛と豚の処理ラインが一部交差している構造上の問題から、欧米等への牛肉等の輸出に対応できない。
- また、年間600頭程度発生する事故畜等に対しては迅速な対応が求められることに加え、当県で口蹄疫等の悪性家畜伝染病が発生した場合には、移動制限区域外であっても県外の食肉処理施設から出荷自粛を要請されることが想定されることから、県内に1ヶ所は産地食肉処理施設が必要と考える。
- このため、当県では、既存の施設を豚専用処理施設（豚400頭/日）として改修し、新たに牛処理施設（牛50頭/日＝豚換算200頭/日）を欧米等への輸出にも対応できる施設として新築することとしているが、輸出対応型食肉処理施設整備にかかる補助事業の採択に当たっては、地域の実情に応じた運用が必要である。
- また、食肉処理施設の整備は、複数年にわたり計画的に進める必要があることに加え、多額な費用が必要となるが、平成27年度補正予算で創設された「農畜産物輸出拡大施設整備事業」については、平成29年度以降の事業継続が不透明であることや予算規模が小さいことから、地域の要望にしっかりと応えることのできる事業実施期間と予算規模を確保していく必要がある。

〔経営安定対策等について〕

〈経営所得安定対策〉

- 国においては、昨年10月のTPP協定の大幅合意を踏まえ、協定発効後の畜産農家の経営安定に万全を期すため、「肉用牛肥育経営安定特別対策事業」や「養豚経営安定特別対策事業」、「肉用子牛生産者補給金制度」といった経営安定対策の充実等の措置を、TPP協定の発効に合わせて講じることとされているところであるが、署名国の一部の国において国内調整が不調に終わった場合については、2年を超えての協定発効となる可能性もある。
- 一方、畜産を巡る情勢については、肉用牛生産における肥育素牛の価格高騰や配合飼料価格の高止まりなど非常に厳しい状況にあり、とりわけ肉用牛肥育経営においては、最近の素牛価格は1頭当たり80万円を超えるなど、TPP協定の発効前にその経営が成り立たなくなる懸念があることから、経営安定対策の充実強化は喫緊の課題であり、法整備等の必要な準備が整い次第、TPP協定の発効に先立って実施する必要がある。

〈配合飼料価格安定対策制度〉

- 国では配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するために配合飼料価格安定制度を設けられているが、現行制度では、配合飼料価格が前年より上昇した場合に限り補填金が交付される仕組みとなっていることから、ここ3年程の配合飼料価格が10年前に比べると約1.5倍の1ト当たり6万5千円以上の高値で推移しているものの、補填金はほとんど交付されず、畜産経営は大変厳しい状況にある。
- こうしたことから、畜産農家が安心して経営を継続できることはもとより、希望を持って規模拡大や後継者を確保していくためには、将来の経営リスクを軽減することが重要であることから、配合飼料価格安定制度については、補てん基準価格を設定し、これを超えれば補てん金が交付される仕組み

にするなど、配合飼料価格が高止まりの状態であっても補填金が交付される制度に見直すとともに、その財源を十分に確保する必要がある。

[悪性家畜伝染病対策について]

- 現在も韓国のほかアジア各国・地域では口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の発生が続いている。当県では九州佐賀国際空港において靴底消毒や手荷物検査等を実施されているが、年々海外との人や物等の交流が盛んになり、ウイルスの侵入リスクが一層高まっていることから、国際空港等における水際対策の徹底が必要である。
- また、万一口蹄疫等が発生した場合、家畜伝染病予防法施行規則に定められている埋却の基準では処分家畜や汚染物品には1メートル以上の覆土を確保することとされており、国の口蹄疫に関する防疫作業マニュアルでは、2メートル以上の覆土が望ましく、埋却溝の例では深さ4メートルが示されている。しかしながら、本県のように低平地などを有する地域では、掘削した埋却溝から地下水が湧出し、処分家畜を埋却できないことも想定されるため、盛土方式による埋却方法の確立が必要である。

中山間地域農業対策の強化について

農林水産省

【提案・意見内容】

中山間地域の農業については、農産物価格が低迷し、資材価格等が高騰している中で、平坦地域に比べて、農業者の高齢化や担い手の減少が進んでいること、飛び地や狭小農地が多く耕作条件が悪いこと、イノシシなどの有害鳥獣の被害も継続的に発生していることなどから、当県においても営農を止める農家が増えて、耕作放棄地の発生も増加しています。

一方で、中山間地域に多い農産物直売所、体験農園、農家民宿等は、農家所得の確保や、交流人口の拡大による地域の活性化の手段として期待されています。

こうしたことから、中山間地域の農地の保全や農業生産の継続のため、有害鳥獣対策や農産物直売所等を活用した農村地域の活性化対策等を早急に強化する必要があります。

【具体的な提案事項】

(1) 有害鳥獣対策の支援強化について

鳥獣被害防止総合対策交付金については、侵入防止柵等の整備や捕獲対策等が計画的に実施できるよう、予算枠を確保するとともに、整備費と推進費との流用ができるようにするなど、制度の充実・強化を行うこと。

(2) 中山間地域等直接支払制度の強化について

中山間地域等直接支払制度については、制度への取組が促進するよう、取組要件の緩和や、取組促進のための人材配置など、制度の充実・強化を行うこと。

(3) 農産物直売所等を活用した魅力づくりへの支援強化について

中山間地域の農村の活性化を図るため、農産物直売所、体験農園、農村レストラン、農家民宿等の整備や、中山間地域の農村をサポートする支援員の配置等を行うための予算を確保すること。

【当県の現状と課題】

[有害鳥獣対策の支援強化について]

- 当県では、イノシシなどの有害鳥獣対策として、ワイヤーメッシュ柵の整備や有害捕獲対策を計画的・継続的に取り組んできており、被害額はピークの7億円から2億円まで着実に減少してきている。
- しかしながら、有害鳥獣による農作物被害や生活被害の発生は、依然として中山間地域の農業生産や、農家の営農意欲に大きな影響を及ぼしている。
- こうした中で、「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、平成27年度においては、捕獲報償金が当初予算では年間所要額を充足できず、不足分は補正予算で対応されたところであるが、平成28年度においては、予算額は、前年同様95億円となっていることから、全国的に予算額の不足が見込まれ、計画的なワイヤーメッシュ柵の整備や有害捕獲活動に支障を及ぼすことか

ら、必要に応じて予算枠の増額が必要である。

- また、現在、整備費と推進費との流用はできないが、整備費と推進費が共に不足することが懸念される中では、整備費と推進費が相互に流用できるよう交付要綱等を見直し、予算を有効に活用できる制度とする必要がある。
- さらに、緊急捕獲活動の上限単価については、鳥類では 200 円を基本とされているが、現場で銃器によりカラス等を捕獲している従事者からは、実際の捕獲活動に要する弾代や燃料代等の経費に比べて不足しているとの声が出ており、単価の引き上げが必要である。

[中山間地域等直接支払制度の強化について]

- 中山間地域等の条件不利を補正する中山間地域等直接支払制度の第 4 期対策が平成 27 年度からスタートしたところであるが、第 4 期対策になって取組面積が大きく減少したところである。このように取組面積が減少したのは、農業者の高齢化が一層進展する中で、5 年間継続した協定農地の保全が、高齢化した農業者にとって大きな負担となって取組を躊躇している農家が増えていることや、こうした中で、集落の話し合いによる合意形成ができなくなっていることが原因となっている。
- こうしたことから、保全期間の短縮や返還要件の緩和など、農業者等がもっと活用しやすいように要件を見直すとともに、集落に入って集落協定締結や協定への参加促進、更には、制度を活用した地域の活性化などを働きかける人材配置(支援員等)の仕組みづくりが必要である。

[農産物直売所等を活用した魅力づくりへの支援強化について]

- 中山間地域は農業者の高齢化等で人口が減少している中で、農村にある優れた農産物や農村風景を活かした、農産物直売所、体験農園、農家レストラン、農家民宿等については、消費者を農村に呼び込んで、消費していただくことで、農家の所得向上や地域の活性化に繋がることから、中山間地域の農村部では大いに期待しているところである。
- しかし、農業者が体験農園、農家レストラン、農家民宿等の新しい農村でのビジネス化にチャレンジするためには、様々な、魅力づくりやPRのノウハウ、整備資金の確保などが課題となるとともに、こうした取組をサポートする専門家が必要との要請が出ている。

農業経営・人づくり対策の強化について

農林水産省

【提案・意見内容】

農産物価格が長期に亘って低迷し、農業経営は大変厳しい状況にあるなかで、TPP協定が合意され安価な農産物が大量に輸入されると、今後、経営が行き詰る農家が多数出て来ることが危惧されることから、地域において農業経営の安定化に向けた取組や新規就農者の確保・育成に向けた取組が展開されるような施策が必要です。

また、地域で生産される農林水産物を加工し付加価値を付けて販売することで、中山間地域等の農村における所得の確保や雇用の場づくり、地域での新たな産業づくりにつながるような6次産業化への一層の取組が必要です。

【具体的な提案事項】

(1) 青年就農関連対策について

「青年就農給付金」については、青年就農者を安定的に確保していくために法制化するなど恒久的な制度とすること。

また、給付要件の簡素化や事務の簡略化を図ること。

(2) 新規就農者の確保・育成対策について

市町、農協など地域自らが新規就農者の確保・育成を行う「トレーニングファーム」の整備・運営に係る支援制度を創設すること。

(3) 農家の収入保険制度について

収入保険制度の制度設計を進めるに当たっては、幅広い農家を対象とし、農家負担の軽減を行い、再生産可能な制度となるよう十分な検討を行うこと。

(4) 6次産業化への支援の強化について

農林漁業者が6次産業化に取り組むに当たり、設備投資や様々なノウハウの習得などの面でリスクが大きくハードルも高いことから、その支援事業(6次産業化ネットワーク活動交付金)については、各地域の農林漁業者が6次産業化にチャレンジしやすくなるよう、以下の取組を行うこと。

① 整備事業や推進事業については、他の補助事業と同様に、補助率を1/2に引き上げる。

② 事業実施主体等の要件を取り組み易いように見直す。

【当県の現状と課題】

〔青年就農関連対策について〕

- 農業従事者の高齢化等により担い手が減少しており、当県農業の持続的な発展のため、新規就農者を安定的に確保していく必要がある。
- 平成24年度に開始された青年就農給付金は、平成28年度で5年間の事業期間が終了する予定であるが、これまでの事業実施により、若い世代(45歳以下)の新規就農者の割合が増加するなど一定の効果がみられることや、市町を対象にしたアンケート調査でも「新規就農に対する関心が高まった」、「新規就農者が増えた」、「市町等において新規就農者に関する支援体制が強化された」など

の理由で「継続すべき」との回答があったことから、今後も青年就農者を安定的に確保していくため、制度の継続が必要である。

- 青年就農給付金（経営開始型）の給付要件について、「農地の所有権又は利用権を本人が有していること（農地が親族からの貸借が過半である場合は、給付期間中に所有権移転すること）」、「主要な機械・施設を本人が所有又は借りていること」、「生産物・資材の出荷・取引や、経営収支に係る通帳・帳簿管理を本人名義でおこなうこと」など細かく規定されており、給付主体の市町からは「細かな要件が多すぎるため分かりにくい」「制度をもっとシンプルにできないか」など要件の簡素化を求める声があがっている。
- また、給付対象者が多数の市町においては、半年毎の給付金支払や就農状況確認等の事務に多大の時間を要しており、例えば「就農状況確認を年1回にする」などの事務の簡略化が必要である。

[新規就農者の確保・育成対策について]

- 当県の施設園芸産地では、農業従事者の高齢化等により、栽培戸数が減少し、産地の縮小が続いている状況にある。
- このようなことから、市町、農協など産地自らが危機感を持って、産地の維持・活性化に取り組むことが必要であり、地域農業を担う優秀な人材を多方面（県外、農外を含む）から募集し、技術習得のための研修から就農までを一体的にサポートし担い手へ育てていく「トレーニングファーム」の整備等により、新規就農者の確保・育成を図っていく必要がある。

[農家の収入保険制度について]

- 現在、国では自然災害等による損失を補填する「農業災害補償制度」や農産物価格の下落や、生産コストの上昇等に対応して農家経営を安定化するため、肉用牛を対象とした「肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン事業）」や、主要野菜を対象とした「野菜価格安定制度」などを実施されているところであり、こうした制度は、自然災害等による損失や価格が急激に下落した場合など、当県農業者の経営の維持や再生産に大きく寄与しているものの、それぞれの制度は対象とする品目が限定されていることや、自然災害等による損失と価格下落による収入減少の両方を補填する制度となっていないことから、収入保険制度の検討に当たっては、海外の制度事例や国内の状況を踏まえて、我が国の農業に合った、より良い制度となるよう検討していく必要がある。

[6次産業化への支援の強化について]

- これまで農林水産物の生産を主体に行っていた生産者が、新たに、6次産業化に取り組むためには、一般的には、「消費者ニーズの高い商品を開発するためのマーケティング力の向上や、販売先や顧客の確保」「加工や販売ノウハウの向上」「施設整備や運転のための資金の確保」などが必要であり、取組リスクも高いことから、小規模生産者が多い現状では、なかなか取組のハードルが高い状況にある。また、農業者がグループを組んで取り組むことは少なく、個人（農業法人等）が主体となって取り組んでいる。
- こうした中で、「6次産業化ネットワーク活動交付金」については、
 - ① 平成27年度から、推進事業の補助率が1/2以内から1/3以内に引き下げられ、整備事業（事業者タイプ）の補助率も1/2以内から3/10以内等に引き下げられるなど、6次産業化への取組リスクが高い中で、十分な支援が行われていない状況にある。
 - ② また、整備事業の事業実施主体は、「6次産業化・地産地消法」及び「農商工連携促進法」により認定された農林漁業者等となっており、事業実施主体の要件も厳しい状況にある。など、他の補助事業に比べて取組のハードルは高く、支援レベルは低い状況となっており、6次産業化への取組を促進するためには、支援策の充実・強化が必要となっている。

魅力ある農業農村の実現に向けた 農業農村整備事業の推進について

農林水産省

【提案・意見内容】

当県では、これまでの農業農村整備事業により整備された基盤を生かして、高い耕地利用率を維持し、担い手への農地集積を図っているところです。

このような中、国の農業農村整備事業関係予算が、平成 22 年度に大幅に削減されたことから、当県では国の経済対策を有効に活用するなど、必要な予算の確保に努めてきたところです。

国の平成 28 年度の農業農村整備事業関係予算については、平成 27 年度補正予算を加えると、対前年度比 134%と大幅増となっていますが、補正予算の対象事業は、当県にとって活用が難しい要件となっています。また、今年度の当県への予算割当では、必要な予算確保ができていない中、特に農業競争力強化基盤整備事業の配分が非常に厳しい状況であり、予定していた事業の進捗が大幅に遅れ、営農に大きな影響が生じています。

今後とも、当県の農家が安心して営農に取り組むためには、農業生産基盤の整備や農業水利施設の適正な維持管理が必要であり、これらを実現するための農業農村整備事業関係予算を確保し、計画的に事業を進めていくことが重要です。

また、多面的機能支払交付金制度については、これまで、非農業者を含めた地域ぐるみの活動により、農地・農業用施設の適切な維持保全と農村環境の保全はもとより、地域コミュニティの再形成などに寄与しているところです。このため、今後とも地域が着実に農地や農業用施設等の保全活動に取り組むことができるよう、予算を安定的に確保し、本制度を推進していくことが重要です。

【具体的な提案事項】

- (1) 国の農業農村整備事業関係予算が、大幅に削減される以前の水準となるよう、補正予算の編成を含め予算を確保すること。
- (2) 補正予算の編成にあたっては、既に整備された基盤を活かした営農が展開されている当県の実情を踏まえ、高い耕地利用率や農地集積率の維持を対象事業の要件とするなど配慮すること。
- (3) 予算の配分に当たっては、当県の要望内容の必要性、緊急性等を踏まえた必要な予算を確保すること。
- (4) 多面的機能支払交付金制度については、地域が着実に農地や農業用施設等の保全活動に取り組むことができるよう、予算を確保すること。

【当県の現状と課題】

- 当県においては、基盤整備の進捗が進み、高い耕地利用率となっている中、農業競争力強化基盤整備事業や農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金等を活用しながら、暗渠排水やクリーク護岸の計画的な整備、老朽化した農業水利施設の適正な維持管理や更新などへの予算の重点化を図り、効率的な事業展開に努めているところである。
- このような中、平成 27 年度補正予算については、農地の更なる大区画化や汎用化の促進による低コスト化、あるいは水田の畑地化など高収益作物への転換が求められるなど、対象事業の要件が当県にとって厳しいことから、十分な要求ができない状況であった。
- また、今年度の農業農村整備事業関係予算については、要望額に対し 5 割程度の割当となっている状況である。
- このため、当県においては、事業の計画的な実施に必要な農業農村整備事業関係予算が確保できず、次のような影響がでており、地元の要望に十分応えるためには、予算を確保し、事業を着実に推進することが必要である。
 - ・ 農業用水の安定的な供給を行う水路の整備、ほ場の整備や麦・大豆・たまねぎなどの生産性の向上を図る暗渠排水の整備などにおいて、計画的な進捗が見込めず、意欲ある農業者の営農展開に支障を来している。
 - ・ 老朽化した農業水利施設が適切な時期に補修できないため、維持管理費や修繕費が増加するとともに、施設の突発的な破損や故障などの発生により農業用水の確保ができず、営農に大きな影響を与える恐れがある。
- 一方、当県の多面的機能支払交付金制度の取組については、農地維持支払において、県内の農振農用地面積の約 66%と高い取組率となるなど、地域の実情に沿った様々な活動が展開されている。
- また、本制度の効果的な推進を図るため、地域協議会が、法制化後も、活動組織への適切な指導・助言等を行い、推進組織としての役割を担っていく必要がある。
- このため、地域が着実に本制度に取り組むことができるよう、予算の安定的な確保が必要である。

国営土地改良事業の促進について

農林水産省

【提案・意見内容】

当県において、「強い農林水産業」を実現するには、国営土地改良事業（かんがい排水事業、総合農地防災事業）による基幹的な農業水利施設の整備及び機能保全・回復を促進し、下支えする必要があります。

【具体的な提案事項】

- (1) 国営土地改良事業（かんがい排水事業筑後川下流地区、総合農地防災事業嘉瀬川上流地区（北山ダム）・筑後川下流右岸地区）の平成29年度予算を十分確保し促進を図ること。
- (2) 筑後川下流地区の施設管理については、高度な技術が必要となるため、土地改良区などの予定管理者が適正に管理、運用ができるまで、国で責任を持って対応すること。

【当県の現状と課題】

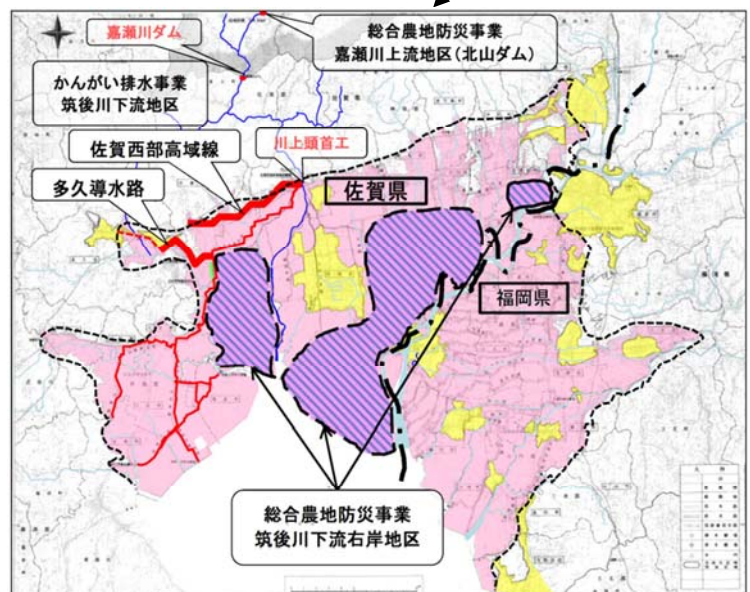
- 筑後川下流地区の最後の路線として実施されている佐賀西部高域線、多久導水路については、水源である嘉瀬川ダムが平成23年度に完成し、地元農家は早期の通水を期待しており、着実な事業実施が必要である。

また、当地区の揚水機場等は高度な操作が必要なため、土地改良区などの予定管理者が適正に操作できるまでの間、施設の管理や操作手法について、国の指導などが必要である。

- 北山ダムは築造から50年以上が経過し、老朽化によりダムの運用に支障が生じてきているため、嘉瀬川上流地区の着実かつ早急な事業実施が必要である。

- 筑後川下流右岸地区については、クリークの法面崩壊の進展により、治水・利水機能の低下や農作業への支障が危惧されることから、平成24年度から幹線的なクリークの法面整備が進められている。

平成28年度までに全体延長173.4kmのうち、39.8kmが完成予定であるものの、進捗率は23.0%であり、予定する平成35年度までの完成が懸念されるため、当地区の事業促進が必要である。



森林・林業の再生に向けた対策の拡充について

内閣府・農林水産省・林野庁

【提案・意見内容】

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、この豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現することが重要です。

このような中、当県において、持続的な林業経営の確立と木材の安定供給体制を構築していくためには、適切な森林施業の着実な実施や主伐の推進、低コスト化に向けた路網の整備、木材加工流通施設の整備、公共施設等への県産木材の利用拡大などの対策の継続・拡充が必要です。

また、土砂の流出防止や地球温暖化防止など森林の有する多面的機能を適切に発揮させるため、治山施設の整備と森林整備を総合的に行う対策の強化も必要です。

更に、これらの森林・林業の再生に向けた対策を着実に実施していくためには、安定的な財源の確保が必要です。

【具体的な提案事項】

- (1) 「森林環境保全直接支援事業」については、搬出間伐や主伐後の植林・保育、さらにはこれらの作業に不可欠な森林作業道の整備に要する経費に対して支援を強化するとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 「次世代林業基盤づくり交付金」については、木材加工流通施設をはじめとする施設整備の支援等に十分な予算を確保するとともに、地域住民が整備する集会所等、公共的な施設まで支援対象を拡充すること。
- (3) 「林道事業」については、「森林整備事業」や「農山漁村地域整備交付金」、「地域創生推進交付金」の十分な予算を確保するとともに、改良や舗装については、採択基準を緩和（採択事業費の低減）するなど、弾力的な運用とすること。
- (4) 「治山事業」については、「補助事業」や「農山漁村地域整備交付金」の十分な予算を確保すること。
- (5) 森林吸収源対策の安定財源確保に向けた新たな税制度構築については、地方の実情に十分配慮した仕組みとすること。

【当県の現状と課題】

- 県内の森林に占めるスギやヒノキなどの人工林の割合は、67%と全国で最も高く、また、人工林のうち利用可能な8齢級以上（36年生以上）のものが全体の約8割を占めるなど資源が充実しつつある。
- 計画的な森林整備を早急に進めるためには、搬出間伐や主伐を進めることが重要である。しかし、木材価格の低迷により森林施業の採算性が悪化していることから、搬出間伐や主伐後の植林、その後の下刈や除伐等の保育、さらには、これらの作業の効率化に不可欠な森林作業道の整備に要する

経費にかかる森林所有者等の一層の負担軽減を図ることによって、所得を確保し、持続的に林業経営に取り組めるようにする必要がある。

- また、生産された木材の需要拡大を図っていく取組の一環として、県及び県内すべての 20 市町においては、「公共建築物木材利用促進方針」を策定し、低層の公共施設の木造化等を促進しているところであるが、こうした取組を一層推進していくためには、「次世代林業基盤づくり交付金」の予算規模の拡大とともに、その対象施設を木材加工機械・施設の整備や市町などが整備する公共施設等だけでなく、地域住民が整備する木造の集会所まで広げるなどの措置が必要である。
- また、搬出間伐などに係る木材の生産・流通コストを縮減するためには、森林作業道の整備と併せ、森林管理道等の継続路線の早期完成が必要なことから、十分な予算を確保するとともに、当県における林道の改良や舗装工事に係る事業規模が小さいという現状に対応できるよう採択基準を緩和する必要がある。
- 更に、平成 28 年度の治山事業については、要望額に対し、補助事業及び農山漁村地域整備交付金の予算配分が低くなっており、計画的な治山対策の実施が難しい状況となっていることから、今後、十分な予算を確保する必要がある。
- 県では、地球温暖化防止につながる森林・林業の再生対策として、広葉樹の植栽等による多様な森林づくりや林業機械の導入促進、森林整備担い手の育成・確保、木材の加工・流通体制の整備、地域材の利用拡大対策などに、幅広く取り組んでいるところである。特に、平成 20 年度からは、「佐賀県森林環境税」を創設し、荒廃森林の再生などにも計画的に取り組んでいるところである。

一方、平成 27 年 12 月に示された「平成 28 年度税制改正大綱（自民党・公明党）」では、森林吸収源対策のための安定財源確保に向け、地球温暖化対策のための税について活用の充実を図ることが明記されるとともに、国において新たな税制度を検討することとされている。

今後、国における新たな税制度の検討に当たっては、既に県において森林環境税が導入されている状況を踏まえ、税の用途等の制度設計において、県で導入している税制との違いを明確にするなど十分配慮した仕組みとすることが必要である。また、新たな税制度が創設されるまでの間においても十分な財源を確保する必要がある。

社会インフラの老朽化対策の推進・充実について

国土交通省

【提案・意見内容】

平成25年11月のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、「インフラ長寿命化基本計画」が決定され、この中でインフラを管理・所管する者は、各インフラの維持管理・更新等を推進するための中期的な取組の方向性を「インフラ長寿命化計画（行動計画）」の策定により明らかにするとともに、この行動計画に基づき、「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」を策定して個別施設ごとの具体的な対応方針を定めることとなっています。

当県においても、高度経済成長期以降に集中的に整備された、道路橋や排水機場などの社会インフラが建設後相当年を経過しており、県民が安心して快適に暮らすための取組として、行動計画や個別施設計画を策定し、各施設の維持管理・更新等を着実にを行う必要があります。

このようなことから、老朽化する社会インフラについて、計画的かつ効率的に維持管理・更新等を進めていく必要があります。

【具体的な提案事項】

今後急激に増加が見込まれる社会インフラの維持管理・更新等を計画的かつ効率的に行うために必要な予算を確保すること。

【当県の現状と課題】

- 人口減少社会へ突入しており、当県においても2040年には総人口が約68万人※（2010年比 80%）まで減少すると推計されており、それに伴う税収減等により社会インフラをとりまく状況はなお一層厳しくなることが見込まれる。
※「日本の地域別将来推計人口（2013年（平成25年）3月推計）国立社会保障・人口問題研究所公表
- 当県では、これまで多くの道路橋、排水機場・水門、港湾施設、都市公園などの社会資本の整備を進めてきており、その多くは高度経済成長期に造られたものであり、今後、施設の老朽化や機能の低下により、更新費用の集中的な投資や増大が見込まれる。
- そのため、社会インフラの老朽化対策について、コストの最小化、平準化を図るため県で管理している道路橋、都市公園、排水機場については長寿命化計画を策定しており、それ以外の施設についても各施設ごとに長寿命化計画の策定を進めており、計画的かつ効率的に更新していく必要がある。

設計労務単価の適正化について

農林水産省・林野庁・国土交通省

【提案・意見内容】

建設業は、社会資本の整備や維持管理、災害対応だけでなく、地域経済や雇用を担うなど、幅広く国民生活の安全・安心を支える重要な産業です。

ところが、長年の公共工事削減の流れの中で、建設業で働く技術者や技能労働者の雇用が減少し、また高齢化が進むとともに若年者が極端に少なくなっていることから、次世代への技術承継が大きな課題となっています。

国民生活の安全・安心を将来的にも支え続けるためには、新たに若い人が働きたくくなるような、魅力ある建設業の育成が不可欠です。

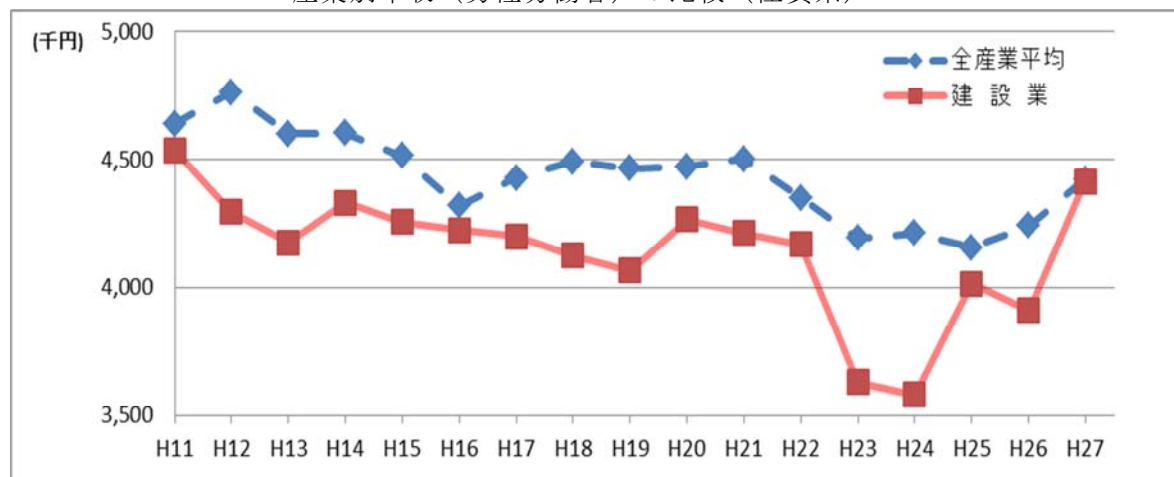
【具体的な提案事項】

設計労務単価については、新たに若い人が働きたくくなるような魅力ある建設業となるよう、適正な水準を確保すること。

【当県の現状と課題】

- 公共投資額の減少に伴う建設業の経営悪化で、近年、建設業労働者の賃金水準は低下の一途をたどり全産業平均と大きな賃金格差があった。このため、平成 25 年度に約 15 年ぶりに設計労務単価が引き上げられ、更に、平成 27 年度も設計労務単価が引き上げられたことから、建設業の年収は全産業平均とほぼ同額となっている。
- しかしながら、佐賀県における新規求人数に対する就業者数の割合は他産業と比較して低い状況となっており、若い人が働きたくくなるような魅力ある建設業の育成には、労働環境に見合う適正な賃金の確保が必要である。

産業別年収（男性労働者）の比較（佐賀県）



出典：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）

公共用地の先行取得における補助対象の拡大について

国土交通省

【提案・意見内容】

社会資本整備を計画的に進めるためには、公共用地を確実に取得することが重要であり、相手方の合意を得れば時機を失せず契約を行うことが求められます。

このような中、当県では、土地開発基金や土地開発公社による先行取得の制度・体制を整備しているところです。

しかしながら、土地開発基金や土地開発公社から用地取得を行う場合については、建物等の補償費が補助対象として認められていないため、機動的な用地取得に支障を来しています。

【具体的な提案事項】

社会資本整備の推進に当たり、事業計画に位置付けられた土地については、先行取得した土地開発基金や土地開発公社から用地取得を行う場合についても、国庫債務負担行為（用地国債）と同様に建物等の補償費を補助対象に含める弾力的措置を講じること。
--

【当県の現状と課題】

- 当県においては、これまでに実施された景気対策等により、工事施工可能な箇所については随時工事を行ってきたことから、現在では用地ストックがほとんどない状態である。
- 用地交渉を円滑に進める上では、売り手と買い手の意思が合致する機会を逃さないことが重要であるが、現年予算や前年度に認証が必要な国庫債務負担行為（用地国債）では、機動的な対応が困難なときがある。
- 当県では、公共用地の先行取得を図る土地開発基金や土地開発公社を創設しており、特に土地開発基金は年度途中の用地取得費の手当も迅速に対応でき、後年、補助事業費で買戻す際に、金利や事務費の負担を求めないため、国庫債務負担行為（用地国債）による先行取得より経済的である。
- しかしながら、土地開発基金等による先行取得は、都市局所管事業では弾力的取扱いにより認められているものの、他局所管事業では認められていない。
- ついては、都市局所管事業以外の事業において、土地開発基金等により先行取得を行う場合についても、建物等補償費を補助対象に含める弾力的運用を講じていただきたい。

地籍調査費負担金の予算確保について

国土交通省

【提案・意見内容】

当県では、土地取引の円滑化、公共事業や民間開発事業のコスト縮減、固定資産税の課税の適正化等を目的として、地籍調査事業に積極的に取り組んでいます。

また地籍調査事業は、災害復旧事業の迅速化に大きく貢献しており、国が推進する国土強靱化にも資する事業であります。

しかしながら、本事業に係る事業費は、平成 27 年度に続き、平成 28 年度も要望額を充足していません。

また、平成 28 年度の財源は従来 of 負担金に加え、社会資本整備総合交付金が充当されていますが、同交付金による地籍調査は、社会資本総合整備計画の基幹事業の実施予定等対象が対象とされています。

しかしながら、先行して積極的に地籍調査事業に取り組んできた当県は、対象地区の多くが地籍調査を完了しており、同交付金の活用が困難となっています。

このようなことから、地籍調査の推進に係る予算の確保、特に地籍調査費負担金の確保が必要です。

【具体的な提案事項】

地籍調査の推進に係る予算、特に地籍調査費負担金の十分な確保に努めること。

【当県の現状と課題】

- 佐賀市は、平成 28 年度から市街地中心部の地籍調査を再開するが、地方創生に資する土地の流動化、地域の活性化を図るためには、同事業の着実な実施が必要である。
- 伊万里市は、専任職員 17 名体制を維持し平成 31 年度完了を目指している。特に平成 28 年度からの地籍調査実施地区は、玄海原子力発電所からの避難路を想定している「国道 204 号」や「市道重橋中山線」の改良工事が予定されている地区が含まれていることから、早期の事業完了が必要である。
- みやき町は、平成 26 年度に専任の部署（国土調査室）を設置した。地籍調査実施予定地域は、所有者や関係人の高齢化が進んでいる山村地区にあるため、早急に調査を実施しなければ、土地の境界等の確認がますます困難になる。
- 本県における地籍調査の進捗率は約 98%であり、全国でも沖縄県に次いで第 2 位である。これは、県内市町において、早い時期から地籍調査事業の重要性を認識し、精力的かつ計画的に地籍調査事業に取り組んできた成果によるものである。

現在、地籍調査を実施中の市町は、第 6 次十カ年計画に基づき、多数の専任職員を計画的に配置し、地籍調査事業に積極的に取り組んでいるが、地籍調査の推進に係る予算が確保されなければ、職員体制の維持に支障が生じ、計画的な地籍調査事業の実施が困難となる。

無電柱化の推進について

国土交通省

【提案・意見内容】

無電柱化は、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等のさまざまな観点から良好な都市空間の創造に資することから、今後とも整備を推進することが必要です。

特に、観光地における無電柱化の推進は、疲弊する地方都市の地域活性化を図るためには必要不可欠ですが、電線管理者に応分負担を求める方式では電力需要等が少ない地方都市においては、応分負担への電線管理者の理解が得られずに要請者負担方式で推進する必要があり、事業費の負担が過大となっているところです。

このようなことから、財政状況が厳しい地方公共団体においても、無電柱化に取り組むことが可能な環境づくりが必要と考えています。

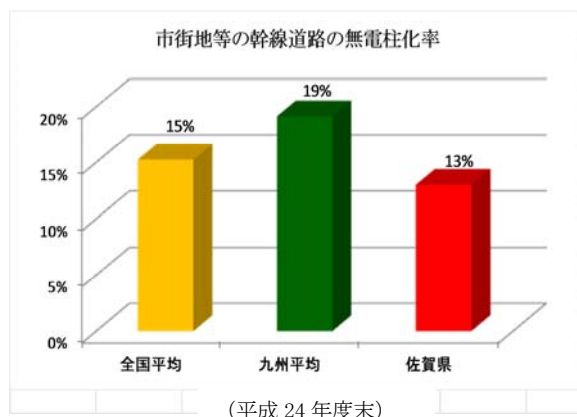
【具体的な提案事項】

- (1) 良好な都市空間の創造に資する無電柱化事業の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) 電線管理者の応分負担に対する直接補助や税制優遇制度の拡充等、電線管理者が応分負担に応じやすい制度に見直すこと。
- (3) 要請者負担方式での無電柱化の推進を行う地方公共団体に対する交付金交付率の嵩上げを行うこと。
- (4) 低コストな工事が可能となる技術開発と手法の導入を図ること。

【当県の現状と課題】

- 都市景観の向上、および都市災害の防止等の観点から計画的な無電柱化の推進を図る必要があると考えているが、予算の確保ができておらず事業の進捗に支障をきたしている。
- また、事業の推進にあたっては、これまでの電線管理者に応分負担を求めながら進めてきた方式では、地方の観光地等においては電力需要等が少ないことから電線管理者の応分負担への理解が得られず、要請者負担方式により進めざるを得ない状況となっている。
- しかしながら要請者負担方式では、地方負担がますます過大となり、取組が進んでいない。
- なお、無電柱化事業は多額の整備コストがかかることも事業の推進の弊害となっている。

唐津くんちの曳山行事（重要無形民俗文化財）



生活排水処理施設の整備推進について

内閣府・農林水産省・国土交通省・環境省

【提案・意見内容】

公共下水道をはじめとする生活排水処理施設は、県民に暮らしの豊かさを提供するとともに、有明海に代表される公共用水域の水質保全に寄与する重要な生活基盤施設です。

また、国が平成 26 年 1 月に策定した「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県整備構想策定マニュアル」において、今後 10 年程度をめどに生活排水処理施設の概成を図ることが示されています。

しかし、佐賀県の生活排水処理施設の整備は全国水準に比べ立ち遅れており、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るためには、更なる整備推進が重要です。

【具体的な提案事項】

- (1) 公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業による各生活排水処理施設の整備に必要な予算を確保し、立ち遅れている地方に重点的に配分すること。
- (2) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業については、国庫負担率(1/3)を他の生活排水処理施設の制度と同様に 1/2 へ引き上げること。

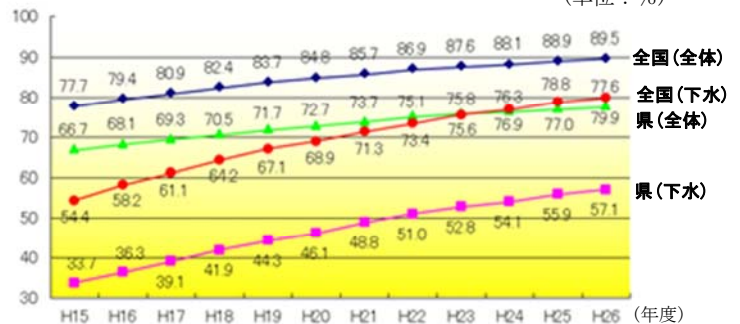
【当県の現状と課題】

- 当県の平成 26 年度末の污水处理人口普及率は、79.9%で、全国平均の 89.5%に比べ依然立ち遅れている。
- 特に生活排水処理の中心である公共下水道については、平成 26 年度末の整備率が 57.1%と全国平均の 77.6%に比べ極めて遅れていることから、今後 10 年での概成に向け整備を加速させる必要がある。
- また、当県の平成 26 年度末の污水处理人口普及率における浄化槽の占める割合は全国平均の 10.2%に比べ、18.1%と浄化槽の割合が高くなっている。
- 当県は、家屋が分散し集落形成している地域が多いため、整備手法として浄化槽による整備に頼らざるを得ない状況になっているが、財政負担が多いことから市町村が浄化槽整備を計画的に推進できるよう、他制度に準じた国庫負担率の引き上げによる財政支援が必要である。

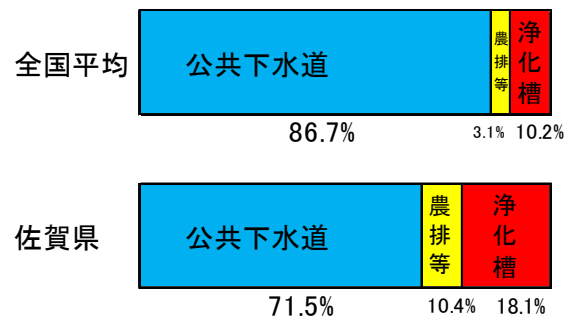
污水处理人口普及率

－ 全国水準に比べ立ち遅れている －

(単位：%)



－ 污水处理人口普及率に各施設の占める割合 －



城原川の治水対策の推進について

国土交通省

【提案・意見内容】

平成 18 年 7 月に策定された筑後川水系河川整備計画によれば、城原川の治水対策については、河道整備とダムによることとされています。

しかし、ダム事業については国により見直しの方針が示され、現在、城原川ダムの検証作業が進められています。また、一方で平成 24 年の九州北部豪雨に代表される近年の大規模な洪水の発生など、洪水はん濫の危険性が高まっていることから、流域住民にとっては一刻も早い治水方針の決定と対策の実施が必要です。

そのためにも、ダム事業の検証を早急に進める必要があります。

【具体的な提案事項】

ダム事業の検証を早急に進め、治水方針を決定し、治水対策を早期に実施すること。

【当県の現状と課題】

- 城原川は、近年、平成 21 年、平成 22 年と立て続けに計画高水位を上回る大きな洪水が発生し、堤防決壊の危機にさらされるなど、その治水対策は従前から大きな懸案となっている。
- このような中、城原川ダムについては、国土交通大臣から九州地方整備局長にダム事業の検証に係る検討が指示され、これまでに計 4 回の「検討の場」が開催されたところであり、検討結果として検討報告書（原案）案に示された「城原川ダム事業については「継続」することが妥当である」との方針に異論はないことを回答したところである。
- 今後は、国における速やかな対応方針の決定と治水対策の早期実施が必要である。また、治水対策を実施するにあたっては、自然環境や景観などへの配慮、更なるコストの縮減や工期の短縮及び関係住民への丁寧な対応が必要である。

城原川ダムのこれまでの主な経緯

昭和 46 年 4 月	城原川ダム予備調査 着手
昭和 54 年 4 月	城原川ダム実施計画調査 着手
平成 15 年 11 月～平成 17 年 5 月	城原川流域委員会（全 13 回）、城原川首長会議（全 11 回）
平成 17 年 6 月	知事が「流水型ダム」を提案
平成 18 年 7 月	筑後川水系河川整備計画策定、城原川ダムが位置づけられる
平成 21 年 9 月	水没地区三団体が知事へ城原川ダムの早期建設着手を要望
平成 21 年 12 月	ダム事業の見直しにより、城原川ダムが「検証対象ダム」に位置づけられる
平成 22 年 3 月	水没地区三団体が国、県、市へ治水方針の速やかな結論提示を要望
平成 22 年 9 月	「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が「今後の治水対策のあり方について（中間とりまとめ）」を提示
平成 22 年 9 月	国土交通大臣から城原川ダム事業の検証に係る検討を九州地方整備局長に指示
平成 22 年 12 月	九州地方整備局が「検討の場（第 1 回準備会）」を開催
平成 23 年 2 月	ダム事業の長期化により、水没予定地区が県及び神崎市に地域振興事業を要望
平成 26 年 10 月	九州地方整備局が「検討の場（第 2 回準備会）」を開催
平成 27 年 5 月～平成 28 年 5 月	九州地方整備局が「検討の場」を開催（計 4 回）

筑後川水系ダム群連携事業等の推進について

国土交通省

【提案・意見内容】

ダム事業については、国により見直しの方針が示され、現在、筑後川水系ダム群連携事業の検証作業が進められています。

一方で、筑後川においては、不特定用水が確保されていないため、平成元年度以降、概ね2年に1回程度の割合で取水制限や渇水調整が実施されています。

このような状況下、特に夏場「かんがい期」の不特定用水の確保が急務であり、平成25年度から建設再開となった小石原川ダム建設事業と筑後川水系ダム群連携事業は一体的に進められるべきです。

【具体的な提案事項】

- (1) 筑後川水系ダム群連携事業の検証を早急に終了し、早期対策に着手すること。
- (2) 小石原川ダム（水資源機構事業）は、平成31年度完成に向け、事業の効率的な執行に努めること。

【当県の現状と課題】

- 筑後川では、これまで都市用水が優先的に確保されてきたため、夏場の河川環境の保全や既得利水の安定化を図るために必要な水である「不特定用水」の確保が遅れており、当県としては、筑後川の不特定用水の確保は急務である。
- 農業用水の取水が集中する“かんがい期”には、河川流量が減少する傾向が見られ、特に、取水が集中する6月中旬頃は、極めて流量が少なく、平成元年度以降においては、概ね2年に1回程度の割合で取水制限や渇水調整が実施されている。
- 筑後川の瀬ノ下地点において確保が必要とされる河川流量毎秒40トンについて、冬場は必要流量(不特定用水)を確保しているが、夏場は補給施設が不足しているため、必要流量が確保されておらず、河川環境の保全や既得利水の安定化を図ることが急務である。
- 「検討の場」において「ダム群連携事業」が有利と検討報告書(素案)が示されたことにより、今後、国においては、速やかに対応方針を決定し「不特定用水」の確保に向けて早期に対策の実施が必要である。

筑後川水系ダム群連携事業等のこれまでの主な経緯

平成13年4月	筑後川水系ダム群連携事業 実施計画調査着手
平成18年7月	筑後川水系河川整備計画 策定
平成21年12月	ダム事業の見直しにより、筑後川水系ダム群連携事業が検証対象ダムに区分
平成22年9月	国土交通大臣からダム群連携事業の検証に係る検討を九州地方整備局長に指示
平成22年12月	九州地方整備局により、検討の場(準備会)が開催(小石原川ダムと合同開催)
平成23年3月	九州地方整備局により、検討の場(第1回)が開催(小石原川ダムと合同開催)
平成24年12月	国土交通省が小石原川ダム建設事業の対応方針として「事業継続」を決定
平成25年4月	小石原川ダム建設事業の建設工事再開
平成27年10月～平成28年4月	九州地方整備局により、検討の場(第2回～4回)が開催

県民のくらしを支える社会資本整備の推進 について

国土交通省

【提案・意見内容】

当県では、幹線道路や河川の整備率が全国平均に比べて低く、まだまだ県内の社会資本の整備は遅れています。

このため、県民ニーズの多様化・高度化、厳しい財政状況など社会経済状況が変化する中で、佐賀の輝かしい歴史や豊かな自然環境を有効に活用して、県民が快適に暮らすことができ、活力ある産業活動を支えていくための社会資本整備を推進する必要があります。

また、東日本大震災や中央自動車道の笹子トンネルの天井板崩落を契機として、また平成27年の台風17、18号に伴う豪雨による河川氾濫、平成28年熊本地震での土砂崩落等を目の当たりにして、地震や津波、豪雨など激甚化する自然災害や事故などに対して、これまで以上に、安全・安心な暮らしの確保を望む声が高まっており、県民が安心して快適に暮らすための取組を着実に実施していくことが重要と考えています。

さらに、当県は、平成35年の「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」開催に向け、競技会場等で使用する運動施設のバリアフリー化、耐震化等を実施して21世紀にふさわしいスポーツ大会にしていきたいと考えています。

このようなことから、道路、河川、海岸、砂防、公園などの社会資本整備に当たっては、計画的に各種の事業を進めていく必要があります。

【具体的な提案事項】

- 主に、以下に掲げる事業について、重点的、効率的な事業費配分や事業の完成時期の明示、財源措置の充実が必要である。
- (1) 安全・安心な暮らしを支える道づくりについて
 - ① 通学路などにおける歩道の整備及び日常生活や地域活動を支える生活圏内道路の整備を図るために必要な予算を確保すること。
 - ② 道路の防災対策事業の着実な推進を図るために必要な予算を確保すること。
- (2) 治水事業の推進について
 - ① 佐賀江川をはじめとした防災・安全交付金による河川改修を着実に推進するために必要な予算を確保すること。
 - ② 筑後川、嘉瀬川、六角川、松浦川などの直轄河川改修を着実に推進すること。
 - ③ ポンプや水門の整備・更新を着実に推進するために必要な予算を確保すること。
- (3) 土砂災害防止対策の推進について
 - 土砂災害防止対策におけるハード事業とともに、区域指定に関する啓発活動等ソフト対策の着実な事業の推進に必要な予算の確保を行うこと。
- (4) 都市基盤の整備促進について
 - ① 都市の骨格形成に資する主要な幹線街路の整備を促進するために必要な予算を確

保すること。

- ② 地域の個性あるまちづくりに資する土地区画整理事業を推進するために必要な予算を確保すること。
 - ③ 市街地内で身近に利用が可能であり、合わせて避難地・防災拠点等の機能も有する都市公園の整備を推進するために必要な予算を確保すること。
- (5) 都市公園施設のバリアフリー化・耐震化の推進について
都市公園施設のバリアフリー化、耐震化対策を計画的に推進するため、都市公園安全・安心対策事業（防災・安全交付金）の予算の確保を行うこと。
- (6) 地域の課題に対応した住宅政策と建築行政の推進について
- ① 老朽化した公営住宅の建て替えや改善事業を着実に推進するために必要な予算を確保すること。
 - ② 公営住宅の建て替えや改善事業の一貫として必要な用地取得費等について、社会資本整備総合交付金の基幹事業の対象事業を拡充すること。
 - ③ 狭あい道路整備等促進事業の交付金の嵩上げなどを行い地方の負担軽減を図ること。
 - ④ 建築基準法等の法改正や新たな制度構築にあたっては、地方の財政状況や事業者の実情に十分配慮し、地方の負担が増すことのないようにすること。

【当県の現状と課題】

- 東日本大震災や中央自動車道の笹子トンネルの天井板崩落を契機として、また平成27年の台風17、18号に伴う豪雨による河川氾濫、平成28年熊本地震での土砂崩落等を目の当たりにして、地震や津波、豪雨などの津波など激甚化する自然災害や事故などに対して、これまで以上に安全・安心な暮らしの確保を望む声が高まっている。
- 当県では、道路や河川、砂防、海岸などの整備が全国平均に比べて遅れており、高齢者も含めた多くの県民が安全・安心で快適に暮らせる地域づくりのための基盤整備や産業振興、観光・交流に寄与する広域交通網の整備など社会資本の整備促進が求められている。

新たな教職員定数改善計画の策定と確実な実施について

文部科学省

【提案・意見内容】

平成 23 年 4 月に義務標準法が改正され、小学校第 1 学年は制度改正がなされたものの、その附則において、学級編制の標準を順次改定し、法制上その他の必要な措置を講ずることとされた小学校第 2 学年以降は、未だ実現に至っていない状況です。平成 28 年度の政府予算では、教職員定数全体では自然減等 4,000 人に対して、加配定数 525 人の改善が認められ 3,475 人の減となりました。また、教職員定数改善計画については策定されないままとなっています。

学校の組織運営体制や指導体制の充実を図り、きめ細かな教育、多様な教育を実現していくためには、学級規模の適正化等に対応した教員配置の充実などに必要な定数改善がなされ、計画的な見通しをもって優秀な教職員を確保していくことが重要です。

【具体的な提案事項】

学校の組織運営体制や指導体制を充実させ、地域の実情に応じたきめ細かな教育、多様な教育を実現するため、教職員定数改善計画を早期に策定し、確実に実施すること。

【当県の現状と課題】

- これまで、当県では、主に指導方法の工夫改善のための加配を中心に教職員の定数改善を行ってきた。平成28年度も引き続き、小学校第 2 学年においては、基本的な生活習慣・学習習慣を定着させるため、また、中学校第 1 学年においては、いじめや不登校が急増する、いわゆる「中 1 ギャップ」に対応するため、「小規模学級」又は「ティームティーチングによる指導」の選択制を県単独で実施するなど、きめ細かな教育に取り組んでいる。
- また、国は平成23年度から小学校第 1 学年の35人以下学級を実現させるために、指導方法工夫改善のための加配を削減したが、その分を県単独で補填し、学習環境の水準の維持に取り組んでいる。
- 一方、教育課題が多様化・複雑化する中、その解決には、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図ることが重要である。さらには、発達段階に応じた心の教育や体験活動の推進、障害の程度や状態に応じた特別支援教育の充実も必要である。
- しかしながら、指導方法工夫改善のための国の加配は、ここ 6 年間で20名以上減少しており、「小規模学級」や「ティームティーチングによる指導」を縮減せざるを得ない状況である。
- 義務教育は、国のしっかりとした制度設計のもとに実施されるべきものであり、県において優秀な教職員を確保していくためには、先を見据えた採用計画が必要であり、国において、教職員定数改善計画を速やかに策定し、確実に実施することが必要である。

障害のある児童生徒支援の充実について

文部科学省

【提案・意見内容】

特別支援教育においては、障害のある児童生徒の自立と社会参加の促進を目指し、一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな支援が重要であり、その中核的な役割を担う専任の特別支援教育コーディネーターを全学校に配置して、専門的な支援体制を整備する必要があります。

また、特別支援学級及び通級指導教室の設置並びに特別支援教育支援員の配置を適切に行い、支援を必要とする児童生徒の増加に対応していく必要があります。

【具体的な提案事項】

- (1) 特別支援教育コーディネーターとして専門的な担当教員を全ての学校に専任で配置できるよう、また、特別支援学級の在籍児童生徒数の増加や個々の児童生徒の特性に応じた指導ができるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の標準に関する法律等を見直し、定数改善を行うこと。
- (2) 通級指導教室については、必要な児童生徒の数に応じた教員の配置ができるよう加配定数の改善を行うこと。
- (3) 幼稚園・小・中・高等学校における特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置を更に拡充すること。

【当県の現状と課題】

- (1) 平成19年4月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知において、校務分掌に位置付けることが求められている特別支援教育コーディネーターについては、現状の教員配置では十分にその役割を果たすことが難しい状況にある。

例えば、小・中学校等においては、学級担任はもとより、教頭等と兼務している場合もあり、特別支援学級も増加する中、特別支援教育を推進するための人的配置が必要である。

小・中学校及び高等学校の学習指導要領においても、個々の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが明記されており、障害のある児童生徒などに対して今まで以上にきめ細かな支援を行うためには、国における措置が必要である。

また、特別支援学級については、特に自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が著しい。

平成27年度の1学級当たりの児童生徒数が7人又は8人の特別支援学級の割合は9.9%で、小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に限定すれば19.4%となっている。児童生徒数が多く、担任や教科担当だけでは対応できない場合は、他の特別支援学級の担任が支援を行ったり、空いている時間に管理職や級外の教員が支援したりするなど対応に苦慮しており、個々の児童生徒の特性に応じた指導が難しい状況にある。

現在、法律に基づき、1学級の児童生徒数を8人として学級編制を行っているが、個々の児

児童生徒の特性に応じた、よりきめ細かな指導を行うためには、特別支援学級の編制基準の引下げ及びそれに伴う教職員定数の改善が必要である。

【県内特別支援学級の学級数の推移】 (単位：学級、かつこ内は%)

	小学校		中学校		小・中学校計	
	自・情	全体	自・情	全体	自・情	全体
H21	54	201	19	90	73	291
H22	60	210	21	94	81	304
H23	79	233	25	103	104	336
H24	114	287	49	131	163	418
H25	136	317	58	141	194	458
H26	154	352	65	160	219	512
H27	165 (19.4)	374 32	69 (7.2)	172 5	234 (15.8)	546 54

※ H27年度下段は、1学級当たりの児童生徒数が7人又は8人の特別支援学級数(%)で内数

(2) 平成18年度に通級による指導の対象に学習障害(LD)及び注意欠陥多動性障害(ADHD)が加えられたことにより、当県では、平成28年度、LD・ADHDの通級指導教室を小学校に36教室、中学校に10教室設置している。

しかし、LD・ADHD教室の対象となる児童生徒は年々増加傾向で、LD・ADHD教室の設置申請数は年々増加しており、現在の設置数では十分ではなく、一人ひとりの能力や適性に合わせた個別の指導を行うことが難しい状況にある。

【LD・ADHD通級指導教室の設置申請数と設置数の推移】 (単位：教室)

			H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
小学校	LD・ADHD	申請数	23	32	36	38	44	46	47
		設置数	22	23	28	32	34	36	36
中学校	LD・ADHD	申請数	8	9	8	10	12	14	17
		設置数	6	6	7	9	9	9	10
合計		申請数	31	41	44	48	56	60	64
		設置数	28	29	35	41	43	45	46

(3) 特別支援学級だけでなく、通常の学級においても特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、特別支援教育支援員は、特に小学校における配置人数の増加が著しい。

特別支援教育支援員については、国からの財政措置は毎年拡充されているものの、多くの市町で地方交付税だけでは十分な配置ができない状況にある。

義務教育については、国が制度設計をし、構築すべきものであり、市町の財政事情によって体制が大きく変わることはあってはならず、特別支援教育支援員に係る国からの財政措置の更なる拡充が必要である。

【特別支援教育支援員の配置人数の推移】 (単位：人)

学校種	H22	H23	H24	H25	H26	H27
幼稚園	13	14	15	18	20	19
小学校	176	240	232	255	284	318
中学校	42	70	55	60	60	70
高等学校	1	2	3	4	4	4
合計	232	326	305	337	368	411
前年度比	—	94	▲21	32	31	43

※有償ボランティアの人数は含まない。

教育の情報化推進のための環境整備について

文部科学省

【提案・意見内容】

教育の情報化は、今日の高度情報化・グローバル社会にあって、これからの教育を左右する喫緊の課題であり、特に、急速にグローバル化が進む変化の激しい時代を逞しく生き抜く力を育成する上で避けては通れないことと捉えています。

このような考えの下、当県では、平成23年度から、県と市町とで連携し、全県規模で、ICT機器の整備と人材育成及び県独自の教育情報システムの構築に一体的に取り組んできました。

このことについては、学習指導要領の改訂や、国において平成23年4月に策定・公表された「教育の情報化ビジョン」、平成25年6月に閣議決定された「第2期教育振興基本計画」など、強力に教育の情報化を推進する国の方針とも合致するものであり、その成果については、「佐賀県スタイル」として広く全国に発信することとしています。

ただ、この教育の情報化の推進には、学習者用デジタル教科書の開発・普及とともに、その環境整備として、各学校におけるICT機器等の整備が不可欠であり、その重要性は教室等の基幹的施設と同様と考えられます。

このようなことから、ICT機器等の整備については、教室等と同様、適切な学校教育を実施するための基幹的な施設設備として、財政支援を拡充するための新たな制度の整備が必要です。

また併せて、ICT利活用教育を拡げていくために、専門的知識のあるICT支援員を配置することが必要です。

【具体的な提案事項】

ICT利活用教育の推進のため、その環境整備として、ICT機器等の整備について、教室等と同様の基幹的な施設設備と位置づけるとともに、ICT機器等の整備及びICT支援員の配置について、新たに国庫負担制度を創設するなどして、計画的かつ確実な実現を図ること。

【当県の現状と課題】

- 当県では、「ICT機器整備」と「人材育成」及び「教育情報システムの構築」に一体的に取り組むことにより、他県に先駆けて、ICT利活用教育に取り組み、その教育的効果をいち早く発現したいと考えている。
- 本事業については、県と市町とが密接に連携して推進することが重要なことから、「人材育成」と「教育情報システムの構築」については県が主体的に取り組むこととしているが、「ICT機器整備」については、設置者負担の原則に立ち、県立学校は県が、市町立学校は市町が、国の負担金

や補助金等を活用しながら、自らが負担することとしている。

- こうした中、義務教育における I C T 機器等の整備に係る経費の負担については、国の説明によると「地財計画などにに基づき交付税で措置されている」とされており、教育の情報化対策として、毎年度地方財政措置（平成 28 年度：約 1,678 億円）がなされているものの、現実には依然として不十分な状況であり、特に市町教育委員会からは、事業推進の課題として機器整備や I C T 支援員の配置に要する財源の確保が容易でないとの声が上がっている。

警察官政令定数の増員について

警察庁・総務省・財務省

【提案・意見内容】

当県における刑法犯認知件数は、平成 15 年をピークに年々減少傾向にあり、数値の上では一定の改善が見られますが、一方で、人身の安全にかかわるストーカー・DV 事案や多額の被害をもたらすニセ電話詐欺が増加傾向にあるほか、人口 10 万人当たりの人身交通事故の発生件数が、4 年連続で全国ワースト 1 となるなど、治安情勢は依然として厳しい状況にあります。また、国際テロ情勢が緊迫する中、当県には、九州佐賀国際空港、玄海原子力発電所等のテロの攻撃対象となり得る重要施設があり、これらの施設の警戒警備等の重要性が高まっています。このような治安上の課題に迅速かつ的確に対応し、県民の安全・安心を確保するためには、地方警察官の政令定数の改正（警察官の増員）が必要です。

【具体的な提案事項】

様々な治安上の課題に迅速かつ的確に対応し、県民の安全・安心を確保するために警察官を増員すること。

【当県の現状と課題】

- ストーカー・DV 事案は増加傾向にあり、平成 27 年中の認知件数は 485 件（前年比+99 件）、検挙件数は 108 件（前年比+42 件）となっている。この種事案は、殺人等の重大事件に発展するおそれがあるため、認知した段階から迅速かつ適切に対処する必要があるが、限られた人員の中で、他の業務と兼務しながら対応している状況であり、被害者等の安全確保に万全を期すためには、現体制では十分とは言えないことから、警察官を増員して体制を強化する必要がある。
- ニセ電話詐欺の認知件数及び被害額は、年々増加しており、平成 27 年中の認知件数は 76 件（前年比+10 件）、被害総額は過去最高の 2 億 114 万円（前年比+5,286 万円）となるなど、極めて厳しい情勢にある。ニセ電話詐欺の撲滅を図るためには、中枢被疑者等を検挙して犯行グループの壊滅を図る必要があるが、そのためには首都圏等における長期的な捜査が必要となるが、当県では、そのための十分な捜査体制がとれないことから、警察官を増員して体制を強化する必要がある。
- 平成 27 年中の人身交通事故の発生件数は 8,561 件（前年比-309 件）、死者数 48 人（前年比-8 人）と前年と比べて減少しているが、人口 10 万人当たりの発生件数は 4 年連続で全国ワースト 1 という極めて厳しい状況が続いている。このため、当県では、交通事故防止対策を最重点とした取組を推進しているところであるが、交通指導取締り、交通安全教育等の交通事故防止対策を、さらに強力に推進するため、警察官を増員して体制を強化する必要がある。
- 近年の国際テロ情勢は極めて厳しく、他国においては、いわゆるイスラム国等の過激思想の影響を受けたローン・ウルフ型のテロも発生しており、国内においても同様のテロが発生する可能性も否定できない情勢にある。このような情勢の中、当県には九州佐賀国際空港、玄海原子力発電所等のテロの攻撃対象となり得る重要施設があり、テロの未然防止を図るためには、警察官を増員して、重要施設の警戒警備体制を強化するとともに、関連情報の収集・分析体制を強化する必要がある。